

# 占領後遺症の克服

—— 祖国の真の独立のために ——

小田村四郎 著

国文研叢書  
No35

社団法人 国民文化研究会

# 占領後遺症の克服

—— 祖国の真の独立のために ——

# 目次

序——終戦五十年を迎へて——	1
Ⅰ 講演	
占領政策と現代日本（昭和六十年）	11
Ⅱ 「時評」十六篇	
一 大東亜戦争私見	
・ 自衛の戦としての大東亜戦争（平成三年）	53
・ 開戦記念日に想ふ（昭和五十六年）	58
・ 学徒出陣のこと——東大・緑会「出陣賦」について——（昭和五十三年）	61
・ 「終戦の詔書」こそ戦後再出発の原点（昭和六十二年）	68
二 占領憲法の呪縛	
・ 「精神の自由」の回復を（平成四年）	75

・ 日本国憲法の前文について (平成五年) .....	84
三 東京裁判史観の克服	

・ 痛恨極まりない第二の敗戦 (昭和五十七年) .....	93
—— 奇怪な教科書問題政府見解 ——	
・ “A級戦犯”の刑死は「戦死」である (昭和六十二年) .....	106

#### 四 国防と教育

・ 「守るべきもの」について (昭和五十八年) .....	125
・ 防衛を否定する亡国教科書の実態 (昭和六十三年) .....	136
—— 63年度高校「現代社会」の安保防衛問題の記述 ——	
・ 歪められる愛国の歴史 (昭和六十三年) .....	153
・ 歴史に対する誇りと確信の回復 (平成六年) .....	158

#### 五 アジア外交批判

・ 国家存立の基盤を破壊する土下座外交 (昭和六十一年) .....	171
・ 歴史認識の共有はあり得ない (平成二年) .....	184
—— 盧大統領の訪日問題について ——	
・ 天皇陛下御訪中問題について (平成四年) .....	197

——官房長官への意見陳述要旨——

・許し難き中国政府の非礼（平成四年）……………

208

### Ⅲ 「論文」二篇

一 戦争責任論に対する疑問（平成元年）……………

223

二 今上陛下の御聖徳を仰ぐ——皇室と日本——（昭和六十三年）……………

255

### 資料（開戦の詔書・終戦の詔書）

## 序——終戦五十年を迎へて——

元駐西独大使で終戦当時はまだ少壮外務官僚だった曾野明氏は、『ソビエト・ウオッチング四十年』（サンケイ出版、昭和五十八年）の中で次のやうに回想してをられる。

「さて、終戦の朝が明けた。全国民は正午の玉音放送まで知らなかったが、少数の外務省員はもちろん終戦を知っていた。霞ヶ関一体は完全な焼け野原で、焼け跡から各省庁で書類を焼く煙がゆらゆらと立ち昇っていた。その悲しい光景と平和再来の安堵を織り交ぜた複雑な気持ちのなかで、私たちはいったい何年たったらこの国を元へ戻すことができるかについて論じ合った。

最も短い予想でも五十年であった。百年という人もあった。いずれにせよ、自分たちの世代はもう良い目に会うことはあるまい、というのが私たちの諦観であった。今から考えると、あまりに悲観的にすぎたように思えるが、それまでの敗戦国の運命を見れば、そうした結論は当然であった。

日本はほとんど世界中の国々に対して降伏したのである。同じく降伏したドイツには政府

さえなくなっていた。日本の場合は一応政府の存在は認められるにしても、それが占領軍の支配下に立つのは明らかであつたし、占領がいつまで続くかも予想できなかった。それに、あれだけ多数の国々を敵に回したのだから、平和条約によつて再び独立を許されても、巨額の賠償金を何十年かにわたつて支払わされるのは、過去の歴史から見ても多分にあり得ることだつた。さらに、日本国の主権が将来にわたつて、政治的、経済的、軍事的に制限されるのも確實のように思われた。」

これは、ポツダム宣言受諾当時の国民の不安を正確に描写した文章と言つてよいだらう。そして今、終戦五十年を迎へようとしてゐる。曾野氏らの予想は、氏自ら述懐されてゐるやうに、「冷戦」といふ予想外の国際情勢の恩恵を受けて「幸いにして裏切られて、日本は戦前よりも遙かに豊かな『経済大国』になつた。」「世界史を繙いても、あれだけの大戦争を起こして敗戦した国が、これだけの短期間に、戦前以上の繁栄をなしとげた例はない。」

しかし、「国家」を国家たらしめる本質的な部分においては、曾野氏らの予見は恐しい程正確の中してゐるのではないか。確かに、主要国は賠償請求権を放棄したし、条約による主権制限は免れた。しかし、それ以上に峻烈な占領政治によつて、日本を徹底的に無力化、

弱体化するため、国家基盤そのものを破壊し、回復困難なまでの制約を日本に課したのである。その結果、皇祖皇宗の御遺訓を体して制定された大日本帝国憲法は敗戦の詫び証文に他ならぬ占領軍憲法に置き換へられ、教育の基本として国民精神第一の中心であった教育勅語は奉読を禁止されて顧みられず、我々の父祖同胞が心血を注いでこの国土に刻んで来た「光輝アル國史ノ成跡」は眞黒々の自虐史観によって塗りつぶされてしまった。国際社会においては、「金は出すが血は流さぬ」といふ町人根性を臆面もなく表明して世界の嘲笑と軽侮を買ってゐる。剩へ終戦五十年を期して謝罪不戦の国会決議を推進する合意が与党間に成立するに至つた。これは、明治以降御三代の御聖徳を毀損し奉り、国家の名誉を汚し、二百四十六万余の英霊を冒瀆するのみならず、独立主権国家としての資格を自ら否定する自殺行為と言はなければならぬ。これらのことは、当時の国民の一人も想像だにできなかったことである。

かくの如き国家の自己否定と国民精神の崩壊は、すべて連合国の占領政策に淵源する。しかもそれは、冷戦の顕在化によって占領政策が転換するまでの間、僅か三年余のことであつた。これだけ短期間に、三千年の伝統と高度な精神文化を誇つた国民がその魂を骨抜きにされてしまった例は、世界にないのではないか。いや、正確に云へば、占領政治の弾圧と強制



にも拘らず、当時の絶対多数の国民は健全な良識と日本国民としての高い誇りと矜持を堅持してゐた。それは戦後の昭和天皇の御巡幸に際しての各地における国民の熱誠溢るる奉迎ぶりにも窺はれる。しかし、占領期間中に植ゑつけられたバチルスは、教育とマスコミを通じて次第に繁殖して体内を蝕み、遂に外国反日勢力と呼応して政権を奪ふに至った。昭和五十七年の教科書事件以来のことであつて、その詳細は本論を御参照頂きたい。しかし、日本が日本である限り、日本が独立国家である限り、現状のまま推移することは許されない。肇国以来の父祖の偉業を汚さないためにも、二百四十六万余柱の英霊の志を安んぜしめるためにも、そして我々の子々孫々の幸福のためにも、占領後遺症を一刻も早く克服しなければならぬのである。その意味で本書を「占領後遺症の克服」——祖国の眞の独立のために——と題したが、日本近代史に関して二点だけ付記しておきたい。

第一は、国史における御詔勅の意義についてである。御詔勅は即ち「みことのり」であつて、天皇が御親ら国民に語りかけられる御言葉であり、勅命と云つてもよい。従つてそれは政府声明や首相告示などよりも遙かに重いもの（「綸言汗の如し」といふ）であつて、その取扱ひは慎重の上にも慎重が期された。その起草に當つては、あくまでも皇祖皇宗の御遺徳

を体现し給ふ大御心を体して文案が練られたのであり、況して臣僚の恣意や謀議によって陛下を欺き奉る如き不敬不遜の輩は一人も存在しなかつた。この意味で、帝国憲法下の閣僚は決して畏敬の心を失はなかつたのである。巷間、いかなる国家も「侵略」を標榜して侵略を行ふ国はない、とか、戦争は必ず自衛の名を籍りて行はれる、日本も同じだといふやうな雑駁な論が横行するが、これは我が国における皇室の御存在を忘却したものである。我々は虚心に詔勅を奉読して国家意思の内容を把握すべきであり、これを無視して国史を語ることはできないことを忘れてはならない。

第二は、戦後における国防意識の特殊性についてである。ポツダム宣言によって完全に武装を解除された後の我が国の安全を保障したものは米軍の軍事力であつた。独立回復後においても、貧弱な我が防衛力の穴を埋めたものは、日米安全保障条約に基く米軍の駐留であつた（旧安保条約前文参照）。かくして日米安保体制は戦後の我が国家安全保障政策の基軸となつたが、却つてそのために我が防衛力の整備は遅々として進まないまま現在に至つた。これは、政治家をはじめとして日本国民が日米安保体制に安住して、自国の防衛といふ国家最優先の問題を真剣に考へようとする意欲を失つたからである。そしてそれは同時に、我が国の近代

史に対する理解力を喪失させることにもなった。幕末の開国によって、列強が覇を競って角逐する国際社会に組み入れられた日本にとって、最大の課題はいかにして国家の独立を保全するかといふ問題であった。そして日本の安全は東亜の安定と不可分であった。即ち、朝鮮半島の問題も、満洲の問題も、それが当時の国際情勢の下で、我が国の安全確保にとつていかなる意義があつたかを知らなければ理解できないであらう。そしてそれはまた、一国の国防の重大性を身を以て痛感する意志がなければ理解できないであらう。我が国の近代史を学ぶ場合、超大国米国を同盟国としてこれに依存してゐる戦後の安全保障感覚を以てこれを見なくてはならないことを銘記すべきである。

さて私は、昭和二十二年、大蔵省に職を奉じて以来、防衛庁、内閣（総理府）、行政管理庁を含め、三十一年間を国家公務員として勤務して来た。その間、すぐれた上司同僚に恵まれ、また他省庁の諸氏とも隔意なく交流し、一意職務に専念することができた。政治や社会思潮には注意を怠らなかつたけれども、職場の施策は自分の考へとほぼ一致してゐたし、政府も戦前戦中の良識ある人々で占められてゐたから、殆ど違和感なく過すことができた。今日の混迷した政局を思へば、幸福な役人生活を送ることができたと言へよう。従つて特別に

発言する必要もなかったし、また個人的発言に寄って物議を醸し国会審議などに影響することにもなれば、役所に不測の迷惑を及ぼすことになるので、意識的にこれを避けてゐた。

退官して以後は、そのやうな制約もなく、言論の自由と時間的余裕も出来、万一問題が起れば自己の責任において進退すればよいことであるから、乞はれるままに各所に寄稿して来た。当初は防衛問題、行革問題等が対象であったが、次第に憲法問題に移り、外交、教育、教科書、歴史問題等もテーマとすることになった。今回、国文叢書の一冊として論文集を刊行して戴くに当り、これまで寄稿して来たものの中からやや専門的と思はれる憲法、防衛問題を除き、戦後世代の諸君に適当と思はれるものを集録することとした。これらの論稿の取捨、配列、校正等の一切は、国民文化研究会の今林賢郁、磯貝保博、柴田悌輔、稲津利比古、奥富修一各氏にお任せした。従つて本書は、私とこれら諸氏との合作によるものと言つてよく、多忙な時間を割いて編集に携はられた諸氏に心から感謝申し上げたい。なほ、初出誌紙とその時期は各論文の終りに記したが、若干加筆補正したものもあることをお断りしておきたい。

平成六年十二月二十六日

小田村 四郎

I  
講  
演

## 占領政策と現代日本（昭和六十年）

### 国家喪失の現状

敗戦後の日本を一言で言へば、それは国家の喪失であり、歴史の喪失であり、国語の喪失であり、郷土の喪失であり、従ってまた人間の喪失であると言ってよいでせう。

占領下に占領軍が起草した新憲法を強制され、それによって国家意識を喪失させられてしまった。また国家教育を禁止され、或いは古代以降の歴史を全部書き変へられて正しい日本の歴史が失はれてしまった。さらに国語改革、漢字制限、假名遣ひの改革、敬語の簡素化、文語体の軽視等々によって正しい国語も失はれてしまった。また神道指令などによって神々を祀る神社、村の鎮守の祭りに行政当局は一切関与できなくなってしまう。占領政策ではありませんが地名の変更も郷土喪失の重大な因子となっております。

そして一番重大なことは人倫の基本を禁止された。つまり国会による教育勅語の排除決議、無効確認決議であります。これも占領軍に強制された。教育勅語こそは遠い昔から私共が学

んで来た教育の基本理念であり——「皇祖皇宗ノ遺訓」と仰せられてゐます——、それが禁止されるなどといふことはポツダム宣言受諾のときに誰も考へなかつたことであります。現在、学校内の非行暴力等が問題になってゐますが、かういふ人倫の基本が失はれたことが最大の原因と言つてよいのです。

昨年もお話しましたが、占領政策は日本を——独、伊とともに——国際社会から排除し、これを永久の監視すべき対象として再び米国や世界の脅威とならないやうにするといふのがその目的でした。独立国家として扱はないといふ方針でした。その痕跡は国連憲章の敵国条項に残つてゐます。しかし昭和二十六年のサンフランシスコ平和条約によつて日本は完全に独立を回復し、国連憲章に明記された主権平等の原則により、国際法上は諸外国と何ら差異のない主権国家となつたのであります。ところが、私共が毎日各種の問題や事件に対する政府や国民の対応ぶりを見てゐますと、どうも普通の独立国家と少し違うんじゃないか、何かをかしいと感じざるを得ない。この平和条約、さらに昭和三十一年の国連加盟によつて全く平等な主権国家となつたにも拘らず、勝手に自縄自縛して自らを特殊な国家と規定し、それを口実に国際的責務の遂行を怠つてゐるやうに思はれるのです。

例へば日米安全保障条約です。この条約によって日本の独立は守られてゐる。すなはち日本の領域における外国からの攻撃に対しては、日米両国の共同の危険であるといふことを認めて共同してこれに対処する。つまり日本を攻撃すれば米国は日本を守るためにそれに対して行動するといふことが条約の第五条に謳はれてゐます。ところが、米国に対する外国からの攻撃に対しては日本は何らの義務も負つてをりません。これは日本との条約だけに置かれた特殊な内容であります。アメリカは日本を助けるけれども日本はアメリカを助けないといふ全く片務的な条約になつてゐる。

しかし、例へば米韓相互防衛条約を見ますと、西太平洋におけるいづれか一方の国の領域に対する攻撃は、両国の平和及び安全を危ふくするものであることを認め、共同して対処すると書かれてゐます。ところがわが国は韓国が負つてゐるやうな義務を認めようとしません。アメリカがやられてしまへば日本が非常な危険に曝されることは自明の理ですが、日本の義務は何も書いてゐない。このことは一般の米国民はあまり詳しく知らないでせうが、もし大々的にPRされて、日本は一方的に米国におんぶしながらただ乗り（フリーライド）して経済的進出ばかりやってゐる、と宣伝されたら、わが国としては申し開きやうがないと思はれま



す。

また米軍の存在、例へば三沢に配備されつつあるF-16や横須賀を基地とする空母ミッドウェーの艦載機は、自衛隊と合せて日本を守つてゐる力であります。ところが御承知の通り、厚木基地は周辺に対する騒音問題などに制約されて夜間訓練ができない。米国はその夜間訓練をするために何とかして代替基地を探してくれといふことを数年前からわが国に申し入れて来てをります。ところが未だにその代替基地を建設する目鼻もついてをりません。三宅島が候補に上がつてゐますが、一部島民の反対によつて実現しない。つまり安保条約上の義務をわが国は果してゐないわけであります。国の安全のための重要施策でありますから最優先で実行されるべきであり、国家が総力を挙げればできない筈はない。現行法が不備ならば特別法を制定すればよい。それを断行しようとしなないところに、独立国としてまことにをかしなところがある。米国としてはこの一事を以てしても日本は信頼するに足りないPRすることもできるのです。

総理府の世論調査が七月七日に発表されました。昨年十一月に実施された防衛に対する世論調査ですが、その中に「自衛隊はあつた方がよいか、ない方がよいか」といふ質問があ

ります。答は「あつた方がよい」が八二・六%で、防衛意識は高揚したと新聞は書いてゐますが、非常にをかした質問ではないでせうか。世界のどこの国で、自国の軍隊が「あつた方がいいか、ない方がいいか」といふやうな愚問を政府がやる国があるでせうか。世論調査は継続性が重要なので質問項目はなるべく変へないのが慣例ですが、それにしても自衛隊創設後三十年以上を経て、なほ依然としてこのやうな質問があること自体、独立国家としてをかしいのではないでせうか。

また防衛費のGNP-%枠といふことが現在問題になつてゐます。一体、防衛費がGNPの-%を超えるとなぜよくないのか、-%以内ならなぜよいのか、-%の基準といふのはどこから生れて来たのか、かういふ問題について誰も説明することはできないのです。さういふ全く合理性のない議論が、国会或いはマスコミ紙上で最大の政治問題であるかの如く扱はれてゐます。このやうな非合理極まる現象は古今東西にその例を見ないところで、諸外国から見れば日本人は気が狂つたのではないかと思ふでせう。

この-%問題と関連して防衛費の「歯止め」といふことが言はれます。防衛費を決めるのは政府であり、国会であり、国民であります。自分が自分に歯止めを作らなければならない

といふ議論自体がをかしいのですが、他のいかなる経費、例へば社会保障費、文教費、公共事業費等々にはどこにも歯止めなどといふものはないのです。防衛費だけに歯止めが必要だといふのがマスコミの論調のやうですが、政府もそれにつられて歯止め歯止めと答弁してゐる。まことにをかしな議論であります。防衛費とは国を守るための予算でありますから、どうしたら国を守るのか、そのためには予算は足りるか足りないかといふことが議論されなければならぬのは財政理論の初歩であります。ところがさういふ国家戦略の内容についての議論は何一つ行はれることなく、防衛論争は常に憲法論議から始まつてゐる。これは世界に類を見ない珍現象と言はなければなりません。

もう大分古くなりましたが、昭和五十一年九月六日、ソ連のベレンコといふ中尉がミグ25戦闘機を操縦してシベリアから亡命し、函館空港に緊急着陸いたしました。この時に防衛庁首脳が一番心配したのは、その年の六月にハイジャックされてウガンダのエンテベ空港に強制着陸させられた人質をイスラエルが奪ひ返した事件のやうに、ソ連が特殊部隊を送り込んで同様の挙に出ないかといふ懸念でした。そのために極秘裡に部隊を動かしして備へたのですが、幸にそのやうな事件は起こらずに済みました。しかし当時の政府首脳にはそのやうな緊

迫感は今もなく、防衛庁を蚊帳の外にして小田原評定を繰返してゐたと言ひます。「愚者の楽園」とでもいふべきでせうか。国家の緊急事態への緊迫感が失はれてゐるのです。

最後にもう一つ、最近、在日外国人登録が問題になつてをります。例の指紋押捺の問題です。指紋押捺の是非はここでは触れませんが、その否定論の中にかういふ議論が散見されます。それは、彼等は日本で生れ、日本で育ち、日本語を話し、税金も納めてゐる、なぜ日本人と違つた取扱ひをするのか、不当な差別ではないか、といふのです。これは国籍といふものを全く忘れた議論であります。それは国家の危機といふ問題を忘却したところに生れるのです。

『国連憲章に明記されてゐるやうに、「自衛権」は「国家固有の権利」であります。といふことは、国家は自らを守るためには最大限のことをやつてよろしいといふことであります。従つて国家を構成する国民は当然に自らの国を守るために努力しなければならない義務がある。「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」といふ教育勅語のお言葉は世界共通の原則であつて、日本だけの特殊なものではありません。この「国に対する忠誠義務」といふものを忘れ去つてゐる。在日外国人の忠誠の対象は日本国ではなくて自分の国籍をもつた国家なのです。国

家危急の問題を忘れ去つてゐるから、差別云々の議論が出て来るのです。ここにも現在のわが国が国家喪失の時代であることが表はれてゐると思ひます。

まだいろいろありますが、それ程今の日本はをかしくなつてゐること、それは戦後数年続いた占領政策の影響が未だに色濃く残つてゐるからであるといふことを申し上げたいのです。

### 「戦争責任」とは何か

これから占領政策形成の過程についてお話ししたいと思います。その前に「戦争責任」といふことについてちょっと触れておきます。戦後四十年経つた未だに「戦争責任」といふ言葉が横行してゐる。私にはその意味が理解できないのです。戦争は国家対国家の行為である。従つて国家は戦争した相手国に対しては責任を負ひます。ですから、相手国がわが国に対し、わが国が相手国に対し戦争責任を論ずることは当然であります。一般に、戦勝国が敗戦国に対してその責任を追求するのが通例であります。従つて、講和条約の締結に當つて、例へば領土の割譲や賠償の支払ひなどが要求されます。これは戦争責任の結果であります。

わが国も大東亜戦争に敗れた結果、ポツダム宣言を受諾して敵国による軍事占領が行はれ、さらにサンフランシスコ平和条約によって領土は大幅に縮小され、在外財産も没収されるなどの痛手を蒙りました。その後締結されたフイリッピン、インドネシア、ベトナムなどとの平和条約では賠償支払ひの義務を負つてをります。平和条約が締結され、国交が回復し、賠償支払その他の条約上の義務が履行されれば、それによって戦争責任は全部終結いたします。もちろん交戦国の一つであったソ連とはまだ講和条約は締結されてゐませんが、ソ連に対しては我方こそ、日ソ中立条約に違反しさらにポツダム宣言受諾通告後も一方的に千島列島や北方領土を攻撃強奪した戦争責任を追求したいわけでありまして、ソ連から戦争責任を追求される理由は毛頭ないのであります。

このやうにわが国の戦争責任はすべて終了し消滅してしまつたのにも拘らず、なぜ未だに論議が続くのか。しかも外国ではなく日本国民がやつてゐる。国家は外国と戦争をしたのです。国民に対して戦争したのではない。戦争は国家の存亡を賭ける厳粛な行為でありますから、全国民が総力を挙げて戦ふのでなければ遂行できるものではない。事実、大東亜戦争は文字通り全国民が一致協力して刀折れ矢盡るまで戦つた戦争であつたのであります。その国

民が自分の国に対してその責任を論ずるとはどういふ意味だらうか。何を要求したいのか。およそ理解できない現象であります。ここにも戦後のわが国の病理現象があります。

このやうに奇妙な「戦争責任」論を展開する人達は、戦争がそもそも悪である、或いは犯罪である、さういふ価値判断に立ってゐるか、さもなければ日本が行なつた戦争は不義の戦争であり侵略戦争である、さういふ先入観をもつてゐるやうであります。この考へ方こそ、占領政策が東京裁判その他を通じて日本国民を洗脳しようとした狙ひであつたのであります。つまり、自らの国家、或いは自国の歴史を国民の呪詛の対象として国家意識を喪失させ、日本が再び米国や世界の脅威にならないやうにする、それが彼等の目的であつたのであります。しかし、戦争は一国だけで行はれるものではない。対立する両陣營の政策や主張を公平に分析検討しなければ戦争を論ずることはできない。そのことが全く忘れ去られてゐるのが「戦争責任」論の現状であります。

わが国が明治以来戦ひました戦争は、特に大東亜戦争につきましては、断じて侵略戦争ではありませんし、国際法に違反した戦争でもない。と言つて、私は日本の方がすべてに絶対に正しいんだといふことを申し上げるつもりはありません。厳しい国際社会の中にあつて、

それぞれの国家はその光榮ある独立を保全し国益を確保するために全力を盡します。従つて国家対国家といふ関係には、誤解も避けられないし利害の対立も生れます。私は米国のやり方は理不盡だと思つてをりますけれども、米国には米国として相應の理由があるのでありませう。国際政治の現実といふものはあくまでも冷静に論ずべきであつて、軽卒な価値判断は控へなければならぬと思ひます。しかし、それにも拘らず、敢て干戈に訴へざるを得ない已むに已まれぬ事情が生ずるのが国際関係の現実なのです。我々としてできることは、さうした情況下において日本の立場はどうであつたのか、我々の先人達は何を考へいかに行動したか、その眞実を探求すること以外にはないのです。

### 大東亜戦争は自存自衛の戦ひ

大東亜戦争は日本が自ら進んで始めた戦争ではありません。誰一人として米国との開戦を望んだ者はゐなかつたのです。戦争に引き入れたのは明らかに米国であります。

一九三三年に民主党のルーズベルトが共和党政権を覆へして大統領に就任しました。彼はその時既に、「将来日本と戦争になるかも知れない。しかしたとへその危険があつてもスチ



ムソンの（満州国）不承認政策を支持する。」と閣議で繰り返してゐたさうです。國務長官になつたコーデル・ハルはもつと古い反日主義者で、一九二二年のワシントン条約当時、「この条約で日本の野心を抑へるのは幻想だ。」と論じてゐました。かういふ反日的な人々が米國政府の首脳になりました。米國は一九三三年に革命後のソ連を承認しますが、これも日本とドイツを抑制する効果を狙つたものと言はれます。

ここで御注意頂きたいのは、皆さんが教はつた歴史の教科書や本では、日本は当時独裁的な専制政治であつた、米國はもともと民主主義國家であつた、といふやうに書いてあるかも知れませんが、事實は全く逆なのです。米國では大統領に権限が集中し、今のレーガンさんもさうですが、ルーズベルトのやうな強力な大統領が出現しますと、國家意志を統一して自分の進む方向にこれを統御していくことが可能なシステムになつてゐます。ところが日本の内閣制度は合議体でありますから、各省の意見が一致しない限り政府としての統一した意見は生れない。また一度決定したものを変更や廃止することも容易ではない。しかも戦前は帝國議會のほかに枢密院があり、元老があり、統帥権は独立し、さらに二・二六事件以後は軍部大臣現役武官制を復活して軍部が組閣を左右するなど、首相の権限は著しく弱く、むしろ

多元政治、無責任政治であつたとさへ言へるのです。つまり国家意思の統一は容易にできない、決断に時間がかかる、或いは決断すらできない。さういふ状況でした。ですから日本が独裁専制的、ファッショ的な国であつたといふのはとんでもない間違ひで、このことを早く指摘されたのが竹山道雄先生の『昭和の精神史』でありました。

さて、一九三五年（昭和十年）にコミンテルン——これは国際共産主義者同盟で、モスクワに本部を置き、各国共産党をその支部、例へば日本共産党は日本支部、としてそれぞれに指令を出します——の第七回大会がありました。この大会において人民戦線の方針が採択され、世界に伝達されます。人民戦線とは、当時抬頭して来たナチス・ドイツやファッショ・イタリーなどの反共勢力に対抗するために、従来共産党と対立して来た社会民主党や、さらに幅広く民主主義者の一部まで味方に引入れて連合戦線を結成しようといふ戦術です。

さうして翌年、一九三六年にフランスでレオン・ブルムの人民戦線内閣が出現し、スペインでは内乱が勃発します。極東ではその十二月に西安事件、すなはち国民政府の蔣介石総統が国府軍から共産側へ寝返った張學良に西安で監禁され、国共合作を強要されるといふ事件が起りました。蘆溝橋事件の勃発はその翌年七月です。その後の推移にはいろいろの経緯が

ありますが、これを支那大陸全土へ拡大するためにコミンテルンや中国共産党があらゆる努力を払ったことは紛れのない事実であります。そして日本は先程申し上げたわが国の政治機構の弱点にも災ひされて、支那事変の泥沼の中へ引摺り込まれてしまふのです。

他方、米国では支那事変勃発後の十月六日に、ルーズベルトが日本は平和の敵であるから世界から隔離せよといふ有名な隔離演説をぶちまけます。さうして二年後の一九三九年七月二十六日には、日米通商航海条約の廃棄通告を行ひます。この通告は六ヵ月後に発効することになります。この年九月に欧州大戦が勃発し、翌四〇年にはドイツがヨーロッパを席捲し、英本土上陸すら予想されました。一方米国は同年七月に、わが国に不可欠の軍需物質である石油と屑鉄に輸出許可制を適用し、航空用ガソリンの東半球への輸出を禁止し、さらに十月には極東在住米人の引揚げ勧告を行ふのです。その前月に日独伊三国同盟が締結されてゐますが、わが国ではこの時に日米が戦ふことになるかと予想した人は殆どありませんでした。ドイツの力を過信したこともありませんが、日本が米国と戦争しなければならぬ理由は全くなく、また米国がそれ程の対日圧力を加へて来るとは想像もできなかったからです。

翌一九四一年（昭和十六年）、大統領に三選したルーズベルトはドイツと交戦してゐる英

国を援助するために武器貸与法を成立させます。そして五月には武器貸与の対象国に中華民国を加へるのです。当時まだ米国は中立国でありました。後に東京裁判で少数意見を書いたパール判事は、この武器貸与法による中国への一方的武器貸与は米国の国際中立義務違反である。従つてそれだけでも日本は開戦する理由があつたと論じてゐます。

既にその頃からルーズベルトはどうして日本と戦争を始めるか、しかも日本から仕掛けさせるにはどうすればよいか、を考へながら手を打つて来ます。七月には在米の日本人の資産を全部凍結します。イギリスもオランダも直ちにこれに同調します。そして日英、日印、日緬（ビルマ）の通商航海条約の廃棄通告、蘭印（インドネシア）との石油民間協定の停止を行ひます。皆さんは今の地図ではピンと来ないでせうが、当時はインドもビルマもイギリスの領土であり、インドネシアはオランダの領土でした。八月になりますと米国は対日石油輸出を禁止し、経済断交を宣言いたします。かうしてA（アメリカ）B（イギリス）C（中華民国）D（オランダ）の対日包囲陣が完成するのです。

この時には明らかに開戦を決意してゐる。しかし日米交渉は継続いたします。日本を経済的に締めつけながら開戦準備の時間を稼ぐのです。ルーズベルトは八月にハルに対し、「日

本をあと一カ月はあやす (day) ことができたらう」と言つてをります。そして中立国であるにも拘らず、イギリスのチャーチルと大西洋上で会談し、戦後処理まで謳つた有名な英米共同宣言 (大西洋憲章) を発するのです。これに対しわが国は、日米交渉を妥結させるため野村駐米大使のほかに十一月には来栖大使を特派するなどして精一杯の努力をいたしますが実を結びません。石油を始めとする軍需物質は次第に涸渇してゆきます。そして最後に十一月二十六日、有名なハル・ノートが手交されるのです。

これは米国の最後通牒ともいふべきもので、支那 (中国) と仏印 (ベトナム) からの全面撤兵——満州国からの撤兵も含まれます——を要求し、さらに重慶政府 (重慶にあった蔣介石の国民党政府) 以外の政府は一切否認せよ、つまり南京にある汪兆銘の国民政府や十年前に独立した満州帝国も否認せよと言ひ、また前年締結した日独伊三国同盟の骨抜きを要求してをります。このハル・ノートが戦争の導火線になったわけであります。このことは米国も当然予期したことで、ハル・ノート手交後、ハルは対日問題から手を引いて陸海軍の手に委ねたと言ひ、またルーズベルト、ハル (國務長官)、スチムソン (陸軍長官)、ノックス (海軍長官) の四者会談でいかにして日本に先制攻撃させるかを謀議し、その際日本の攻撃日を

十二月一日と予測してをります。

このハル・ノートについて東京裁判でパール判事はかう言つてをります。「ルクセンブルク大公国やモナコ王国でさへ、このやうな侮辱的要求を突きつけられたら剣をとつて立ち上つたであらう。」これはパールさんだけではありません。アメリカ人でもさう言つてをります。例へばチャールズ・ピアード博士。この本は翻訳されてをりませんが、大鷹正次郎さんが紹介してをられます。また今月出ました雑誌「VOICE」の九月号で、外務省の岡崎久彦君がハミルトン・フィッツシュの『日米開戦の悲劇』といふ本を紹介してをります。この方は米国下院の長老で今年九十四歳ださうですが、二年前に書いたこの本で「自分は日本の真珠湾攻撃を聞いて戦争賛成に変わった。しかしこれは間違ひであつた。当時私はハル・ノートの存在を知らなかつた。ハル・ノートを知つてゐたら最後まで戦争に反対しただらう。ルーズベルトがハル・ノートを国民に教へないで隠してゐたのは欺瞞だ。」といふことを言つてゐるさうです。この本はPHIP研究所から近く出ますので是非御覧頂きたいと思ひますが、日本の開戦が已むを得ざるものであつたことについては、パールさんのやうな外国人も、また良識ある米国人もこれを認めてゐるのです。まして当時の日本国民は誰一人としてそのこ

とを疑ふ者はなかつたのであります。

ですから当時わが国には全く勝算はなかつたのです。居丈高に「戦争責任」などと大言する前に、勝算のないままに、国運を賭した戦争に踏み切らざるを得なかつた為政者の苦悩を私達は謙虚に偲ぶべきなのです。このわが国の戦争目的は昭和十六年十二月八日の「開戦の詔書」にはっきり示されてをります。この詔書は開戦に至るまでの経緯を事実そのままに詳述された、国語としても非常に格調高い文章です。(全文は巻末資料参照) どうか熟読して頂きたいと思ひます。その中でかう仰せられてゐます。

「斯ノ如クニシテ推移セムカ、東亞安定ニ関スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ、帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ。事既ニ此ニ至ル。帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為、蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」

大東亞戦争はあくまでも自存自衛の戦ひであつたのです。「大東亞共栄圏」の樹立といふことが叫ばれましたが、それは副次的な目的です。戦争をする以上、戦後の秩序を構想することは当然でありまして、その場合に多年西欧の桎梏下に喘いでゐた植民地を独立させ、東亞諸民族との共存共栄を図ることは国際正義の上からも何人も異論のない理想であります。

しかしそれが最終目的ではない、開戦せざるを得なかった理由は、あくまでも自存自衛のためであったのです。

### ルーズベルトの無条件降伏構想とポツダム宣言

かうして始まった戦争であります、その終結についてルーズベルトの無条件降伏構想といふのが出て参ります。これは、一九四三年一月に北アフリカのカサブランカでルーズベルトとチャーチルが会談しました。その時にルーズベルトが「日独伊三国の無条件降伏を要求する」と発言して世界を驚かせました。といふのは、無条件降伏とは軍隊の戦闘において使はれる用語で、国家の無条件降伏などといふことは聞いたことがない。国際法学者の間でもいろいろ議論があつたやうですが、五百旗頭眞いほまへさんがこの間出された本（『米国の日本占領政策』、中央公論社）によりますと、「無条件降伏論」は四つの目的を持つてゐたのではないかと云ふのです。

第一は敗者の発言権を全部奪ひ去つてしまふ。勝つた者が完全にフリーハンドを持つ。そのためには第二に、敵国の長期無力化、半永久的武装解除が必要になってくる。そして国際



社会から排除するといふことでせう。第三には、今後戦争を起こすことができないやうにその国の社会的基盤を完全に破壊してしまふ。そして敵国を新しい国として再編成していく。例へば当時財務長官であつたモーゲンソーは、ドイツの工業を完全に破壊して農耕と牧畜の国にしてしまへと言つてをります。このモーゲンソーのドイツ処理案は日本の占領政策にも影響を及ぼすのです。そして第四に、これらの施策を実行するために長期占領して占領下に徹底した改革を行ふ。これが「国家の無条件降伏」の狙ひではなかつたかと五百旗頭さんは言はれるのです。事実、ドイツは首都ベルリンが占領され、国土は破壊され、政府自体が消滅してしまひました。僅かに休戦協定は結ばれましたが、政治交渉を行ふべき相手がなくなつてしまつた。従つて戦勝国たる英米仏ソの四国で分割占領して自由勝手に振舞つたわけでありませう。

かういう考へ方に対して、駐日大使をしてゐたグルーをはじめ日本の事情をよく知つてゐた者が国務省の中に若干ゐまして、さういふ人達は、「日本の軍事占領は必要ない。軍部が権力を握り過ぎたことが問題なのだから、戦争に敗けて軍部が二度と権力を握れないやうになれば、良識派が復活して日本は平和な国になる筈である。だから日本に対しては無条件降

伏方式は適當でない。」といふことを考へてをりました。

グルーは一九四二年に日米交換船で引揚げて来た初めは、日本を決して軽視してはならぬ、日本人は国のためには最後まで戦ふ国民である——これはルーズベルトが日本を叩かうとした理由の一つに日本の国力を非常に軽視してゐたことがあるからです——といふことを警告して回りました。しかし連合国の戦局が好転して勝勢が濃くなつてくると終戦のことを考へなければならぬ。そこでグルーは天皇制を是非とも存置すべきであるといふことを国内で説いて回つたのです。ところがこれが米国内の左翼グループやキリスト教のミッシヨナリーグループから反撃を喰つて、グルーはこの問題について後退、沈黙を余儀なくさせられます。それでも、一九四四年になりますとハル國務長官の下で対日占領政策の骨子がだんだん固まつて来ますが、厳しい案の中でも天皇制の問題はまだ白紙で残されました。これは省内の知日派が抵抗したからです。

一九四四年十一月の大統領選挙でルーズベルトは四選します。そこで政府人事の異動があり、ハルは健康のために辞任して穩健なステチニアスが國務長官に就任します。この時にグルーが外交界の長老として國務次官になりました。そして極東部長には駐日大使館で参事官

をしてをったバラントインが就任します。またグルーの特別補佐官にドーマンといふ腹心が付きます。かうして國務省の中樞部が知日派で占められたわけです。これは日本にとって非常に幸ひなことであります。

そして翌年、一九四五年四月十二日にルーズベルトが病気で亡くなり、トルーマンが後任の大統領に就任します。ルーズベルトはソ連は民主主義の国で、これと協力して今後の世界平和を維持していくといふ考へ方でした。国連憲章もさういふ線で出来上つてゐます。これに対し、トルーマンは中立穩健な考へ方の人で、この頃からソ連と米国との間に微妙な喰ひ違ひが出て来ます。グルーにとっては非常に活躍し易くなつたのであります。

そしてグルーはヤルタ秘密協定の存在を知ります。ドイツは既に降伏しましたから、ソ連は間もなく参戦する、さうすれば日本は分断されてしまふ。さうならないうちに速やかに講和条件を提示して対日終戦に持つていかなければならんと決意します。そこでドーマンに命じて条件を起案させ、五月二十九日にトルーマンに説明させます。トルーマンは賛成しましたが、陸海軍の三長官会談で否決されてしまつた。これには原爆投下の問題が絡んでゐたやうです。しかし軍としても、硫黄島や沖繩における日本軍民の勇戦敢闘によって大きな犠牲

を出したため、早く出血を止めたいといふ気持ちが出て来て終戦に動いて参ります。特に陸軍長官スチムソン、この人は共和党員で満州事変当時の國務長官ですが、ロンドン海軍条約を纏めた幣原、若槻、浜口といった人々を高く評価してゐた人で、これがグルーと組んで終戦のために懸命の努力をします。

そしてポツダム宣言の草案として七月二日に起草されたスチムソン・メモでは「侵略戦争の危険がなければ現皇室の下で立憲君主制も認められる」ことが明記してありました。しかしこの案は統合参謀本部で修正を受け、さらに七月三日にステチニアスに代つて國務長官に就任したバーンズ——ニューディーラーで反日的な人です——が前長官のハルと相談した結果、天皇制存続の保障は明記しない方がよいといふことになり、最終的には「日本国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立」されるまでは占領を継続する、といふポツダム宣言の文言になったわけであります。

### ポツダム宣言の受諾とその性格

このポツダム宣言は七月二十六日に発表され、次いで八月六日と九日に広島、長崎への原

爆投下、九日のソ連参戦となります。わが国では八月九日の御前会議でその受諾を決定いたします。この時の条件として、自発的武装解除、戦犯のわが国による処罰、保障占領の中止等の意見もありましたが、結局御聖断を仰いで国体護持の一点だけに絞ります。すなはち、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの諒解の下に」受諾するといふ回答を送ります。これに対し米側では、スチムソンとリーヒ（統合参謀本部議長）は賛成、バーンズは反対で、結局フォレストル（海軍長官）の意見により、肯定的回答にするが表現を工夫する、といふことになります。これがいはゆるバーンズ回答です。

その核心は二つありまして、一つは天皇及び日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施の為その必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かれる——正確には「従属する（subject to）」といふこと。もう一つは「最終の日本国の政府の形態は日本国民の自由に表明する意思により決定せられる」といふことです。これでもう一度大採めに採めまして、一たび占領され、権力を握られてしまへば、自由裁量で何をされても対抗する手段がない、国体護持の保障を確実にするためにもう一度再照会をすべきだとする陸軍大臣、参謀総長、軍令部総長などの意見と、即刻受諾すべきだとする外務大臣などの意見が対立い

たしまして、最終的な御聖断をもう一度仰ぐわけであります。

この時の外務省の考へ方は、当時の責任当局のポツダム宣言に対する公式の法的解釈でありますから、説明して置きたいと思ひます。

何よりもこの宣言受諾は決して無条件降伏ではない。第一に第五項に「我等の条件左の如し」と書いてある。第二に占領についても「連合軍の指定すべき日本国領域内の諸地点 (points)」（第七項）とあつて全面占領ではない。これは「日本国領土の占領」とあつた原案を、イギリス——日本の歴史に詳しいサンソムといふ外交官がをりました——が修正したのです。第三に「民主主義的傾向の復活強化」（第十二項）と言つてゐる。これもイギリスが「支援強化」とあつた原案を「復活強化」に修正したのです。これは今までの日本の政府や政治を全面的に否認するものではないことを意味します。第四に「全日本国軍隊の無条件降伏」（第十三項）と言つて「日本国の無条件降伏」とは言つてゐない。第五に各項に日本政府は何々せよ、と言つて「日本国政府」の存在を是認してゐる。これらのことから、外務省はポツダム宣言受諾は決して国家の無条件降伏ではなく条件講和、講和契約であると解したのであります。

最後に政府の形態について、「日本国民の自由に表明する意思により決定する」といふことの意味は、日本国の政治形態については日本人に任せる、外国として干渉しない、といふことです。さう解釈せざるを得ないですね。主権の所在をどうかうせよなどといふことをこの回答文書でいふ筈がないことは、その成立の経緯から云つても、外交常識から云つても、当然の外務省の解釈でせう。

先日亡くなられました国際法の權威である京大の田岡良一先生も、ポツダム宣言の受諾通告は契約の申込みであり、九月二日の降伏文書調印で連合国の受諾があつて、そこで停戦の合意が成立したと見るべきだと言つてをられます。もちろん、ポツダム宣言は阿南陸相が心配されましたやうに曖昧な点も多く、また我々の到底承服できないやうなひどい文言が連ねてありますが、それでも本来、日本の發言権を確保したものであつた筈なのです。そしてそのためにグルーさん達がルーズベルトの無条件降伏方式の修正に努力してくれたのであつて、外務省の解釈は法理論的には全く正しかつたのであります。

しかしここにわが国としては有史以来初めての悲惨な敗戦に直面することになりました。この八月十四日の御前会議の模様につきましてはここでは省略しますが、小堀桂一郎先生の

御著書『宰相鈴木貫太郎』をはじめ多くの文献がありますので、「終戦の大詔」（全文は巻末資料参照）とともに是非直接読んで頂きたいと思ひます。そしてこの時に政府、国民の対応はどうであつたかといふことが重要であります。

「終戦の詔書」には「堪へ難キヲ堪へ、忍ヒ難キヲ忍ヒ、以テ萬世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と仰せられ、最後に次のやうに諭されます。

「宜シク拳國一家子孫相伝へ、確ク神州ノ不滅ヲ信シ、任重クシテ道遠キヲ念ヒ、総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ、道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ、誓テ國体ノ精華ヲ發揚シ、世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ」

さらに八月十七日「陸海軍人に賜りたる勅語」では、「帝國陸海軍ノ鬪魂尚烈々タルモノアルニ拘ラス、光榮アル我國體護持ノ為、朕ハ爰ニ米英蘇並ヒニ重慶ト和ヲ講セントス」と宣ひ、「汝等軍人ノ誠忠遺烈ハ萬古國民ノ精髓タルヲ信ス。汝等軍人克ク朕力意ヲ体シ……千辛萬苦ニ克チ、忍ヒ難キヲ忍ヒテ國家永遠ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ」と仰せられてゐます。

これに対し、鈴木貫太郎内閣は八月十五日総辭職をいたしますが、それに先立ち内閣告諭



を發してゐます。

「本日畏くも大詔を拜す。帝国は大東亜戦争に従ふこと実に四年に近く而も遂に聖慮を以て非常の措置に依り其の局を結ぶの他途なきに至る。臣子として恐懼謂ふべき所を知らざるなり。……今や国民の齊しく嚮ふべき所は国体の護持にあり、……政府は国民と共に承詔必謹、刻苦奮励、常に大御心に帰一し奉り、必ず国威を恢弘し父祖の遺託に応へむことを期す」

これが当時の全国民の気持であつたことは、当時の各紙の社説等を御覧頂ければ一点の疑ひもないところであります。

それから一カ月たちました九月十五日に、「新日本建設の教育方針」といふのを文部省——大臣は前田多門さんでした——で策定して閣議に報告してをります。そこでは「軍国的思想及施策の払拭」や「科学的思考力を養ひ平和愛好の念を篤く」することなどを謳つてゐますが、冒頭には「大詔奉体」と「益々国体の護持に努める」ことを明記してあるのです。また「国民の宗教的情操を涵養し、敬虔なる信仰心を啓培し、神仏を崇め独り慎むの精神を体得せしめ」とも言つてをります。実はこの教育方針は、司令部の初代教育課長であつた

ヘンダーソンが読んで、「大変よく出来てゐる」と言ったのださうです。

要するに、九月十五日でもポツダム宣言の履行と大詔奉体とは何ら矛盾するものではなかつた、わが国は国体の護持とその精華の發揚に努めポツダム宣言を誠実に履行するつもりであつたのです。八月十五日を境としてすっかり変つたといふ八月十五日革命説はとんでもない間違ひなのです。このことは、宮沢俊義さんの論説を分析して小堀先生や江藤淳さんが指摘してをられる通りであります。しかしこのやうなわが国の誠意が全く無視され、發言權が完全に封ぜられ、勝利者による一方的独裁専制政治が強行されるのが占領政策なのであります。自分で提示した条件であるに拘らず、ポツダム宣言を無視し、蹂躪したのが占領軍であつたのです。

### 米国の背信とポツダム宣言の蹂躪

終戦と同時にグルーは國務次官から退陣し、その後任にはデイーン・アチソン——グルーと徹底的に対立してゐた反日派です——が就任します。グルーの腹心であつたドーマンやバラントインも國務省から追はれて、中国派であるヴェンセントが極東部長に就任します。こ

の異動による国務省の新陣容によって、ポツダム宣言の当初の意図は跡形もない程変へられてしまふのです。

占領政策を立案するS W N C C (三省調整委員会)の極東小委員会で、八月二十九日にドーマンが国務省の見解として、「これは無条件降伏ではない、日本政府と米政府の契約的取決めだ、従って最高司令官の権限は国際法によって制約される。」と述べたのですが、その三日後にドーマンは罷免され、この意見は上司であるデイン・アチソンによって全面的に否定されてしまひます。セーピンといふ海軍大佐は「米国は最後通告を送っただけだ。我々がかういふことをやりたいと伝へたが、我々自身はこれに縛られない。」と公言し、路線の突然の変更に困惑したブレイクスリー——この人は国務省で対日政策を起案した立派な学者ですが——が嘆願するやうに、ポツダム宣言は紳士協定と考へるわけにいかないだらうか、と質問したところ、「日本が紳士だって？ 彼の言葉は一笑に付せられた。」とセオドア・コーエン、これは司令部の労働課長をやつてゐたニューデイル派の人ですが、『日本占領革命』(T B Sブリタニカ)といふ本に書いてをります。

九月六日、大統領のトルーマンからマッカーサーに指令が参ります。曰く「我々と日本と

の關係は契約的基礎の上にたつてゐるのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。貴官の権限は最高であるから、貴官はその範圍に關しては日本側からのいかなる異論をも受付ない。……ポツダム宣言に含まれてゐる意向の声明は完全に実行される。しかし、それは我々はその文書の結果として日本との契約關係に拘束されてゐると考へるからではない。それはポツダム宣言が日本に關して、また極東における平和及び安全に關して誠意を以て示されてゐる我々の政策の一部をなすものであるから、尊重され且実行されるのである。」ここで、グルーさん達が懸命の努力をして修正して来た条件講和路線が一擲されて、ドイツと同様の無条件降伏方式に完全に逆戻りしてしまふのです。ポツダム宣言は政策の一部をなすに過ぎない文書にされてしまひ、他方で峻烈極まる「初期の対日方針」が別途提示されることになります。御前會議の時に阿南さんなどの一番心配してゐた通りのことになってしまった。アメリカの驚くべき背信行為と言はなければなりません。

マッカーサー自身がポツダム宣言を理解してゐない。九月二日の降伏調印式のあとで米国民に向つて演説しますが、その中で「我々はポツダム宣言によって日本国民を隷従状態より解放することを委託されてゐる。」と言つてゐる。そんなことはポツダム宣言のどこにも書

いてありません。自分で勝手に「解放軍」だと言つてゐる。国家主権の制限については、できる限り縮小解釈を行ふのが国際法の原則であります。然るにマッカーサーは、國務省の「日本派」が積み上げて来た内政改革を強要しないといふ原則を蹂躪してしまひます。そしてポツダム宣言を無視して占領地点も「数地点」ところか日本全土を完全占領してしまひ、さらに新憲法を強制するといふ暴挙まで敢てするのです。

#### 占領軍司令部を占據した左翼分子とその思想的背景

國務省の反日化、マッカーサーの権力志向やポツダム宣言無視に加へて、わが国にとって致命的であつたのは、占領軍司令部が左翼分子によつて占められてしまつたことです。この中には二つの流れがあつて一つは「太平洋問題調査会」(IPR)や反日雑誌「アメリカ」などを拠点として活動してゐたオーエン・ラチモアなどの米国共産党や中国共産党に非常に近かつた人々、いま一つは思想的にこれと極めて親近してゐたニューデイルーラー達であります。主な連中としては、ジョン・エマソン、ハーバート・ノーマン、トーマス・A・ピッツン、財閥解体を命じたエレノア・ハドレー、さらに民政局を牛耳つた有名なケーチスや前述

したセオドア・コーエン、農地改革を強行したラデジンスキーなどが挙げられます。

ところが米国から派遣されて来た連中は必ずしも日本の事情に詳しくない。そこで民政局などの連中が一所懸命読んだ本が、前述した共産党に近い左翼系の人々の著書であります。

これをバイブルのやうに読んだと言はれます。例へば、ノーマンの『日本における近代国家の成立』や『日本における兵士と農民』、アンドリュー・ロスの『日本のジレンマ』、これは共産党の宣伝文書そのけのアジ文章で埋つてゐます。それからオーエン・ラチモアの『アジアにおける解決』、彼は天皇及び皇族を全部保護監禁して中国に幽閉せよと論じ、また日本を侵略された国よりも高くない経済水準に抑へるといふポレー賠償案を起草してをります。それからルース・ベネディクトの『菊と刀』。この人は左翼ではありませんが、その浅薄さを竹山道雄先生が鋭く批判してをられます。いづれにしてもさういふいかがほしい本が民政局などの熟読書となり、それに基づいて占領政策が立案実施されたわけです。

ですからコーエンも言つてゐますが、対日占領政策は非常に過激なものになつた。昨年も申しましたが、想像を絶する言論弾圧の下に、新憲法を強制し、さらに神道指令、昭和二十一年の年頭詔書、二十三年の教育勅語の国会での排除決議、無効確認決議などによつてわが

国体、民族の社会的基盤を徹底的に破壊してしまふ。他方で財閥を解体し労働争議やデモを奨励する。後年、マッカーシー旋風の頃ですが、一九五一年九月十四日の米国上院の司法委員会で、グルーの腹心であったドーマンが証言してをります。「米国が日本でなしたことはソ連が東欧でなしたことと似てゐるが、これは偶然の一致でなく、ソ連のやり方に意図的に習はうとした分子があつたからである。」客観的に観てその通りであつたと思ひます。

それではさういふ米国の左翼の対日認識はどこから出て来たのか。コミンテルンの人民戦線戦略は前に申し上げましたが、実はその前に「三二年テーゼ」といふのがあります。一九三二年にコミンテルンが日本共産党に与へた指令のことです。これは、日本は明治維新で決して近代化したのではない、天皇制を支柱とする封建的システムをそのまま引継いで残した絶対主義国家である。だからさういふ封建的勢力を全部打倒して、「社会主義革命への強行的転化の傾向を持ったブルジョア民主主義革命」をまづやらなければならぬ、かういふ指令を出してゐます。

その「三二年テーゼ」に沿って書かれたのが、岩波書店から発行された『日本資本主義発達史講座』であります。これを書いた人々を「講座派」と呼びますが、この講座をめぐって

これに反対する他のマルクス主義者、「労農派」と呼ばれる人々との間に「日本資本主義論争」といふのがありました。この「講座派」の見解に一番近いのが占領軍のバイブルになった本を書いた連中であります。つまり占領軍の対日認識は、コミンテルンの「三二年テーゼ」ではなかったかと私は前から考へてゐたのですが、東京大学の長尾龍一さんが、今年出た『アメリカ知識人と極東』（東京大学出版会）といふ本でかう書いてをられます。「アメリカ・グループと『戦後派知識人』を共通に支配しているものとして『三二年テーゼ』に代表されるコミンテルンの日本論が存在するのではないかという問題がある。ノーマンが戦前の日本のマルクス史学、特に講座派史学の影響を受けていたことはよく知られている。ラティモアは『アジアにおける解決』の中でノーマンの著書とソ連の日本論を特に推奨している。」さすがに長尾さんはよく見てをられると思ひます。そして占領初期において占領軍と日本共産党が蜜月状態であつた理由もよく理解できるのではないでせうか。

かう見て参りますと、日本に対する占領政策とは、共産党の政策、コミンテルンの企図した政策ではなかったかと思ひます。もともと支那事変も大東亜戦争も、従つて日本も中華民國も米国も、コミンテルンの謀略に乗せられたと言へるのです。占領軍の情報関係最高責任



者であつたウィロビー少将が後年その回顧録の中で、「米日は戦ふべきではなかつたのだ。日本は米国の本當の敵ではなかつたのだ。日本やドイツとの戦争は自殺行為だ。たとへ日本がどんな誤りを犯しても、米国が日本を叩きのめすなら、それは日本といふ米国にとっての最良の防壁を自ら崩してしまふことになるのだ。」と言つて痛歎してゐますが、今度の戦争や戦後の占領政策の結果、最大の利益を得たのがソ連をはじめとする共産主義勢力であることからしても、この判断は正しいと思ひます。

### 占領後遺症の克服を

幸ひにも米ソ対立の深刻化に伴つて米国内の世論も変化し、ウィロビーなどの努力で、アメリカ・グループやニューディール左派の連中は一九四六年から四八年の間に殆ど日本から追放されてしまひます。そして米国の対日政策は大きく転換します。しかし残念ながら初期占領政策の後遺症は彼等が制定を強行した法律制度とともに長く残るのです。長尾さんはかう言つてをられます。「アメリカ・グループが米国で沈黙させられた後も、彼らの友軍である日本の『戦後派知識人』は、日本では活力を保ち続けた。……彼らはアメリカ・グ

ループと同様に昭和十年代の体制を日本支配体制の「本質」とみ、明治期以来の日本を絶対主義的・ファシズム的軍国主義体制としてとらへ、帝国議會を「天皇制絶対主義のいちぢくの葉」とよび、戦後の保守政権を本質的にファシズム的・軍国主義的なものとみた。「ラティモア、ロス、ノーマンなどの書物が、占領初期の占領軍の思考様式や雰囲気を与えた影響は少なくなく、そして『戦後派知識人』の多くは、この占領初期の改革の全体を支配した基本思想によっていわば『洗脳』されたのである。『戦後派知識人』の聖書である日本国憲法の起草者たちに対するアメレジア・グループの思想的影響は小さくない。」

さて、占領後遺症の最大のものとは何か。それは最初に申し上げたやうに、日本国民が国家意識を喪失させられたことだと思ひます。空間的にも時間的にもです。空間的とは、国際社会の中で生きてゆく国家の厳しい現実を忘れ、通常の主権国家とは異った特殊な存在——実は国際的責任を果し得ない半人前の国家なのですが——と夢想させたことです。時間的とは、すべての民族国家は長い歴史の積み重ねによって存在してゐるに拘らず、二千年の歴史を有するわが国に対して、占領以前の歴史をすべて抹殺し、一体性、連続性を否定しようとする思考様式です。民族の過去、尊い生命を捧げて国の独立を守り、世界に誇る文化を築き上げ

て来た父祖の業績に対する謙虚さを喪失し、甚だしきはこれを呪詛の対象にしようとするのです。

先月報道されました教科書検定の記事（サンケイ新聞、六〇・七・二）によりますと、今度検定を受けた小学校教科書（あゆみ出版『たのしい社会六の下』）にかういふ文章があります。「満州事変のころから軍備を強化してきた日本は、宣戦の布告もしないで大軍を中国に送り、首都南京をはじめ主な都市をつぎつぎにせん領しました。日本軍は南京をせん領したとき、物をうばったり、兵士以外の多くの中国人の命をうばったりしました。」この文章の内容についても多くを論じなければなりません、時間の関係上ここでは省略します。しかしここにいふ「日本」とは自分の国ではないだらうか。名越二荒之助さんに『反日国家日本』といふ逆説的題名の本がありますが、「日本」とはこの国のことでせうか、「日本軍」とはこの軍隊でせうか。私は昔の小学校の国史教科書を読んでもみました。決して「日本」とか「日本軍」といふ言葉は使つてゐない。必ず「わが国は」とか「わが陸海軍は」と言つてゐます。この言葉遣ひ、思考方法です、これが正されない限りわが国は正常にならない。始めに「歴史の喪失」と申し上げたのはかういふことなのです。血肉の相通ふ先人の業績を

虚心に偲ぶ心を取戻さない限り、日本は独立国家とはなり得ないのです。

最後に、国民文化研究会の『いのちささげて』に収録されてあります江頭俊一さんの辞世を紹介させて頂きます。江頭さんは東大在学中の昭和十八年六月八日に数へ年二十四歳で、最後まで病氣と闘ひながら家族友人に見守られて息絶えたのですが、苦しい息の中から、アツツ島の将兵が傷病兵は皆自決して全員玉碎した——大東亜戦争における最初の玉碎です——ことを語り、「自分はたとひここで死んでも永久に君らと共にゐて御国を守る」と言ひ、御国の弥栄を信じつつ亡くなられた、その辞世です。

ウツソミノイノチタウトモスラヲノカナシキネガヒヨロツヨマデニ

コトキレルイマハノキハモスメクニノヤスケキヤウイノルカナ

二首目の「安けきやう祈るかな」は、息が続かないで歌ひ了せなかつたのです。字足らずであります。丁度吉田松陰先生の辞世が、刑場の呼出しが来たために字足らずで終へられたのですが、それを彷彿させるものです。眞に壮烈な御最期であります。

かうした国のために命を捧げて逝かれた方々の事蹟も志もすべて抹殺しようとしたのが占領政策であり、現にしてゐるのが占領後遺症であります。私共の祖国が独立を維持し、その生命を持続させていくためには、我々はこれらの方々の志を何としても受継ぎ、さうして占領後遺症から一刻も早く脱却していかなければならないのであります。

(昭和六十年八月「第三十回学生青年合宿教室」での講演)

Ⅱ 「時評」十六篇

# 一 大東亜戦争私見

## 1 自衛の戦としての大東亜戦争（平成三年）

米国では、真珠湾攻撃五十周年に当るこの十二月七日に、撃沈された戦艦アリゾナを舞台に記念式典が計画され、ブッシュ大統領も出席するといふ。先頃私が渡米した折に見学したアナポリス海軍兵学校でもその展示があり、ワシントンの宇宙博物館でも日米海戦史の特別展示が行はれてゐた。往時を想起して戦没者を追悼するとともに、国防の決意を新たにするといふ国民的合意が窺はれる。

残念乍ら、我が政府にその種の計画はなく、靖國神社に公式参拝する気配もない。しかし、武運拙く敗れたとはいへ、装備の質においても物量においても圧倒的優勢を誇る聯合軍に対し、国家の総力を挙げて立向ひ、勇戦敢闘、敵の心胆を寒からしめた栄光の歴史は、民族の誇りとして、永く後世に語り伝えられなければならない。先の湾岸戦争に際し、イラクの暴挙を当時の日本に類比する暴論が散見されたが、占領軍の絶対権力によつて戦争の真実を抹

殺した東京裁判史觀の呪縛によるものであらう。開戦の日の感激を肌で感じた世代が減少しつつある今、改めて開戦の意義が正しく問ひ直されなければならぬと思ふ。

大東亜戦争の目的は、宣戦の詔書に示された通り、「自存自衛」の一語に尽きる。開戦後、政府は戦争の目標として「大東亜共栄圏の建設」を掲げたため、これを以て戦争目的であったとする説が少くない。しかしそれは正確でないし、誤解を招く虞れがある。戦争の当事国が戦後秩序を構想し、終結目標を内外に示すことは当然である。しかしそれは、直接の戦争目的ではない。このことは混同されてはならない。何となれば、大東亜戦争は、「大東亜共栄圏建設」のために、自ら進んで積極的に開始した戦争ではない。それは挑発された戦争、我が国が決して望まなかったに拘らず、已むを得ず戦はざるを得なかった戦争であった。

昭和十六年七月二十五日、米国は我が軍の南部仏印進駐（これはフランスとの協定に基づく平和進駐であった）を口実に、在米日本資産を凍結し、翌日、英国、蘭印もこれに倣った。次で八月一日、対日石油輸出全面禁止を発令、ここに我が国は民生と軍事の大動脈を断たれ、存亡の危機に直面するに至った。日米交渉は、このやうな切迫した情勢の下に続けられ、我方はその打開のため、頂上会談の申入れや新規讓歩案（甲案、乙案）の提示、來栖大使の特



派など、あらゆる努力を傾注したが、米国の容れるところとならず、遂に十一月二十六日のハル・ノートの手交に至る。

周知のやうに、ハル・ノートは、全支那及び仏印からの即時無条件撤兵、重慶政府以外の支那政権の否認、三国同盟の廃棄など、従来の交渉における米側の主張を何倍にも加重した上、全く新規の要求までも含めたものであった。それは、「日本に全面的屈伏を強要するもの」(東郷外相)であり、もしこれを受諾するならば、「帝国ノ国際的地位ハ滿洲事変以前ヨリモ更ニ低下シ、其ノ存立モ亦危殆ニ陥ラザルヲ得ヌモノ」(同)であった。また一国が独立の諸外国と正當に締結した各種条約(対滿洲国、対南京国民政府、対独伊等)を一方的に破棄する如き、国際信義の上からも許されないことであつた。東京裁判の印度のパール判事や、今年一月百二歳で世を去つた当時の米国下院議員ハミルトン・フィッシュをはじめ世界の識者達が、この「最後通牒」によつて日本が開戦を決議したのは当然のことと認めてゐる。東京裁判法廷を開設して日本を侵略者と断罪したマッカーサーさへ、「日本が戦争に踏切つたのは安全確保のためであつた。」と証言してゐる(一九五一・五・三、米上院軍事外交委員会)。

十二月八日は、万策尽き絶体絶命の関頭に立つて、最後の機会を捉へての開戦であつた。

宣戦の詔書は、「今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬯<sup>ケン</sup>端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕立志ナラムヤ」と仰せられてゐる。「洵ニ已ムヲ得サルモノアリ」との、万感を込めた悲痛な御言葉は、昭和天皇の御意志によつて挿入された一句と承る。しかもなほ先帝陛下は、戦後四半世紀を過ぎて

戦をとどめえざりしくちをしさななそちになる今もなほおもふ（昭和四十六年）と詠ませ給ふた。大御心のほど、ただただ恐懼しまつるほかはない。

繰返すが、大東亜戦争は自存自衛の戦であつた。それ故にこそ国民は挙国一致して戦ひ、終戦に当つては「国体護持」といふ最後の一線に収斂したのであり、また世界に比類なき整々たる敗戦処理をなし得たのである。

なほ付言すれば「大東亜共栄圏」の思想は断じて侵略主義ではない。その内容は、日本、満洲国、中華民国（南京）、タイ、フィリッピン、ビルマの六ヶ国によつて採択された「大東亜共同宣言」（昭和十八・十一・六）に示されてゐる。そこでは、「道義ニ基ク共存共栄ノ秩序」として、各国の「自主独立の尊重」、「相互の伝統の尊重」、「互恵提携」、「人種的差別の撤廃及び世界各国との文化の交流と資源の開放」等が謳はれてゐる。そこに侵略的意図の

全くないことは、何人の目にも明らかであらう。

〔代々木〕平成三年九月号

## 2 開戦記念日に想ふ（昭和五十六年）

十二月八日が大東亜戦争開戦記念日であることを知る若者はわづか二割に過ぎなかったといふ（読売）。開戦四十年を経てあの苛烈な戦争が忘却の彼方に薄れていくのは各国共通の現象であらう。しかし見逃し得ない大きな相違がある。戦死者の取扱ひである。

いかなる国家も、国民にこれを支へようとする意識がなければ存続することはできない。さればこそ、すべての国は国のため尊い生命を捧げた戦死者に対し最大級の榮譽と儀礼とを以て厚く遇してゐる。

私はかつて渡米した折にワシントン郊外無名戦士の墓の厳肅な警備に感銘を受けたが、ハーバード大学のメモリアル・チャーチの壁画には戦死した卒業生の氏名が刻まれてゐるといふ（安嶋東宮大夫）。私が立寄った英国のイートン・スクールも同様であつた。去る一月二十日の大統領就任式において、建国以来の戦死者達を憶念し、一無名戦士の手記を引用して祖国の再生を誓つたレーガンの演説は記憶に新しい。

最近モスクワから帰朝された小賀一海佐の話によれば、ソ連の高校の卒業式ではレーニンの肖像の左右に「大祖国戦争」で戦死した卒業生の遺影を配し、生徒総代がこれに敬礼して「私達は侵略者に対しては断固戦ひます。決して皆さんの血を無駄には致しません」と宣誓した後卒業証書を授与するといふ。また各市には無名戦士の墓があり、新婚の夫婦は家族一同と共に先づここに詣でて後に祝宴に臨むとのことだった。

英霊を崇敬し、その遺徳を追慕するのは万国共通の心情である。大東亜戦争は不幸にして刀折れ矢尽きて敗れたけれども、世界戦史に比類なき苛烈な戦場における鬼神もこれを哭く皇軍将士の勇戦敢闘は、わが国民が子々孫々に永く語り継ぐべき民族の鑑、民族の誇りではないか。戦死された英霊は断じて戦争の「犠牲者」ではない。祖国の危急に際し身を挺して国に殉じ神あがり給ふた神々である。さればこそ我々はこれを靖国神社に合祀し、国民挙つて奉斎しなければならぬのである。

山本健吉氏は言ふ。「アンドレ・マルロオにとっての那智滝はある距離を置いて人をたたくずましめる聖なるもの、日本人が神と称している超自然の力ある生命だった」（『いのちと私たち』）。那智滝を「聖なるもの」と感じ得るか否かはこれを観る人の美的感覚と宗教的情操

の如何に依るであらう。同様に祖国に殉ぜられた英靈の「魂」あるいは「志」を同じ国民が「聖なるもの」と仰ぎ得るか否かに一国の盛衰は懸つてゐると言へよう。

戦前は「神社は宗教に非ず」とするのが共通の憲法解釈であつた。ところが占領軍指令に影響されてすべての神社が宗教学法人に改組させられてしまった。しかし百歩譲つても神社参拝は宗教的「儀礼」に過ぎず、憲法二十条にいふ「宗教的活動」ではあり得ない。しかるに政府は憲法上疑義ありとして公式参拝を未だに実施せず、その検定する教科書においては英靈の尊い事跡はほとんど抹殺されたまま放置されてゐる。

わが国に寄港する各国の練習艦隊が整然と正式参拝するのに対し、わが自衛隊の公式参拝が認められないといふ、これ程の珍現象があり得やうか。自衛隊の靖国神社公式参拝なくして首相のいふ「精強なる自衛隊」は期して望むべくもないであらう。

(週刊「朝雲」昭和五十六年十二月七日号)

### 3 学徒出陣のこと（昭和五十三年）

——東大・緑会「出陣賦」について——

今夏の阿蘇合宿において、山田輝彦氏は故和多山儀平氏の遺書（「いのちささげて」所収）を朗読されつつ、「私は戦中派の名誉に誓って確言する。我々は断じて軍閥に騙されて戦ったのではない。」と絶叫された。

また十二月一日がめぐって来る。昭和十八年の「学徒出陣」三十五周年である。しかしこの学徒出陣については、山田氏が改めて叫ばれざるを得なかった程暗い陰惨なイメージが若い人々の間に定着してしまっているのではないだろうか。「この暗い谷間の時代になげき、いかり、もだえながら戦争の中に空しく、散華」していった学生たちの切々たる心情（傍点筆者）。これは左翼出版物の言葉ではない。国立機関により公式に編纂された教育史中の一句である。私は歪曲された歴史に慄然とせざるを得ない。さういふ学生も一部にゐたに違ひないが、このような一律的表現は祖国の危急に際し敢然と身を挺して散華された数多の英霊に対する冒瀆である。吉田満氏が「このような編集方針は、一つの先入主にとらわれてい

ると思う。」〔戦艦大和ノ最期〕あとがきと批判された「はげしい戦争憎悪」に満ちた戦没学徒の手記や、偏向したマスコミの形造る映像によって学徒出陣の真相や当時の学生の心情が闇に葬り去られることは、戦中派の我々にとって耐へ難いことである。私が当時の学園のささやかな体験や後記「出陣賦」を紹介しようとするのも、正しい歴史を書き残すことが後世への義務だと思ふからである。

そもそも学生の徴兵猶予は基本的人権ではない。憲法及び兵役法により、満二十年に達した壮丁はすべて兵役に服する義務を負つてゐたのであり、徴兵猶予とは、文教政策上の配慮から在学中の者に対して満二十四才（昭和十六年改正）まで徴兵を延期するといふ恩典を国が与へたものに過ぎない。従つて戦時又は事変に際し必要があればこれを停止する場合はある（勅令に委任）のは当然のことであつた。

さて昭和十七年に行はれた学年半年短縮措置によつて私が東大法学部に入学したのは同年十月であつた。前年十二月開戦以来、初期に於てこそ赫々たる戦果を挙げたが、六月のミッドウェー海戦を境として米軍は本格的反攻に転じ、数次のソロモン海戦や八月のガダルカナル島上陸等、南海における死闘は益々熾烈となつて来た。従つて我々は卒業即入隊が当然の



既定事実であり、それはまた生還を期し得ざるものであった。学生は学業に励みつつ、週一回の軍事教練には事故者以外は殆ど出席した。また毎日昼休みに体育部学生によつて行はれた体操指導（自由参加）では、終了後参加者全員で「海ゆかば」を合唱し、その声は三四郎池のほとりに飴した。

十八年に入ると戦局は愈々重大化して来た。二月ガダルカナル島撤退（当時「転進」といつた）、四月山本聯合艦隊司令長官戦死、五月アッツ島山崎部隊玉砕（大本営発表による最初の玉砕である）と続き、ニューギニアの戦勢も次第に不利となつて来た。「学生の態度表情はこの頃から変つたと思う。この年の暮、所謂学徒出陣の前後に於ける学生の態度行動は、世の賞讃を受けた。然し学生が父兄や先輩よりも先ず国家の危急を感じ、何の遲疑することもなく、すぐに覚悟を定めたと感ぜられたのは、私の見るところでは、この頃であつた。」（『海軍主計大尉小泉信吉』 文藝春秋）と当時の慶応義塾大学塾長小泉信三氏は書いて居られる。九月二十二日政府は学生の徴兵猶予停止を決定し、十月二日勅令を公布した。これにより、理工系を除く法文経等の学生で徴兵適齢者は十二月に入隊することとなつた。「学生は待つていたようにこの決定を迎えた。」（小泉氏）とまでいかなくとも、当然来るべきもの

が来たといふ感じを抱かなかつた学生はぬい筈である。学業に未練を残しつゝも、肉親との離別を悲しみつゝも、また兵営生活に一抹の不安を抱きつゝも、同年輩の青年が第一線に死闘を展開してゐるとき、筆を投じて祖国の危急に赴くのは国民として当然の義務と誰しも考へたに違ひない。事実、この決定に不満を洩した学生は私の知る限り一人としてゐなかつた。

緑会（東大法学部の学生自治会）は、二ヶ月後に迫る入隊を前にして、出陣の歌を募集した。歌詞と曲の銓衡は緑会委員（出身高校別に学生の推薦によつて選任されてゐた）が行ひ、二篇が入選した。後記の「出陣賦」はその中の一篇である。そして学生が専ら愛唱したのはこの「出陣賦」であつた。

緑会の壮行会は十一月十一日、小石川植物園で行はれた。奇しくも第一次大戦終結の日であつた。快晴のこの日、我々は全員で「出陣賦」を合唱し、三浦環女史の特別来演もあつて、互に名残りを惜しみつつ、先輩の心づくしの生ビールで歓を尽くした。最後に一人づつ末弘法学部長の前に進み、「何某征きます」（令息を海軍に捧げられた学部長は「行って来ます」と言ふな、と訓示された）と挨拶して別れて行つた。翌十二日、東大法、文、経、農各学部出陣学生四千名の全学壮行会が午前九時から安田講堂で行はれ、内田総長から全員に国旗が

授与され、「海ゆかば」を斉唱した。同十時、我々は執銃、帯剣、巻脚絆で正門前に整列、宮城に向って行進した。我々法学部学生は先頭として全員で先づ「出陣賦」を合唱し、残留学生の万雷の拍手に送られて出発したのが忘れられぬ思ひ出である。そして二重橋前に整列、「聖寿萬歳」を奉唱して解散したのであった。

いま私の手許の二つ折のやや厚手の菊判大ガリ版刷りの紙がある。銃のスピンドル油であらうか、一部が黒く汚れてゐるが、表に「出陣賦」「出陣の歌」と並んで書かれてあり、その左下に東京帝国大学法学部緑会と書いてある。「出陣賦」が歌はれた期間は僅か一ヶ月の間であり、またそれを知る人は当時の東大法学部在學生二千余人に過ぎない。しかし、この歌は學生が作詞し、作曲し、學生が選り學生が愛唱したといふ点では私は後世に遺すべきものと思ふ。そしてこゝに謳はれた心情は出陣学徒の殆どすべてに共通するものであったであらう。苟も齡成年に達し、最高学府に学ぶ學生が心にもない美辭麗句を進んで歌ふなどといふことはあり得ないのである。今でも当時の同窓生は青春の思ひを込めたこの歌を懐しく回想してゐる。当時の出陣学徒が何を思ひ、何を願つたかをこの歌を通じて読みとつて頂きたいと思ふ。

入営当日の十二月一日の東京の朝は、この歌詞にある通り、一点の雲もない快晴の日であつた。

出陣賦 大木彬彦作詞

川添萬夫作曲

一、はろばろと青き空なり

厳しくもさやけき朝や

我等蹶つ醜の御楯と

大君の任のまにまに

眉あげて今ぞ征ゆかむ

一一、さばへなす仇共討つと

風凍る北の島わに

天燃ゆる南の辺土に

愛しけやし祖国をろがみ

三、陸行かば山河とよめ

海ゆかば潮とどろけ

海山のい盡くるまでに

夷らのまつろふまでに

撃ち撃ちて撃ちてし止まむ

四、御空さす銀杏の並木

仰ぎみて学びし子等は

汝が姿心に念ひて

誇りかに生命死にきと

傳へてよ八重の黒潮

五、あ、我等究めし道は

一筋の真理の精神マコトココロ

戦タタカヒの庭に出でては

荒魂の雄叫び猛く

征ユき征ユきてかへりみはせじ

六、師よ父母よ心安かれ

男ヲの子われみことかしこみ

天アマ翔トり國クニ土翔トりつつ

七ナニつ度タビ生ナれ死シにては

護イソナらでや祖國イソナの生命イソナ

〔国民同胞〕 昭和五十三年十月号

#### 4 「終戦の詔書」こそ戦後再出発の原点（昭和六十二年）

八月十五日とはいかなる日であるか

この靖国の御英霊の御前におきまして発言させて頂くことは誠に肅然として襟を正さしめられる思ひであります。思へば四十二年前の今日、私は一介の見習士官でしたが、炎天下の戸山が原の焼跡に整列してこの玉音放送を拝聴したことを昨日のことのやうに思ひ出します。この八月十五日は誠に国民一億の悲しみの日、また慟哭の日でありました。

しかし、この八月十五日といふ日が一体どういふ日であったかといふことについては、決して正しく傳へられてをりません。ポツダム宣言の受諾は八月十四日に行はれてゐる。さうして大本営が全軍に停戦を命じたのは八月十六日の十六時でした。従つて八月十五日がどういふ日であるかと言へば、それは終戦の御詔書を玉音放送によつて国民が拝聴した日、その日であること以外にはあり得ない。そして聖旨を奉体して祖国再建の為に微力を傾けたといふことを国民総てが誓ひ合つた日であつた。戦後日本の出発点は決してポツダム宣言

でも日本国憲法でもない。この八月十五日に国民が拝聴致しました終戦の詔書でなければならなかった。

「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ萬世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と仰せられ、更にまた

「朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」と宣べてをられます。

この終戦の詔書こそ国民の再出発の原点であった。これはまがふ方なき歴史の事実である。昭和二十年九月五日に第八十八回臨時帝国議会が開催された。その衆議院本会議において「承詔必謹決議案」といふものが上程され、満場一致、全会一致をもって可決されてゐます。

「大詔渙発畏クモ玉音親シク万民ヲ諭シ給フニ帝国政府ヲシテ米英支蘇ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾セシメ以テ時局ヲ收拾セサルヘカラサル所以ヲ以テシ給フ蒼生そうせい誰カ地ニ伏シテ慟哭シ忠誠ノ至ラサルニ慚懼セサランヤ

聖断既ニ下ル 詔ヲ承ケテハ必ス謹ム宜シク冷厳ナル反省ヲ加ヘ外ハ和親ヲ図リテ世界ノ平和ト文化ノ進運トニ寄与シ内ハ和平日本建設ノ大道ニ邁進シテ国運ノ進暢ニ努メ以テ聖詔ノ

奨順ニ匪躬ひまゆうノ誠ヲ効スヘシ右決議ス」

以上が決議の内容です。そしてこの決議案の趣旨説明に立たれたのがかつての民政党総裁、当時の政界の最長老であつた町田忠治先生です。町田先生はかういつてをられます。

「帝国ガ三千年ノ歴史ヲ顧ミル時、我等ハ真ニ痛恨措ク能ハズ、断腸ノ思ヒニ堪ヘマセヌ、陛下ニ対シ奉リ、皇祖皇宗ニ対シ奉リ、我等奉公ノ足ラザル所、事逐ニ茲ニ至リタルコトハ罪万死ニ当リ、真ニ謝スルニ言葉ナキ所デアリマス」

このやうに述べられたあと、艱苦を忍び試練に打ち克つて行かなければならないといふ決意を述べ、最後にかう結んでをられます。

「我等ハ謹ミテ国民ト共ニ戦争終結ノ詔書ヲ奉体シ、誓ツテ国体ヲ護持シ、総力ヲ将来ノ平和的建設ニ傾注シ遙カナル光明ヲ目指シテ、世界ノ進運ニ大ナル寄与ヲナサントスルモノデアリマス（拍手）」

茲ニ本決議案ヲ提出シ、本院ノ総意ヲ闡明シ、国民ト共ニ、詔書ノ垂示セラルル所ヲ遵奉実践シ、以テ聖明ニ応ヘ奉ラントスルモノデアリマス（拍手）」

これが占領による言論統制によつて魂を骨抜きにされる以前の自由な国民の総意であつ



た。更にその十日後の九月十五日に文部省は新日本建設に関する教育方針といふものを策定致しました。この中でも冒頭に大詔奉体と国体護持といふことが謳はれてゐます。これは当時の国民の常識であつた。

### 国家の持続を無視する不可解な政府の姿勢

しかるに昭和五十七年、政府は八月十五日をもつて「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と決めました。ところがその説明文のどこを読みましてもこの終戦の詔書について一言の言及もない。これはどういふことでせうか。奇怪極まることであると思ひます。

更にまた昭和五十九年藤波官房長官のもとに「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」(通称「靖国懇」といふものが設けられました。そこに参加して討論されました江藤淳先生はかう言はれました。

「靖国神社公式参拝の根本は終戦の詔書にある。終戦の詔書に『帝國臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ悲命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク』と仰せられてをるではないか。これが靖国神社公式参拝の基本である。しかるにその終戦の詔書について政府はど

のやうに取り扱ひ、どのやうに考へてゐるのか」

ところが驚くべきことに政府がかういふことを言つたといふのです。

「終戦の御詔書はその時限りのものである。憲法典も変更されたことであるし、現在は何らの法的拘束力も無い」

詔書といふのは、陛下が国民に対して申し述べられた御言葉でございます。しかもこの終戦の詔書は、二回に亙ります御前会議におきまして陛下がお述べになつた御言葉をそのまま文章にしたものです。その法的拘束力の有無を云々するといふこと自体が見当違ひの議論である。それよりも戦後日本の再出発の原点であつたこの終戦の詔書を殊更に無視しようとする政府の態度の奥にあるものは何であらうか。これが最大の問題点であらう。私はそこに国家の断絶、つまり国家の持続を無視しようとする態度が、考へ方、気持が働いてゐるやうに思へるのであります。

一体この靖国の社に鎮まります二百四十六万余柱の英霊が、尊い一命を捧げて守つて下さいました日本、あるいは守らうとして命を捧げられたこの日本、それと私共が現在この生を享受して居る日本、これは別の国家でありませうか。断じてそんなことは無いはずである。

この日本は未開の荒野に移民が建国した新しい国家ではない。悠久の神代からこの大和島根に祖先が受け継ぎ守り来ったところの、歴史と伝統の国家、祖国日本なのである。しかも肇国の昔より万世一系の皇室を上にかき、このことは過去も現在も将来もまた変えることはありません。このことに思ひを致すならばこの国を命をかけて守って下さいましたこの靖国の御神前に、国民はもとより、一国の代表である総理自ら率先して参拝するのが当然ではないでせうか。

### 占領遺制からの速かな脱却を

大東亜戦争は決して八月十五日に終結したのではない。ポツダム宣言の受諾は停戦条件の受諾であり、九月二日の降伏文書調印が所謂停戦協定と目されるものである。真に大東亜戦争が終結し、平和が克復されたのは昭和二十七年四月二十八日の平和条約発効の日である。それまでの占領行政、あるいは占領政策はすべて占領軍即ち敵国軍、連合国軍の軍事行動である。ですから東京裁判その他の戦争裁判は決して司法権の発動といふものではなく、連合軍の軍事行動の一環である。従ってそこで刑死されました方々、A級であらうとB級であら

うとC級であらうと、これらの方々は、すべて戦死された方々と同じであります。にも拘らず残念なことに、政府はこの占領政策の呪縛を脱することが出来ません。国家の持続を廃絶し過去を否定することで、国家の統一を解体しようとしたのが占領政策であった。その最たるものが東京裁判史観であり、その東京裁判史観に呪縛されてゐるのが現在の政府である。そのため今年もまた総理の靖国神社参拝が行はれないのである。

私はこの占領遺制を速かに脱却すること、これが何よりも靖国の御英靈に応へまつる唯一の道ではないか。かやうに確信する次第です。御清聴ありがとうございました。

（昭和六十二年八月十五日第一回戦没者追悼中央国民集会での意見表明。）

「祖国と青年」昭和六十二年十月号

## 二 占領憲法の呪縛

### 1 「精神の自由」の回復を（平成四年）

昭和五十四年に雑誌「文藝春秋」に掲載されたロンドン大学教授森嶋通夫氏の「新『新軍備計画論』」なる論文をめぐって、関嘉彦、志水速雄（故人）、猪木正道諸氏等との間に活潑な論争が行はれたことがある。森嶋論文の主旨が、非武装論を唱へつつ、万一ソ連が侵略してきた時には無条件降伏すればよいといふ驚くべき内容であったからである。この折、福田恆存氏は、「人間不在の防衛論議」と題して「中央公論」誌上で議論を総括されたが、この論文を収めた同名の単行本（新潮社）に、「追記」として次のやうに書かれた。

「なほ猪木氏も健康を理由に反論を断つた上、『福田も現行憲法下で種々その恩恵に浴してゐるのに、その憲法を否定するのは許せない』と言ふ、私には氏の理屈が理解できない。私は今の憲法により被害こそ蒙れ、恩恵に浴してなどゐないが、仮りにさうであっても、それを批判し否定する自由は現行憲法でも許されてゐるし、常識もまたそれを當然と考へるであ

らう。」

福田氏のこの指摘は、戦後の教育を受けた人々（今や国民の大半を占めてゐる）にとつては、意外と思はれるかも知れない。なぜなら、戦後の教育では、敗戦後の連合国の占領政策と日本国憲法は信仰的な賛美の一色で蔽はれ、それは今日もなほ続いてゐるからである。

例へば、今年から使用されてゐる小学校社会科の教科書にはかうある。「新しく生れた日本国憲法によつて、日本は平和を愛する民主主義の国として生れ変つたのです。そして日本国憲法は日本の多くの人々に生きる希望をあたえました。」（日本書籍）「人々は貧しい生活を送っていましたが、日本が平和な民主主義の国に生れ変わることを、心から喜び合いました。」（東京書籍）そして最後には、「わたしたちは、日本国憲法をくらしの中に生かしていく努力をこれからも続けていくことが大切です。」（東京書籍）「自分自身の考えや、行動についても、憲法の精神にてらして、正しいかどうかの判断を行うことが必要です。」（帝国書院）といふ説教で終るのである。憲法信仰もここまで来ると、法規範と道徳規範を完全に混同してしまつてをり、異常といふほかない。

従つてここでは、米国の占領目的が日本を「再ビ米国ノ脅威」とならしめないやうにする

ため徹底的に無力化することであつたことも、二十一人の民政局員が密室の中で僅か六日間で起草した憲法草案を占領軍の絶対権力によつて日本政府に受諾を強制したことも、閣議の席上で「斯る憲法草案を受諾することは極めて重大の責任であり、恐らく子々孫々に至るまでの責任である。……然し今日の場合、大局の上からこの外に行くべき道はない。」（『芦田均日記』岩波書店）と発言した幣原首相の苦衷も、一切の眞実は伏せられてゐる。このやうな教育を受けて来た人が、現行憲法に何らかのメリットを感じ、或いは今日の経済的繁栄の一因として憲法の存在を考へたとしても不思議ではない。しかし、一体我々日本国民は日本国憲法によつていかなる恩恵を受けて来たのか。受けたのは福田氏の言はれる如く「被害」だけではなかつたのか。冷静に考へてみたことがあるだらうか。

いかなる国家においても、先づ政策が検討され、次いで最も望ましい政策を実現するために必要な法制面、予算面の手当が検討され、現行法制に不備があればこれを改廃する、といふのが通常の思考過程、通常の政策立案過程である。ところが、我が国の安全保障問題に関する国会論議は、国の安全を確保するために何が必要か、何が望ましいかといふ議論ではなく、憲法上何が可能で何が不可能かといふ質疑応答に終始してゐた。このやうな現象は世界

に例を見ない特殊異常の事態である。前国会で曲りなりにも成立したP K O協力法も例外ではない。九ヶ月に及ぶ国会審議において、まともな政策論議はなく、世界の常識から隔絶した空論に終始してゐた。

国連憲章は、「すべての加盟国は国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与えなければならない。」(二条五項)と規定してゐる。P K Oは、憲章の明文の規定に基くものではないが、国連が国際平和の回復のために案出した行動であつて、戦闘行動が休止した段階で、戦争解決のために当事国が協議できる環境を側面から支援しようとするものであり、国連の目的に最も適合した行動である。従つて加盟国に参加の義務はないが、前記憲章の規定から考へても、事情の許す限りこれに協力する道義的責任があると言へよう。我が国は、昭和三十一年に国連に加盟した際、何らの留保条件も附してゐないから、P K Oについてもその地域が我が国と密接な関係があり、国連及び当事国から参加の依頼があり、かつ我が国に部隊を派遣する能力がある場合には、積極的にこれに参加協力することに異論のあり得やう筈がないと思はれる。

従つて、今回のP K O協力法も、本来国会で賛否対立するが如き法案ではない筈である。



そして審議の中心は、我が自衛隊に派遣の余力はあるか、即ち兵力を一部供出して防衛上不安はないか、任務遂行に必要な規定は整備されてゐるか、装備は十分か、健康管理に問題はないか、万一犠牲者が出た場合の援護措置は万全か、等に置かれるのが当然であらう。然るにこれらの問題は殆ど捨象され、専ら憲法解釈に関する抽象論議に費された。そして揚句の果ては、児戯に類する牛歩戦術と、国会議員としての資格と責務を放棄する一斉辞職願であつた。

反対意見を代表してゐると思はれるのが、昨年九月十九日の朝日新聞の「PKO法案は慎重審議を」と題した社説である。そこでは、「法案の第一点は、日本が『国連を中心とした平和のための努力に積極的に寄与する』ことをうたつてゐる。その姿勢は正しい。国際貢献を推進することは、日本にとって不可欠とわれわれは考える。しかし、それはまず、非軍事の分野で充実されるべきである」といふ。「自衛隊と別組織で」といふ主張も同類とみてよい。この考へ方は、戦後思潮の典型と言つてよいのではないか。しかし、それでは何故に非軍事分野が優先されなければならないか、或いは非軍事分野に限定されなければならないか、といふ疑問に対する合理的な解答はない。そこにはただ「憲法の本質」といふ呪文があるだ

けである。国際社会において、日本がいかなる行動をとることが国際平和に寄与し、また日本の国益に合致するか、といふ自由な発想はない。国際社会の現実をあるがままに直視し、その中で国の生きて行く道を求めるといふ精神の自由を奪はれてゐるのである。

国際連合結成の最大の目的は、「国際の平和及び安全を維持すること」(憲章一条)であり、そのために、「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること」(同)とされてゐる。即ち、侵略の発生が絶滅できないものである以上、これを防止し鎮圧する軍事制裁が国連活動の中核であり、安全保障理事会の最も重要な権限とされてゐる。このやうに「国際の平和と安全の維持」を担保するものが終局的に軍事力であることは、憲章を一貫する当然の前提であり世界の常識であり、また国際社会の現実である。

従つて、国際平和のために日本の協力が求められるときは、その内容が軍事力の提供となることは当然と云つてよい。PKOは武力使用を目的とするものではないが、活動の主体が軍隊でなければできない内容である以上、自衛隊の派遣もまた当然の帰結となる。兵力の使用が効果的か、非軍事的措置が適切かの判定は、それぞれの事態に応じて客観的に判断され

るべきもので、最初から「憲法の精神」を大上段に振りかざして非軍事的措置を優先するといふのでは、それから先へは一步も進まない。これは完全な「思考停止」であつて、「閉ざれた言語空間」(江藤淳氏)の中をただ右往左往してゐるにすぎない。現実をありのままに見詰めてその中にあるべき姿を求めて行くといふ発想の自由、精神の自由は完全に失はれてしまつてゐる。

憲法の呪縛は九条だけではない。「国民主権」にしても、「基本的人権」にしても、「政教分離」にしても、人々から虚心に物事を考へる能力を奪つてしまつた。「国民主権」の「国民」とは何か、「主権」とは何か、それが政治的にならざる意味をもつか、具体的に究明されぬままに「君主主権」と対置される。教科書は「国の政治を進める主権が国民にある」(東京書籍)ことだといふが、プロレタリア独裁を謳ひ、共産党が専制政治を敷いてゐた旧ソ連も中国も「人民主権」を憲法に明記してゐた。また教科書が「天皇主権」として非難攻撃する帝国憲法下において、国民の参政権は漸次拡大して普通選挙が実施せられ、最後には婦人参政権も実現したのである。我々は、「国民主権」が宣言されたことによつて一体いかなる利益を得たのか。国民思想を混乱させただけではなかつたか。

「基本的人権」にしても同様である。それは何故に「侵すことのできない永久の権利」なのか。人権は国家が存続し社会秩序が維持されて初めて守られるものではないのか。一切の国家規範や社会道徳に優先する基本的権利なるものが存在するのか。教科書は、「人はだれでも、自由で、平等であり、人間らしく生きる権利を持っています」（東京書籍）と天賦人権論を振り回してゐるが、それは単なるドグマにすぎないのではないか。（この問題については本誌昨年十二月十日号に八木秀次氏の「公共性の復権」と題するすぐれた論考がある。参照されたい。）

「政教分離」原則はもともと「信教の自由」を保障する目的で置かれた規定である。しかし、違憲性が争はれた地鎮祭にせよ、忠魂碑前祭にせよ、靖国神社参拝にせよ、違憲を主張する人々が自己の信教の自由を妨げられたといふ告白は一度も聞かれなかった。にも拘らず、この条文あるがために護国の英霊に対する国家祭祀は未だに行はれてゐないのである。ここでも、祖国防衛のために一身を捧げた護国の英霊とその遺家族に対し、国家・国民は何をなすべきかといふ基本問題について、自由な論議検討が行はれることなく、憲法上何が許されるかといふ法制論が先行してしまつてゐる。

憲法の条章を冷静に検討すればする程、我々国民は「今の憲法により被害こそ蒙れ、恩恵

になど浴してゐない」と断ぜられた福田恆存氏の指摘が全く正しいことを痛感する。「閉ざれた言語空間」の中に国民を封じ込めてしまったものこそ「一九四六年憲法」（江藤淳氏）にほかならない。戦後日本の精神の衰弱はすべてここに淵源してゐると言つてよい。それを打破しない限り、日本国民の「精神の自由」は回復せず、国際社会において軽侮と恫喝の対象となるほかないであらう。しかし、さうは言つても憲法の改廃は容易なことではない。この現実下において我々に求められることは、先入観やイデオロギーに惑はされることなく、歴史と現実を直接に、あるがままに見詰め、自由な思考能力を取戻すことである。それが憲法の呪縛と桎梏を打破する唯一の道である。

〔「国民同胞」平成四年八月号〕

## 2 日本国憲法の前文について（平成五年）

昨年から今年にかけての大きな変化に、憲法改正をめぐる論議の活発化がある。最近行はれた日経、東京、読売各紙の世論調査でも改憲賛成意見が多数を占めるに至った。自民党は憲法調査会の審議を再開し、護憲一筋をスローガンとして来た社会党までが意味不明の「創憲」を唱へ、憲法論議を歓迎すると言明した。昨年五月三日の憲法記念日に新潟市から講演を依頼されながら、社会党市議団の横槍によって突如これを取消された上坂冬子氏は、近著『思い出すだに腹が立つ』（光文社）で社会党の変節ぶりを痛烈に批判してをられるが、社会党すら変節せざるを得なかった程、国民意識の変化は顕著であったとも云へよう。

今日の憲法論議が、冷戦の終結、湾岸戦争、PKO参加等、国際問題に対する我が国の対応ぶりを契機とするものであるだけに、その中心が九条問題に置かれてゐることは当然である。しかし憲法問題が九条に局限されてはならないことは、声を大にして強調しなければならぬ。とりわけ前文、天皇、基本的人権の諸条項は、九条に劣らずこの憲法の致命的欠陥

を示してゐる。中でも「前文」は、この憲法の本質と占領軍の意図を明示したものととして充分に分析される必要がある。

憲法前文が稀代の悪文であることは多くの識者からつとに指摘されて来た。前記上坂氏も「これが日本語であろうか。……用語の使いかたといい、文章の区切りかたといい、少なくとも日本人の使う日本語とはいえない。」と歎き、福田恆存氏は「悪文といふよりは死文と言ふべく」、「これを孫子の代まで残す事によって、彼等の前に吾々の恥を曝すか、或はこれによって彼等の文化感覚や道德意識を低下させるか」に過ぎぬと断言してをられる（「當用憲法論」）。村松剛氏も明白な誤訳があると指摘された。

実をいふと、日本政府はこの「前文」が憲法の一部だとは考へてゐなかつた。昭和二十一年二月二十六日の閣議が涙を吞んでマッカーサー草案の受入れを決定したのを受けて、今までの外務省仮訳を条文化すべく翌二十七日から法制局審査に入り、三月二日までの四日間で一応の邦文未定稿を完成した（当初は三月十一日までの二週間を予定したが、司令部からの矢の催促で短縮させられた）。これを謄写刷にして三十部作成し、四日に司令部に持参、同日午前十時から五日午後四時まで連続三十時間に及ぶ折衝となる（我方一睡もせず）。とこ

ろが、我が提出した邦文案には「前文」を付してゐなかつた。民政局次長ケーデイスはこれを発見して激怒し、佐藤達夫法制局第一部長に向つて「前文をオミットするのはいかん。前文はマ草案そのままのものをつけろ」と強い調子で指示した。佐藤部長は致し方なく外務省仮訳の「前文」を付すことにした。かくて三月六日政府が公表した「憲法改正草案要綱」では「前文」はマ草案直訳のまま付されることになつたのである。外務省条約一課長としてポツダム宣言を翻訳された下田武三氏は先日ある会合で、「当時佐藤氏と随分努力したが、どうしても日本語にならなかつた」として、この前文だけは放置できないことを強調してをられた。

憲法前文が殆ど虚偽と歪曲の文章によつて埋められてゐることは、このやうな成立由来から容易に理解できよう。当時「国会」は存在しなかつたし、衆議院議員選挙は追放と検閲といふ強権の下で行はれたし、議会でも民間でも自由な言論は許されなかつたし、主権在民は「国民の総意」ではなかつた。渡辺正廣氏は、前文第一段を次のやうに読み替へるべきだとされてゐる（『日本国憲法について』洋販出版）が、これが偽りなき真実である。

「日本国民は不当に選挙された帝国議会における代表者を通じて形式的に行動し、戦勝国と



戦勝国民のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢と弊害と日本国弱体化を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することをむりやりに宣言させられ、この憲法を万止むを得ず涙をのんで確定する。」

ところで、「政府の行為によって戦争の惨禍が起らないやうにする」とは如何なる意味か。戦争は国家の行動であるから、「政府の行為」によらない戦争などはあり得ない。第二次大戦における連合国も、すべての政府が宣戦したものであった。しかし日本の憲法の効力は外国には及ばないから、ここでいふ「政府」は「日本政府」に他ならない。また、「戦争の惨禍」も、「われらとわれらの子孫のために」とある以上、日本国民が蒙った惨禍を指すことになる。してみれば、この文章の意味は、我が国が絶対不敗の損害なき戦争を行ふか、一切の戦争をしないかの何れかしかないが、ここではそれが後者を意味することはいふまでもない。しかし、外敵に侵入されても政府が拱手して放置しておけば国民は「戦争の惨禍」に曝されることは疑ひないから（無防備におかれた終戦前後の在満居留民の惨劇を想起せよ）、「政府の行為によって戦争の惨禍が起らないやうにする」ことは、日本国民がいかに「決意」しよう

とも、実現不可能なことなのである。要するにこの文章は、日本に二度と連合国に手向ひ致しませんと誓約させられたものである。

だがそれ以上に重大なことは、この一文は「政府」と「国民」とを切断し、戦争は、「我儘ナル軍国主義的助言者」、「日本国民ヲ偽瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者」（ポツダム宣言）に支配された政府が一方的に行つたことで、国民はその被害者にすぎないといふ彼等のドグマを、日本国民に強制したものだといふ点にある。即ち、政府ニ加害者、国民ニ被害者といふこの図式こそ、占領軍が「ウオー・ギルト・インフォーマーシオン・プログラム」によつて、検閲を通じ、東京裁判を通じ、学校教育を通じて日本国民に植ゑつけようとしたものであり（江藤淳氏『閉された言語空間』文藝春秋）、憲法前文にもこれを挿入させたのである。これによつて、日本対連合国といふ戦争の史実は国民対政府の闘争といふ虚構にすり替へられ、国家解体の目的に近づくことになる。

事實は、我が国が明治以来戦つた戦争は悉く国民の圧倒的支持の下に遂行されたのであり、政府と国民は常に一体であつた。それは世界に比類なき挙国一致の姿であつたと云つてよい。大東亜戦争にしても開戦二十日前の十一月十八日に、「国策完遂決議」が衆議院の全会一致

で可決されてゐる事実を見れば、事態は一目瞭然である。また終戦に際しても、昭和二十年九月五日の衆議院の「承詔必謹決議」に示されるやうに、全国民が一条乱れず整然とその処理に當つてゐたのである。しかし、かうした眞実は占領軍によつて抹殺され、彼等が占領期間を通じて宣伝した虚構は、これに呼応する左翼学者や便乗学者によつて増幅され、言論界、教育界に牢固たる地歩を築き、今や政官界まで席捲するに至つてゐる。我々は、眞実を抹殺し、歴史を歪曲しようとした占領軍の意図が、憲法前文にも具体化されてゐることを忘れてはならない。

もう一点留意すべきは、この文章が主権在民宣言の根拠となつてゐることである（マ草案では「人民ノ意思ノ主権」sovereignty of the people's willとなつてゐたが、意味は同じである）。即ち彼等は、日本が戦争に突入したのは、「国民主権」でなかつたからだと考へ、その独断を日本に強制したのである。「国民主権」が民主主義や議会政治と結び付くとは限らないことと、「国民主権」思想のみならず「主権」概念そのものが人間性に反する驕慢であつて到底我が歴史伝統と相容れるものでないことについては、本誌二月号及び三月号に八木秀次氏が詳論してをられるので是非精読して戴きたい。ましてそれは「軍」の統制とは全く無

関係のことである。国体観念を混乱させた主権在民宣言が、占領軍のこのやうな低俗な思想によつて強制されたものであることは、重大なポイントとして銘記されるべきである。

さて、前文第二段は占領軍の意図をさらに明確に示す。有名な「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」と決意した。」の一節である。この「平和を愛する諸国民」(the peace-loving peoples of the world)とは具体的には連合国民を指してゐる。即ち、この言葉が最初に使はれたのは一九四一年八月十四日の英米共同宣言(大西洋憲章)で、その第八項は枢軸国の完全武装解除を宣言し、「平和を愛する国民のために」軍備負担を軽減する措置を援助し助長する、と結んでゐる。そして開戦後の翌四二年一月一日にワシントンで発せられた「連合共同宣言」は、この大西洋憲章に「賛意を表」した上で、相互協力及び単独不講和を約した。この共同宣言はその後も加入国が増え、最終的に四七ヶ国になつたが、この加入諸国が「連合」である。この連合国が結成した国際機構が「国際連合」であつて、「国際連合」も「連合」も、原語は“THE UNITED NATIONS”であつて同義である。それ故に一九四五年六月二十六日に調印された「国連憲章」は、「われら連合国の人民は (WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS)」の文言を以て始まり、

「一九四二年一月一日の連合国宣言に署名した国で、この憲章に署名し」たものが「原加盟国」となつてゐる（第三条）。そして国連憲章四条一項は、加盟の資格として、「加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によつてこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国 *peace-loving nations* に開放されていゝる。」と規定したのである。

昭和二十一年二月三日にマッカーサーが民政局に示した三原則の第二項中の「日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」とは、国際連合の結成を指したものであるが、占領軍がこの指示を前文の中に具体化するに当り、国連憲章のこの規定を念頭に置いたことは疑ひない。即ち彼等が起草した「平和を愛する諸国民」とは連合国、つまり日本の敵国のことに他ならない。従つて、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれわれの安全と生存を保持しよう」とは、日本の生殺与奪の権利はすべて戦勝国にお任せします、といふことである。マ草案の「われらの安全と生存を……に委ねよう」(*rely for our security and survival on ……*) は、この意味をより明瞭に示してゐる。日本国憲法の「詫び証文」としての性格をこれ程明確に示した文章はない。これは明らかに独立主権国

家たることを自ら否定した文章である。

日本国憲法の断じて許すことのできない汚点は、このやうな屈辱的、自虐的文章と思想を自らの発想に基くものとして発案させられ、これが強制された事実を一切公表することを禁ぜられ、今日に至るまで次代の国民に虚偽と虚構を教へ続けてゐることである。憲法の諸条文については伝統ある独立国家として良識的な解釈を積み重ねてゆくことは相当程度に可能である。しかし、憲法前文に盛られた汚辱は到底消すことはできない。そして日本国憲法の全篇章が、この前文に示された占領軍の意思で貫かれてゐる以上、この憲法を放置しておくことは祖先に対しても子孫に対しても許されないのである。

〔国民同胞〕平成五年六月号

### 三 東京裁判史観の克服

#### 1 痛恨極りない第二の敗戦（昭和五十七年）

——奇怪な教科書問題政府見解——

#### 戦後最大の失政と屈辱

高校歴史教科書の記述が「侵略」から「進出」に書換へさせられたといふマスコミの大誤報（その経緯については週刊文春9・9号及び9・7付サンケイに詳しい）に端を発した教科書問題の結末は、屈辱的ともいふべき八月二十六日の「政府見解」（官房長官談話）であった。他方、中国は九月七日の呉学謙外務次官の公式発言において「侵略」「南京大虐殺」などの部分の改定を期待し、今後の日本側の具体的行動とその効果に対して「論評を加へる権利を保留する。」と傍若無人の言辞を弄してゐる。サンケイ紙（9・11）がいみじくもいふ通り、これは正しく外国による「保護観察」の状態ではないか。

（注）その後来日した孫平化中日友好協会副会長は、十月十一日日本青年館で行はれた社

会党主催の「日中友好の集ひ」において次のやうに述べたといふ。「二八九四年（筆者注。日清戦争のこと）から日本の敗戦まで五十年間、日本の軍国主義が中国を侵略した歴史がある。しかし（日本は）あの戦争は悪いことではなかった、戦争で死んだ人は民族の英雄だ、大和民族はすばらしい、などといふやうな考へがもし残つてゐて、それを子供に教へるとすれば、日本にとつてもアジアにとつても不幸な歴史を繰返すことになりかねない。」（10・12読売）。また韓国は九月二七日、外務省に対し三十九項にわたる記述是正要求を提出した。その内容は明治以後の歴史のみならず、和寇や文禄・慶長の役にまで遡つて是正を要求してゐるといふ。植民地国や占領下の敗戦国ならばいざ知らず、独立主権国家として、有史以来これ程の侮辱を受けた国は他に例を見ないし、しかもこれに対して恬として憤りすら発しない政府や国民が世界に存在するであらうか。

国政の基本であり、一国の主権の最も神聖な領域である教育内容に、外国の容喙を許すに至らしめた一連の政府の対応ぶりこそは、戦後史上最大の失政であり、国史にまた一つ拭ふべからざる汚点を残したものである。中韓両国の理由なき抗議に屈して、無条件降伏に等しい土下座外交を敢てした現内閣及び自民党の罪過は永く国民から糾弾されなければならない



であらう。それは独立回復以来、嘗々として築き上げて来た成果を一朝にして覆へしたまさしく第二の敗戦であり、時計の針を占領時代まで逆転させたものであった。

政府見解はいふ。「わが国としては、……これらの（韓国、中国等の）批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する」。教科書検定審議会を無視してまで、どの点をどのやうに是正するといふのか。政府見解に引用されてゐる日韓共同コミュニケや日中共同声明の趣旨に反するやうな歴史教科書が一冊でもあるか。個々の表記の問題については、八月九日に報道された文部省見解に尽きてをり、何ら検定意見を是正すべき点は見当たらない。政府は史実を歪曲せよといふのか。

第二に、わが国は国定教科書制度を採用してゐない。検定制度による修正には限度がある。家永教科書に見られるごとく、ことさらに史実を歪げ、あるいは正確な史実の記述を怠り、自虐的階級闘争史観をもって祖国の過去を断罪することを目的とするやうな教科書がいまだに跡を絶たないのは、現行検定制度そのものに限界があるからである。政府は国定化を断行する決意があるのか。あるいは検定制度を抜本的に強化する決意があるのか。なければ「政府の責任において」などといふ文言は使ふべきではなからう。

### 驚くべき越権行為

第三に、「政府の責任」といふ以上、しかも独立主権国家の權威にかかはる教育の重大問題であり、かつ外交処理（憲法七三条）に関する問題であれば、その重大性から見て当然に閣議に付議すべきではなかったか。それどころか事實は逆に、筆者が自民党三塚代議士及び文部省当局から聴取したところによれば、この政府見解なるものは、自民党文教関係議員はもとより、文相にも次官以下の事務当局にも全く事前の了解なしに作成されたものであったといふ。すなはち文部省及び党文教関係者は、八月二十五日深更に至るまで官邸からの最終案の連絡を待つて待機してゐたにもかかはらず、何の音沙汰もなく、翌二十六日正午近くになつてはじめて内閣官房からこの文書を「総理裁定」と称して示されたといふ。しかもその内容は、すでに外交ルートを通じて中韓両国に通告済みであつて、もはや異議を挟む余地はなかつたといふ。

これが事実とすれば、驚くべき越権行為である。わが国は法治国家であり、すべての行政は法律に基づいて行はれなければならない。行政機関相互の関係についても同様であつて、

憲法、内閣法、国家行政組織法、各省設置法の規定に従ふことを要し、総理といへどもこれを侵すことは許されない。わが国の行政事務は合議制の機関たる内閣の統括の下に、主任の大臣によつて分担管理することとされ、首相の行政各部に対する指揮監督権は閣議にかけて決定した方針（閣議決定または閣議了解）に基づかなければならない。

問題となつた教科書の検定は、学校教育法及び文部省設置法に明記される通り文部大臣の専管事項である。ただし、国の行政機関は「相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を發揮」すべき義務があるから、今回のやうに外交問題に發展すれば（ただし、純粹な内政事項を外交問題に持ち上げたのは外務省及び内閣官房の重大な責任である）、当然、文部外務両者は緊密に協議しなければならぬ。この場合、内閣官房は「行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整」権をもつ。しかし、それはあくまでも「調整」に止まるのであつて、当該行政の責任者たる所管の大臣の意思を無視して専決することは許されない。従つて、もし前述の経緯が事実とすれば、明らかに文部大臣の権限を不当に侵害した違法なものといはなければならない。政府見解それ自体は、文相の事後承認によつて違法性を治癒されたともいへようが、手続き上の違法性は永久に消すことはできない。一体、行政改革、

財政再建、防衛問題、米価問題等について世上その指導性を疑はれてゐる首相が、今回に限つて行政権限を侵すといふ異常なまでの「指導性」を發揮したのはなぜだらうか。もし一部に伝へられるごとく九月首相訪中のための配慮があつたとすれば、一小事のために国家主権の尊嚴を毀損したと評されても致し方なからう。また意に反したにせよ、このやうな屈辱的見解を事後承認した文相も同罪として責を負はなければならぬ。

(注) 今回の政府統一見解において、文部省が聾棧敷に置かれ、どこをどう是正するのか誰にも皆目分らない事情については10・6朝日夕刊も報道してゐる。

他方、鈴木首相は訪中後北京において再び教科書問題に触れ、恥の上塗りを行ったが、これは文部・外務両事務当局の原案にはなく、首相自らの発意に基くものであつたと云はれる。

しかし、首相、官房長官、外務省が一体となつてこのやうな屈辱的見解を強制した裏には、国の文教政策に対する無知と文部官僚に対する軽視があつたのではないか。例へば「文部省は二流官庁」とか「文部官僚には国際感覚がない」とかいふ言辞を多くの新聞で散見したからである。

“快哉”を叫ぶ者はだれか

筆者は文部行政に対して多くの批判を持つてゐる。しかし本問題に関する限り断乎として文部省及び文部官僚を擁護しななければならない。文部省の国際感覚をいふ前に、外務省や内閣官房の国際感覚を自省すべきである。

防衛問題で同盟国たる日米関係を悪化させ、経済協力問題で日韓関係を悪化させたのは、一体だれであつたのか。今回突如として教科書キャンペーンを展開した裏に何があつたか、中韓両国の隠された意図を十分に把握してゐたのか。今日外交と内政とは一体である。内政を理解せずして外交を語る資格はない。武力による侵略は容易に行ひ難いが思想的侵略は一日として絶えたことがない（反核運動を見よ）。内政において毅然たる態度を堅持して揺がないことこそ最大の外交なのである。

今日までの日教組及びそのシンパたる左翼学者評論家の思想侵略に対し、敢然として抵抗して来たのが文部省ではないか。教育を支配することによって日本を赤化しようとする左翼マスコミの革命思想攻勢と正面から対決して来た官庁が文部省以外にどこにあるか。彼等の

運動にとつての最大の障碍が教科書検定制度的なものである。さればこそ今回の問題においてもマスコミと左翼学者評論家を総動員して検定制度の破壊を目論んでゐるのである（9・13毎日社説にその意図は明確である）。

二十年前に提起された家永訴訟を見るがよい。彼等は夙にここに照準を定めてゐたのである。しかるに、国の運命を左右するこの重大訴訟に対して、政府自民党は何をして来たのか。挙党内閣一体となつて協力するどころか、絶対多数に安住し、専ら文部省に任せ切りにして事の重大性にほとんど注目して来なかつたのではないか。その結果が今回の驚くべき政府見解となつたのである。そして、この思はざる事態に内心快哉を叫んでゐるのが、日共とソ連であらうことを外務省は肝に銘ずるがよい。

今回の結末によつて最も懸念されるのは教育現場の荒廢である。今日、君が代反対や反核を叫ぶ日教組、高教組の圧倒的勢力と、これに同調する無氣力の教師達に対決して、体を張つて真剣に教育正常化に挺身してゐるのは心ある少数の教師である。左翼マスコミの宣伝に屈伏した今回の政府見解は、偏向史観に対して第一線で戦つて来た文部省の教科書調査官と、これらの心ある教師達に対して、背後から銃弾を浴せたに等しい。

行革の最大の焦点となつてゐる国鉄の職場規律を崩壊させ、現場の荒廃をもたらしたもののこそ、昭和四十六年、時の磯崎総裁が所謂マル生運動に関して行つた労組に対する全面屈伏であつた。今回の政府の態度はこの国鉄マル生事件と全く軌を一にするといつても決して過言ではなからう。

(注)「マル生」とは、国鉄当局が推進した「生産性向上運動」に対して、国労、動労が呼称した略号である。この運動に鉄労が積極的に協力したのに対し、国労、動労は「マル生反対運動」を展開し、公労委に対し十六件、百五十二ケースを提訴し、そのうち二件が昭和四十六年公労委により不当労働行為と判定された。朝日新聞を中心とするマスコミはこの時大々的国労支援キャンペーンを行ひ、磯崎総裁は国会で陳謝し、「生産性向上運動」の打切りを宣言し、のみならず組合の要求のまゝ、にこの運動に協力した約一千名の中間管理職の追放、左遷を行つた。この時以来、国鉄業務の管理権は労組の手中に歸し、今日見る如き職場の荒廃をもたらすこととなつた。(国鉄の実態については、屋山太郎『ぶつたたく、日本の病根』太陽企画出版を参照されたい。)

## 文部大臣の重大失言

いま一つ許すべからざるものに、文相の「侵略戦争」発言がある。今回の事件を通じて多くの学者評論家が、わが国の行為を「侵略」と公言して憚らないのを見て、筆者は啞然とした。「侵略」とは何か。通俗的には、「狭義では武力によって領土を獲得するために攻撃的に出ること」(有斐閣・新法律学辞典)とされるが、わが国はそのやうな行為に出たことはない。しかも今日に至るまで国際法上「侵略」の定義が確立されたことはない。一九七四年国連総会において「侵略」の定義に関する決議が採択されたが、現実に一国の特定行動を「侵略行為」として認定するためには、安保理事会の決定がなされなければならない(国連憲章三九条)。しかし国連成立以来今日までこの決議は一度も行はれたことはない。類似の決定としては僅かに朝鮮戦争の際の北朝鮮の行動が「平和の破壊」として安保理で決定され(一九五〇・六・二五) 北鮮支援のための中国の義勇軍派兵が国連総会において「侵略行為」であるとして決議された(一九五一・二・一)に止まる。しかし、北鮮も中国も自らの行為を「解放戦争」と称し国連の決定や決議を認めてゐないことは云ふまでもない。



最近の事例を見よ。フォークランド紛争、イスラエルやシリアのレバノン侵攻（イスラエルは自衛権の発動と公言してゐる）、イラン・イラク戦争、ソ連のアフガニスタン侵攻（政府は公式には「軍事介入」と称し、「侵略」はおろか「侵攻」の語すら使つてゐない）、中国のベトナム侵攻、ベトナムのカンボジア侵攻、さらにさかのほれば数次の中東戦争、ベトナム戦争等々について、新聞も政府もいづれかの当事国を「侵略者」と呼称したことがあつただらうか。寡聞にして筆者にその記憶はない。にもかかはらず、なぜ日本の行動だけを「侵略」と呼称しなければならないのか。

一部の人々が勝手に「侵略」の定義を下し、わが国の行動を「侵略」と称するのは自由であらう。しかしこのやうな多義的な用語を公権力をもって国史教育の名において白紙の青少年に押し付けることは許さるべきことではない。同様に、文相がその個人的意見を文部大臣の立場に於いて公言したことは、断じて許されない重大な失言であり、いつの日か公式の場において必ず訂正されなければならない。

それだけではない。およそ歴史を評価するに當つて、その時代の置かれた環境、或いはその時代に行はれた法解釈を無視することが許されないのは歴史研究の初歩である。また国際

関係においては各国の立場はそれぞれ独自のものがある。同一の事象であっても、それぞれの国の立場から見れば解釈が異なる場合があり得ることは当然である。当時においてもわが国にはわが国の立場があつたのである。政府も国民も、わが国の自衛行動たることを確信して疑はなかつたのである。東京裁判に検事側証人として出廷した米国の國務省顧問バランタイン（彼は開戦前日米交渉打ち切りを主張してゐた）は「各国は自らその何が自衛であるかを決定し得る、といふことについては見解は一致してゐたのである」と証言してゐる。これは不戦条約（一九二八）批准に当り、各国によつて承認された国際法上の通説であつた。それ故に大東亜戦争はもとより、満州事変、支那事変もわが国の自衛行動たることは明白と云はなければならぬ。まして国家に教育の主権がある以上、国民に対してわが国の立場や意図が何であつたかを正確に教育することこそ最優先されなければならないはずである。

そもそも「侵略」といふ以上、国家に侵略の意思がなければならぬ。しかしわが国の當時の為政者において誰一人そのやうな意図を持つ者は存在しなかつた。渡部昇一氏の指摘する通り（「諸君」十月号）、この点こそわが国とナチス・ドイツと決定的に異なる点なのである。そして中央内部において、また中央と出先の間において国家意思が分裂し統一的国家意

思が形成されなかつたところにこそ近代日本の悲劇が存するのである。平和を希求し給ふ大御心を奉戴することを怠り、一部分子の策謀や既成事実と世論にズルズルと引きずられ、善意ではあるが大局観や決断力に欠けたため祖国を敗戦の悲運に陥らしめた当時の為政者や軍当局者が批判されるのは当然であらう。また当時のわが国の行動について反省すべき点は無数にある。しかしこの厳肅な悲劇的史実を「侵略」などといふ曖昧かつ抽象的用語の下に概括し断罪してしまふところに、歴史に対する恐るべき冒瀆が生まれるのである。

小堀桂一郎東大助教授は既にこの春、次のやうに鋭く指摘されてゐる。「自らを侮る者は必ず他者からの侮りを受ける。自分の国の歴史を愛し尊重しようとしぬ国民を、他国民が尊重してくれやうはずはない。国防の根底は国民各自が自分達の歴史を逞しく肯定することである。」(「代々木」五七年三月号)。

「国を守る」とは一国の歴史を、そしてそれを語り伝えて来た正しい国語を守ることには他ならない。外国の圧力によって真実の歴史が蹂躪されたとき、既にして国家は精神的に滅亡したといふ他はない。

(「国民同胞」昭和五十七年十一月号)

## 2 “A級戦犯”の刑死は「戦死」である（昭和六十二年）

——国家を解体する東京裁判史観を克服せよ——

### 国民的同一性の問題——ドイツと日本

民主社会主義研究会の機関誌「改革者」四月号で、林三郎氏が「国民的同一性」（ナショナル・アイデンティティ）即ち国民の統一の問題を論じてゐる。林氏は言はれる。「同一性が失われれば、国民の統一が、つまりネイションが危機に瀕することになる。」「一つのネイションが根を降す（アンラシネ）とは、その国土と歴史の中においてしかない。」欧米諸国はその同一性を維持強化するためにあらゆる努力を払つてゐる。

しかし「フランスのように歴史のなかに身もとを確認することができないこと」に「西ドイツの悲劇」がある。言ふまでもなくナチスの非人道行為のことである。さればこそ、本年一月の総選挙において、CSU党首シュトラウスは次のやうに演説したといふ。「我々はドイツの歴史をヒットラーの十二カ年に制限する企て——ドイツ史をドイツ人の過誤と犯罪の終りなき行路として表現し、ドイツ人を犯人とすること——に終止符を打たなければならな

い。」林氏は続ける。「(シュトラウス氏は)国民の誇りを取戻すには第三帝国の影から脱出しなければならず、そのためには歴史の見直し——歴史の正常性の回復——が必要と考えたのである。」「コール首相がレーガン大統領に対し、ナチス戦犯も葬られているピットブルグ墓地への参拝を求めたのは、過去の上に線を引き、くぎりを付けるのが目的だったに違いない。」

日本の現状は西ドイツよりも深刻である。「日本の教科書の多くは、わが民族の過去を眞黒に塗り潰しているようである。」「大切な点でわが国ではネイションを形成するに必要な諸要素が恐ろしく欠如している。欧州では左右の間にさえ、ネイションを形成する共通の土台(注。防衛力の保持のこと)があるが、それすら日本には欠けている。」「その主たる原因は、西ドイツと同じく、わが国には戦後が未だに終わっていないことにある。」「アウシュヴィッツという大変な事件をかかえているだけに、西ドイツの戦争についての罪の意識は、わが国のそれよりもずっと深いと思われるのだが、しかし戦後からの脱出の努力は(中略)わが国よりも進んでいるように思える。」「一方、わが国は(中略)戦後意識から、いつ脱却できるか、いまもって分らない状態にある。」

## 東京裁判史観を鼓吹する政府の無定見

靖国神社問題こそは、林氏が憂慮された悲しむべき祖国の現実の反映である。顧みれば、過ぐる大東亜戦争において、我々は祖国の生存のために、民族の総力を挙げて戦ったのであった。我々の父祖や戦友が身命を捧げて護り来った祖国日本と、現在我々がその生を享受してゐる日本とは、果たして同一の国家であるのか、否か。もしも別個の国家であるならば、それは歴史を喪失したデラシネ（根なし）の脆弱極まる集団に過ぎないであらう。幸ひなことに、我々は萬世一系の皇統を仰ぐことによって、目のあたりに国家の歴史的同一性を確認することができる。

しかし国家の永続と国民的同一性は無為にして確保されるものではない。父祖の偉業と民族の誇りは正しく後世に伝へられなければならないし、とりわけ祖国防衛に身命を捧げられた護国の英霊に対して崇敬感謝の誠を捧げることは、現代に生きる国民の責務でなければならない。「生者は死者によって統治される」（オーギュスト・コント）のであり、靖国神社こそは国家存立の基礎なのである。

戦勝に乗じて日本を徹底的に無力化することを目的とした占領軍は、何よりもこの「国民的同一性」を破壊するため、ポツダム宣言に違反して凡ゆる強圧手段を講じた。「神道指令」といふ野蛮命令によって国家祭祀を禁じ、民族の魂である神話教育を禁止し、未だ曾て経験しなかつた程の言論弾圧の検閲によって日本の過去の行動は侵略戦争であったとする「罪」の意識を日本国民に植ゑ付けた（ウォー・ギルト・インフォームーション・プログラム）。この宣伝を裁判といふ仮面の下に実行したのが極東国際軍事裁判であり、それによって拳国一致の支持の下に戦はれた自衛戦争を、一部指導者の共同謀議によって惹起された犯罪行為であると断定し、国民意識を“ A級戦犯 ”に対する反感にすり替へさせたのである。これ即ち「東京裁判史観」であり、この史観を払拭しない限り、わが国の「国民的同一性」の回復、即ち祖国の再生は不可能と云はなければならない。

残念ながら、中曽根内閣に至って政府自ら東京裁判史観を公然と鼓吹するやうになった。首相の侵略戦争発言（本誌昨年九月号）もさうであるが、首相の靖国神社公式参拝中止を宣言した昨年八月十四日の後藤田官房長官談話は言ふ。「靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあつて、昨年実施した公式参拝は過去におけるわが国の行為により多大の

苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのよ、うなわが国の行為に責任を有するA級戦犯に対して、礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、わが国がさまざまな機会に表明して来た過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生れる恐れがある。」

これはまさに東京裁判史観そのものである。紙数の関係で要点のみ指摘する。戦争とその戦禍の原因は「わが国（注。「国民」でないことに注意せよ）の行為」だけであつたのか。相手国に責任はなかつたのか。わが国が蒙った「苦痛と損害」についてはどう考へるのか。「わが国の行為」に対する「A級戦犯」の「責任」とは具体的に何を指すのか、また誰に対する責任か。それは「A級戦犯」だけに限られるのか。首相は御祭神たる「A級戦犯」の御霊には参拝しなかつたのか。靖国神社には永久に参拝しないのか。「過般の戦争への反省」とはいかなる内容のものか。これらの諸点について答へてゐない以上、東京裁判の口移しと断ずる外はない。

支那事変の実質的挑発者である中国共産党が当時の我國の行動を非難するのは自由であるが、苟くも独立主権国家の政府が、富士川の水鳥の音に逃げ帰つた平家の大軍よろしく中国



政府の恫喝の前に旗を巻いて屈伏した様には、腸の煮えくり返る思ひがする。しかし、中共政府も中曽根政府も“ A級戦犯”とりわけ東條英機大将に対する素朴な国民感情——それは多分に占領軍の言論統制と執拗な宣伝によって醸成されたものである——に便乗した気配が感ぜられる。従って以下において靖国神社及び東條大将に対する謂れなき誤解を正して置きたい。それはわが国の「国民的同一性」を回復するためにも不可欠と信ずる。

### “ A級戦犯” 合祀の法的根拠

靖国神社は、幕末維新の國事殉難者を東京招魂社にお祀りして以来、「戦時又は事変において公務殉職された軍人、軍属及びこれに準ずる者」が合祀されて来た。戦後、同神社が陸海軍省の所管を離れて一宗教法人に改組させられた後に於ても、この選考基準に変わりはない。しかし、個々の案件が果して「公務死」に該当するか否かは到底神社当局の判定し得るところではなく、国の機関による公正な判定に依存せざるを得ない。この点で最も参考にされたのは、昭和二十七年に講和条約発効直後に制定施行された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適用対象者であった。なぜなら、同法は第一條に、「この法律は、軍人軍属等（注。国家

総動員法による被徵用者、国民義勇隊員、滿州開拓青年義勇隊員、防空活動従事中の警防団員等々の方々も含まれてゐる）の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基き、軍人軍屬等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」と規定されてゐる通り、單なる「援護法」に止まらず、適用対象者が「公務傷病又は死亡」であるか否かを認定する重要な役割を担つたからである。

昭和二十八年八月の同法改正により、所謂「戦犯」刑死者にも適用が擴張されたが、改正法附則第二十項は、「日本国との平和條約第十一条に揚げる裁判により拘禁された者（中略）が、当該拘禁中に死亡した場合（中略）で、かつ厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるときは、その者の遺族年金及び弔慰金を支給する。」と明記してゐる。このやうに、国が「公務死」と認定して厚生省から「祭神名票」が送付された以上、靖国神社がその靈の合祀を拒否する理由はどこにもない。中曾根首相は、「（国の命令によつて出撃した）方々と戦争を指導した人たちの立場は違ふ。責任も違ふ。」（六一・九・一六衆本）と詭弁を弄するが、平和條約第十一条も、「援護法」も、A級とB・C級との間に何らの法的差別も認めてゐない。何よりも敵国の軍事行動の一環である「戦犯

裁判」そのものが、我が国法の全く関知せざるものなのである。

我々が瞬時でも忘れてならないことは、昭和二十年九月二日の降伏文書調印によって戦闘行為は終結したけれども、国際法上の戦争関係は二十七年四月二十八日の講和条約発効までは、厳然と継続してゐたことである。“A級戦犯”も、“B・C級戦犯”も、ひとしく戦時下における敵軍の軍事行動により一方的に処断されたのであり、特に“A級戦犯”については何らの法的根拠が存在しないにも拘らず、“勝者の裁き”の仮面の下に虐殺されたのであった。

それは「戦死」と何ら異るところはない。中曾根首相や一部自民党幹部や、その代弁者たる俵孝太郎氏、勝田吉太郎氏、西義之氏、山本七平氏らが靖国神社の“A級戦犯”合祀を非難するのであれば、明確にその法的根拠を示すべきである。彼等がもし論理的思考能力を有するならば、その根拠は「東京裁判」それ自体の他にあり得ないことを発見する筈である。

序でに言へば、「援護法」は昭和三十年の改正によつて終戦時の責任自決者に対してこそその適用を認めた。同改正法附則第十一項に曰く、「軍人軍属又は軍人軍属であつた者が、今次の終戦に関連する非常事態に当たり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、（援護）審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場

合においては、その遺族年金及び弔慰金を支給する。」従つて靖国神社には、現在、昭和殉難者（法務死）千余柱、同（自決）五百余柱が合祀されてゐるが、責任自決者の中には軍の指導的立場に在つた方々が含まれてゐるに拘らず、首相らが何らの言及も行はないのも不可解である。（山本七平氏が「諸君」六月号で責任自決者は「合祀されていないのであろう」と述べてゐるのは、同氏の靖国神社に対する無知と非礼を表白するものである。遊就館に阿南惟幾陸相の御遺品が陳列されてゐることさへ御存知ないやうである。）

### 「戦争責任」と「敗戦責任」の混同

“A級戦犯”に対する第二の誤解は、「戦争責任」と「敗戦責任」との混同である。東京裁判が裁いたのは「戦争責任」であつて「敗戦責任」ではない。即ち、この法廷は、わが国の過去を侵略戦争と断じ、かゝる犯罪行為を共同謀議により実行した、としてその刑事責任を問ふたのである。従つて、数百人の戦犯容疑者の中から何故に二十八名の被告が選ばれたかは不明で多分に連合国の恣意的選定と見られるが、占領軍としては要するに人身御供を作ればよかつたのである。大東亜戦争が「洵ニ巴ムヲ得ザル」自衛戦争であつたことの論証は

省略するが、別に論じた（「諸君！」五月号）やうに「戦争」は国家対国家の行為であるからその責任はあくまでも国家に帰属し、個人の「戦争責任」なるものは存在し得ないのである。また国民が自国或ひは自国の指導者の「戦争責任」を糾弾するといふ思想は、国家を「指導者と一般国民に解体」（大沼保昭氏）するものであり、それは国家に対する国民の忠誠義務の否定、即ち「国民」たることの自己否定に他ならないことも論じて置いた。中曽根政府が信奉する東京裁判史観こそは、まさに国家解体の思想、国家の自己否定に他ならないのである。

これに対し「敗戦責任」とは、敗戦の原因とその責任がどこにあったかを究明しようとするものであつて、「戦争責任」論とは本質を異にする。両者の差異は、後者が国家に対する忠誠義務を否定し、戦争を「犯罪」又は「道義的悪」として糾弾する外国人又は無国籍者の立場に立つのに対し、前者は国家に対する忠誠義務を前提とし、敗戦に至つた原因を正しく分析しようとするものである。それ故にその分析はあくまでも公正に、客観的に具体的事例に即して、かつ謙虚に行はなければならない。歴史は二度と繰り返さないのであるから、それは「子供に死なれた母親」が「子供の死といふ歴史的事実」に対する（小林秀雄氏）が

如き、愛惜の念を以て接しなければその真相に迫ることはできない。それは結局、研究者の人格と志の問題に帰着するのであって、前述した山本七平氏の如く、折角東條首相の「敗戦責任」に触れながら、その具体的事実を指摘せず、超越的姿勢で故人を断罪しようとする態度は、実質的には「戦争責任」論と何ら変らない。

### 敗戦責任を痛感した東條大将

恐らく敗戦責任を痛感した点においては、東條大将は、「一死以テ大罪ヲ謝シ奉ル」と遺書して壮烈な自刃を遂げられた阿南惟幾陸相に比肩さるべきであらう。終戦時、東條氏も自決を決意されたことは、昭和二十年十一月、参謀本部総務課長榊原大佐が大森拘置所内で直接東條大将から聞いた手記に明らかである。

「責任ハ全部自分デ負ヒ悪者トナツテ畢ル考ヘナリキ。死ヲ以テ責任ノ所在ヲ明ニスル所存ナリキ。(中略) 予ハ臣節ヲ全ウスル為死ヲ以テオ詫ビセントセルモ此ニ関シテハ下村大将ト意見ヲ異ニシ、同大将ハ最後迄生ヲ有シ堂々裁判ニ臨ミ正義ノ主張ヲ述ブベシト奨メラレタリ(注。自決の前日、九月十日のことを指す)。自決ノ方法ニ就テモ諸種考ヘタルモ(刀、

其他) 心臓ヲ射ツヲ確實ト考へ、ソレトナク医者ニモ訊ネ研究ノ上実施セルモノナリ。只アメリカノ医術ノ進歩ニツキ考へ違ヒヲナシアリ。(以下略)」「東京裁判と東條英機」芙蓉書房)

東條大將が一命を取りとめたのは一に米国の医療技術の成果であつたし、或ひは神慮の然らしめたことかも知れない。それは東條氏にとっては不本意なことであつたが、国家のためには幸ひであつた。

しかし東條氏の責任感はその後も聊かも変つてゐない。死刑宣告(昭和二十三年十一月十二日)の後、十二月二日に記した遺書がある(花山信勝師が刑執行の前日聞き書きしたもので、赤松貞雄氏及び上法快男氏の著書、清瀬一郎氏の『秘録東京裁判』及び時事通信社近刊の佐藤早苗氏『東條勝子の生涯』の三種があり、若干の差異があるが、ここでは佐藤氏本に拠つた)。

「開戦当時の責任者として敗戦のあとを見ると実に断腸の思ひがする。今回の刑死は個人的には慰められてゐるが、国内的の自らの責任は死を以て償へるものではない。しかし国際的の犯罪としては無罪を主張した。今も同感である。ただ力の前に屈伏した。自分としては国

民に対する責任を負つて満足して刑場に行く。ただこれにつき同僚に責任を及ぼしたこと、又下級者にまで刑が及んだことは実に残念である。天皇陛下に対しまだ国民に対しても申し訳ないことで深く謝罪する。(中略) 此度の戦争に従事してたふれた人及び此等の人々の遺家族に対しては実に相済まぬと思つて居る。心から陳謝する。(以下略)」

判決前日の十一月十一日、大將は勝子夫人に「七つの喜び」を語つた。「①裁判が順調にうまくいって、皇室に御迷惑をかけずに済んだことが嬉しい。(中略) ⑥日本で処刑されることは日本の土になるのだから嬉しい。⑦特に敵であるアメリカ人の手で処刑されるのが嬉しい。自分も戦死者の列に加はることができらうであらう。」(児島襄『東京裁判』中公文庫より)

東條大將の辞世は数首あるが二首掲げる。

國民の痛む心を偲びては散りても足らぬ我が思ひかな

たとへ身は千々にさくとも及ばじな榮えし御世をおとせし罪は

古來、いかなる罪人であらうとも、死者は手厚く葬るのがわが民族の伝統であつた。まして東條大將をはじめ「A級戦犯」の方々は、忠実に法令を遵守してをり、犯罪とは無縁の人々



であった。その政治指導、戦争指導の面に於て幾多の批判さるべき点はあつたにしても、それはあくまで政治的、道義的責任の問題であり、一身を捧げて国事に盡瘁した、陛下の「忠良ナル臣民」であつたことに疑問の余地はない。「自分としては国民に対する責任を負つて満足して刑場に行く」と記し、聖寿の萬歳を三唱して敵軍の処刑場に上つた東條大将に対し、その死屍に鞭つ如き悪罵をなすことは正常な国民として許されるであらうか。

### 東京裁判による刑死は実質的「戦死」である

昭和二十年九月、米国上院は「天皇を戦争犯罪人として裁判にかけることを米国の政策とする」決議を、全会一致で可決してゐる。このやうな米国世論に対して、マッカーサーは強硬に反対し、遂に証人としての喚問も拒否した。これは一に陛下の御聖徳と全国民一丸となつての熱誠の然らしめたものであるが、東京裁判において戦争の全責任を負つて陛下の御安泰をお護りした東條大将の功績も、没すべからざるものがあると思ふ。東京裁判で活躍された林逸郎弁護士著『敗者』（二見書房、昭和三十五年）から引用する。

「私には、東條さんの自殺未遂こそは、天意であつたと思ひたいのである。いや天意としか

考えられないのだ。もしも、あのまま、自殺してしまっていたとしたら『東京裁判』には、とんでもない事変が起っていたかも知れない、と思うと、今でもぞっとさせられることがある。

天皇に戦争責任があるかどうかは、全裁判を通じて、最も重大な問題であった。この重大問題に、証人として立つ資格のあるものは、木戸幸一さんと東條さんしかないのだ。

木戸さんは証人として、『天皇に責任はない』と確言した。しかしそのあとがいけなかった。『と同時に、自分にも責任がない』とつけ加えたからである。弁護団は一瞬にして青くなってしまった。木戸さんの弁護人をしていた穂積重威さんに、『あんたは何ということを書けるのだ』とつめよる弁護人も出る始末だった。

残る頼みの綱は、東條さん一本となった。果して、どのような証言をするであろうか。私たちはカタズをのんで待った。

その日の来ることを、ひそかに心待ちにしていたかのような東條さんの心境は、非常に澄み切っていたようだ。赫顔、愧偉といえるキーナン首席検事の鋭い追及に対し、或いは教えるが如く、或いはさとすが如く、その弁舌には、少しの緩みもなく、許されるならば、拍手

を送りたくなるような場面が、しばしばあった。そうして愈々問題の核心にはいった。

『陛下には絶対責任はありません。すべて私の内閣の責任であります。陛下はいよいよやながら御承認になったに過ぎません。このことは、開戦の詔勅に、はつきりと出ております。

“豈朕力志ナラムヤ”という一節は、特に陛下の思召しによって書き入れられたものであります。』

この一言を聞いたとき、私は、『やっぱり、東條さんには自殺しおせない役目が残っていたのだ』と、胸を衝かれる思いにかられた。それは私一人だったろうか……。』

これ以上筆者がつけ加へる必要はなからう。東條大将の刑死は、祖国の名誉を護るために、敵国の違法無道の軍事裁判に対して正面から戦って皇室の御安泰を保全したのであり、それは戦争における「戦死」と何ら異なる所はない。

即ち、靖国神社の“A級戦犯”合祀は、法理の面からもまた実質的功績の面からも、まことに妥当な行為であって非難さるべき理由は寸毫も存しない。にも拘らず、政府、与党、マスコミに論理性を欠いた感情的愚論が横行するのは、光輝ある国史を抹殺した占領政策の傷痕がいかに深いかを示すものである。

断つて置くが、筆者は東條大将無責論を唱へてゐるのではない。大東亞戦争は、愛する祖国の存亡を賭し、国民の総力を挙げて戦ひ抜いた嚴肅な戦争であつた。不幸にして刀折れ矢尽きて敗戦の悲惨を嘗めたが、その因つて来る所は遠く深く、単に一、二の指導者の判断の誤りに帰せられるものではない。事態は余りにも深刻なのである。さればこそ、敗戦原因の究明を志すものは、肅然として襟を正して研究すべきであり、苟くも傍觀者の立場から筆を執ることは許されないのである。小林秀雄氏は昭和二十六年にかう書いてをられる。「私達は、もしあつたであつたら、かうであつたであらうといふ様な政治的失敗を経験したのではない。正銘の悲劇を演じたのである。……悲劇の反省など誰にも不可能です。悲劇は心の痛手を残して行くだけだ。」「政治と文学」民族の悲劇に心の痛みを感じない人間に、「敗戦責任」を論ずる資格はないのである。

### 東京裁判史觀の克服と国民的同一性の回復

終戦後始めて召集された第八十八回帝国議会において、昭和二十年九月五日、東久邇首相宮は貴衆兩院の本会議で所信表明演説を行ひ、次のやうに述べられた。

「敗戦ノ因ツテ来ル所ハ固ヨリ一ニシテ止マリマセヌ、前線モ銃後モ、軍モ官モ民モ総テ、国民悉ク静カニ反省スル所ガナケレバナリマセヌ、我々ハ今コソ総懺悔シ、神ノ御前ニ一切ノ邪心ヲ洗ヒ浄メ、過去ヲ以テ将来ノ誠メトナシ、心ヲ新タニシテ、戦ヒノ日ニモ増シタル挙国一家、相援ケ相携ヘテ各々其ノ本分ニ最善ヲ尽シ、来ルベキ苦難ノ途ヲ踏ミ越エテ、帝國将来ノ進運ヲ開クベキデアリマス（拍手）」

征戦四年、忠勇ナル陸海ノ精強ハ、沍寒ヲ凌ギ、炎熱ヲ冒シ、具サニ辛酸ヲ嘗メテ勇戦敢闘シ、官吏ハ寢食ヲ忘レテ其ノ職務ニ尽瘁シ、銃後国民ハ協心戮力、一意戦力増強ノ職域ニ挺身シ、挙国一体、皇国ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ戦争目的ノ完遂ニ傾ケテ参リマシタ、固ヨリ其ノ方法ニ於テ過チヲ犯シ、適切ヲ欠イタモノモ少クアリマセヌ、其ノ努力ニ於テ悉ク適当デアッタトハ言ヒ得ザル憾ミモアリマス、併シナガラ凡ユル困苦欠乏ニ耐エテ参リマシタ一億国民ノ此ノ敢闘ノ意力、此ノ尽忠ノ精神コソハ、仮令戦ヒニ敗レタリトハ言ヘ永ク記憶セラるベキ民族ノ底力デアリマス（拍手）（以下略）」

この演説を報道した翌九月六日の朝日新聞の「天声人語」はかう書いてゐる。

「……この首相宮殿下の御言葉の通り敗戦の責任は国民齊しくこれを負荷すべきである（中

略) ▼この重大事に直面して責任を身に背負ひしひしと感ぜないものは日本国民、一人としてあるはずがない。その責任の感じ方、または引責の方法についての考へ方は、各人に信ずるところがあり、それを、とやかくあげつらふべきではない(以下略)

占領政策によって解体、洗脳せられるまでの日本国民の純粹な心情はかくの如きものであったのである。占領軍が仮借なき検閲と言論統制によってマスコミ論調と国民意識を変容させて行く過程は江藤淳氏の「忘れたことと忘れさせられたこと」(文芸春秋刊)に詳しい。我々は速やかに占領遺制の最たる東京裁判史観の呪縛から脱却しなければ国家の存立を失ふことにならう。

〔祖国と青年〕昭和六十二年八月号「A級戦犯」の刑死は「戦死」と異ならないを改題)

## 四 国防と教育

### 1 「守るべきもの」について（昭和五十八年）

#### 守るべきもの

今夏の合宿教室に御来講される小堀桂一郎氏が雑誌「諸君」の六月号、七月号に連載された論稿は、戦後日本の病根を剔出した鋭い分析として深い感銘を覚えた。その中で次の一節は国の防衛を考へる者にとって深い含蓄をもつ頂門の一針と言ふべきであらう。

「敵の脅迫に屈しないためにはこちらにも自ら恃むに足るだけの武力がなくてはなりません。ただ武力による備へができてゐたとしても、我々が、それを以て何を守るのかといふことがはっきりしてゐなくては何もありません。そして民族共通の記憶によって維持された文化の連続性が保たれてゐるかぎり、国民が滅びる気づかひはありません。守るべきは文化の連続性であります。」

自衛隊創設以来約三十年を経過したに拘らず、自衛隊がその任務を遂行するに足る実力を

未だ嘗て一度も賦与されたことがないといふわが国為政者の防衛努力の怠慢を、筆者は繰返し批判し訴へて来た。中曾根内閣成立以来、漸くその政治姿勢において独立国家としての体裁を整へつつあるやに見られるが、その具体化については今後の施策に俟たなければならず、「自ら恃むに足るだけの武力」をいつ整備し得るかの目は未だに皆無の現状にある。しかしそれ以上に、自衛隊の精神的基礎——「建軍の本義」といってもよいであらう——について、政治は殆どこれに触れようとはしなかった。即ち文民統制の最大の問題を、政治は無視し続けて来たのである。

昭和五十六年の防衛白書は、「守るべきもの」と題して初めてこの問題を取り上げた。しかし、本来、この問題は国家存立の基本に係るものであり、政府の「白書が問題提起すべき性質のものではなかったであらう。そのやうな取扱いの中にも、戦後政治が国家の基本的問題に対して正面から取り組まうとしない逃げの姿勢が観取され得るのではないか。

さて、白書は、「我々は何を守るべきか、日本人として最も大切なものは何か」と問ひかけた後、「国の独立と名誉、個人の権利や自由、国家、国土、家族、文化や伝統、民主主義、豊かな社会など」の回答が多くの調査で示されてをり、「日本国民はこのように多様な意識



や価値観を持ちながら、日本人としての叡智と活力をもって今日の日本を築いてきたと言えよう。国民の多様な意識や価値観を受け入れ、その多彩な活動を支えることができるのは、自由で経済的に活力のある国家である」といふ。そして、「このことから、守るべきものは、国民であり国土であると同時に、多様な価値観を有する国民にそれを実現するため、最大限の自由を与え得る国家体制であると考えらるべきではなからうか」と結論してゐる。

### 歴史と伝統の捨象

戦後体制の基本を規定した占領憲法以下の諸法令に制約されてゐる官庁組織としては、この程度のことしか言へないのかもしれない（それ故にこそ、この問題は行政の実態を広報する白書などで論ぜられるべきものではなく、国政の基本として政治が論ずべき問題なのである）。しかしこのやうな文章が政府の公刊文書に公的意見として発表されたといふことは、決して看過さるべきではない。それは、昨年の教科書問題における政府の屈辱的対応と並んで、祖国の将来にとって大きな禍根となるかも知れないのである。

白書は自由な国家体制の恵沢として価値観の多様化、多元化を強調する。しかしそれは無

制限なのか。それは国家を防衛しない自由、即ち個人の意志や生命を国家の存続よりも上位に置く価値観をも許容するものなのか。国家を形成しこれを運営するものは人間であり、国家を防衛する意志がこれを構成する国民から失はれば国家は崩壊する他はない。従つて価値観の多元化といつても、そこにはおのづから限度がある筈であり、国家の解体や否定を招くやうな無制限の自由は西側自由陣営の諸国といへどもこれを認めてはゐないのである。

しかし、右の疑問にも増して重大な問題がある。即ち白書に示された考へ方にあつては、国家から一切の歴史と伝統が捨象されてしまふ。我々の祖国日本は、独立宣言によつて建国されたアメリカ合衆国のやうに、現在の日本国憲法によつて成立したものではない。悠久の神代から数千年の歴史を通じて形成されて来たものが日本の民族であり国家であつた。戦後の経済発展と関連して、多くの「日本論」が賑やかであるが、それらが我々の父祖の文化伝統の遺産を無視してこれを論じ得ないことに何人も異論はないであらう。占領政策は、日本を無力化するためわが国の歴史と伝統を抹殺し、これを断絶することを意図した。しかし彼等も「天皇制」だけは認めざるを得ず、憲法の第一条にその規定を置いたのである。さうした経緯があるに拘らず、わが民族の最高の文化遺産ともいふべき憲法第一条の問題に白書は

なぜ触れなかったのか。白書の執筆者は恐らく事の重大性を意識してゐないと思ふが、国家の最大の価値を「民主主義体制」に置くことにより、結果的には占領政策以上に誤りをおかすことになつてしまつたのである。

そもそも、過ぐる大東亜戦争において我々が生命を捧げて守らうとした祖国と、今日我々が生を営んでゐる祖国とは同じ日本の国である。当時の国民が命にかへて守り抜かうとしたものは何であつたのか。そのことを無視してこの問題を議論することはできない筈である。それだけではない。一体、「民主主義」などといふ政治体制のために人は命を捨てることができるだらうか。我々は「愛するもの」「聖なるもの」のために献身するのであつて、体制とかイデオロギーとかいふ次元のものではあり得ないのである。

### 三島由紀夫氏の防衛論

白書が説くやうな観念論を正面から批判したのは故三島由紀夫氏であつた。

「護るべき日本の文化・歴史・伝統の最後の保持者であり、最後の代表者であり且つその精華であることを以て自ら任ずる」（「反革命宣言」）とした同氏は、自刃の日の「檄」で言ふ。

「今こそわれわれは生命尊重以上の価値の所在を諸君の目に見せてやる。それは自由でも民主主義でもない。日本だ。われわれの愛する歴史と伝統の国、日本だ。これを骨抜きにしてしまった憲法に体をぶつけて死ぬ奴はゐるのか」

三島氏は決して自由や民主主義を軽視したのではない。逆に「言論の自由」を強く主張する。「われわれは天皇の真姿を開顕するために、現代日本の代議制民主主義がその長所とする言論の自由をよしとするものである。」それ故に「われわれは、言論の自由を守るために共産主義に反対する。」（「反革命宣言」）しかし、「言論の自由は本質的には無倫理的であり、それ自体が相対主義の上に成立った政治技術的概念である」に過ぎない。「文化の全体性には、時間的連続性と空間的連続性が不可欠」であり、「前者は伝統と美と趣味を保障し、後者は生の多様性を保障する」そして「言論の自由」は後者については「間然するところのない保護者」であるが、「文化の全体性のうち、その垂直面、すなはち時間的連続性には関はらない」（「文化防衛論」）のである。

このやうに三島氏は「自由」や「民主主義」における歴史性の欠如を鋭く指摘しつつ、我々の護持すべき終局の価値として「文化概念としての天皇」を説く。（その内容はいささか難

解であるが、「文化防衛論」に詳しい。）そして「われわれの考へる天皇とは、いかなる政治権力の象徴でもなく、それは一つの鏡のやうに、日本の文化の全体性と連続性を映し出すものであり、このやうな全体性と連続性を映し出す天皇制を終局的には破壊するやうな勢力に對しては、われわれの日本の文化伝統を賭けて闘はなければならない。」（「反革命宣言」）即ち、三島氏は我々が護るべきものは無倫理的な「民主主義」ではなく、「天皇」に體現される日本の文化伝統であるとしたのである。

占領政策の一環として敗戦のわが国に強制された現憲法は二つの重要な特色を持つ。一つは敗戦懺悔としての非武装主義であり、いま一つは民族の歴史と伝統を無視した十八世紀的啓蒙主義思想である（但し前述のやうに不完全ながら天皇制の規定は存置せざるを得なかつた）。前者については判例や政府解釈によつて若干の改善が見られたとともに、今日でも改正是非論が行はれてゐる。しかし、日本にとつて真に致命的な傷痕となつてゐるのは後者の問題なのである。三島氏が鋭く批判し、死を以て抗議したもののこそ、実にこれであつた。

## バークと河村幹雄博士

しかし現憲法に色濃く投影されてゐるアメリカ独立宣言やフランス革命の人権宣言に見られる伝統無視の思想に対しては、エドモンド・バークが既に鋭い批判を加へてゐる。彼はフランス革命の翌年著した「フランス革命についての省察」（一七九〇年）において、自分達の「自由」は祖先からの貴重な遺産であると論じ、フランス人も自らの祖先に対し敬虔であつたならば、「自分達の祖先を尊敬することによつて、自分達を尊敬することを学んだであらう。」しかし、彼等は「一七八九年の解放の年までは卑しい生れの奴隸的な惨めな人々から成つてゐた国民」と考へてしまつた。その結果は、反逆・略奪・暴行・暗殺・虐殺・焼払ひが正当化され、騎士道は破壊されてしまつた。人々が「自分自身だけの理性」に頼る限り、無秩序と卑俗化は避けられないのである。そしてバークは「国家」の神聖性について論じて言ふ。国家は、「小さな一時的利益のために作られ、当事者の気儘によつて解消されるべきものと、みなされてはならない。それは、違った尊敬をもつて見られるべきである。それは、すべての科学における合同事業であり、すべての学芸における合同事業、あらゆる徳、全くの完成

における合同事業である。このやうな合同事業の目的は多くの世代によつても達成され得ないから、それは、生きてゐる人々だけの間の合同事業ではなく、生きてゐる人々と死んだ人々と生れてくる人々との間の、合同事業である。」

パークのこの言葉は、国家の本質を説いて今日もなほ新鮮な響きをもつ。国家が過去、現在、未来を通ずる悠久の世代の合同事業であるならば、現代に生きる我々は、亡き祖先の遺産を継承し、これを護持し、そして未来の子孫に伝えて行くべき責務を持つ筈である。それは河村幹雄博士が説かれた「国防教育不二」の論理を想起せしめる。博士は、「国民精神の力に拠て国民精神を護る、之れ国防であり」、「国民精神の力に拠て国民精神を未来に伝ふる之れ教育である。」（『名も無き民のこころ』岩波書店、昭和九年）

「両者二の如くにして実は一」と喝破して居られる。国防の問題は決して軍事専門家の専有物ではない。それは政治の基本であり、それ故にまた教育と密接不可分なのである。

### 英霊の遺志

我々が守るべき祖国とは、決して防衛白書が説くやうな抽象的概念や没価値的政治体制で

はない。それは河村博士が「国民精神」と呼び、三島氏が「わが日本の歴史・文化・伝統」と呼び、小堀氏が「国風文化の連続性」と呼ばれるものである。そしてそれは、明治以降の国難に際して我々の父祖が、過ぐる大戦において我々の先輩諸友が、尊い命を捧げて護り伝えて来たものである。終戦に際し再度の御前会議をめぐっての激論も、宮城事件も、数多くの自決も、すべてこの伝統を護り抜くための苦闘であった。一白書とは云へ、政府公刊物がこれら先人英霊の遺志を無視して顧みないやうな意見を発表したことは、私にとって深い悲しみである。

この十二月は、かの学徒出陣の四十周年に当る。出陣学徒が何を思ひ、何を願ったかの客観的眞実すら、占領下の厳しい言論統制はこれを抹殺しようとした。反戦的戦没学生手記の代表とされる「きけわだつみのこえ」においてさへ、「八紘一字、萬世一系、天壤無窮、七生報国、承詔必謹、天皇陛下萬歳、九段の社頭で会はうよ」といふやうな言葉は、すべてCIAの検閲で削除されてしまった、と岩波文庫版「あとがき」に中村わだつみ会理事長は告白してゐる。事實は、反戦的學生は極く少数であり、殆どの學生は祖国の永生を願ひつつ、「後にくももの」を信じて散って行つたのである。思へば、かうした眞実の歪曲は今日もな



ほ統いてゐるのであり、東京裁判や占領憲法とともに今日の日本を未だに呪縛し続けてゐる。しかし、我々は、小堀氏が指摘されたやうに、三十五年間日本の統治を受けた韓国が自らの国風文化を堅持してゐるのに対比して、僅か六年半の占領期間に過ぎなかつたわが国が未だに占領軍政策の桎梏下に苦吟してゐることを恥づべきではないだらうか。そしてこの桎梏を打破して祖国の文化の道統の恢復に努めることが、生きながらへた我々の、亡き英霊に対する義務でなければならない。

〔「国民同胞」昭和五十八年七月号〕

## 2 防衛を否定する亡国教科書の実態（昭和六十二年）

——63年度高校『現代社会』の安保持衛問題の記述——

はじめに

八月に公表された本年度の防衛白書は次のやうに述べてゐる。「現実の国際社会では価値観等を異にする国家間の力の均衡によつて平和が保たれており、世界の大多数の国は、そのために多くの人的、物的資源を投入して努力を重ねている。」「大国の強大な軍事力の存在する中であつて、それ以外の国においてもいわゆる力の空白地帯を作らないために、その置かれた国際環境に応じたしるべき軍事力を備えることが、その地域の安定的均衡の維持、ひいては国際平和に貢献することとなる。」（傍点筆者）

これは防衛白書の指摘をまつまでもなく、共産主義諸国を含めて国際社会の常識である。それ故にこそ、世界各国は自国の安全を確保するために懸命の防衛努力を行つてゐるのであり、また次代を背負ふ青少年に対しては祖国防衛のために身命を捧げた先人の偉業を讃へ、

国家に対する忠誠は国民の崇高な義務であることを教へてゐる。冷厳な国際社会の中で一國の独立を保全していくためには、国家を構成する全國民の旺盛な防衛意識が不可欠であることは言ふまでもない。さればこそ、我が国も「国防の基本方針」（昭和三三・五・二〇閣議決定）に、「民生を安定し愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確保する」と明記したのであつた。かうしたことは世界の常識であることは勿論、我が国においても大多数の國民の異論のないところである。

ところが、このやうな世界の常識に全く相反する世界が我が国に厳存してゐる。それが教科書の世界であり教育の世界である。政府もまた、前記閣議決定を行ひながら、三十年間何一つ具体的施策を實行しようとせず、これらの非常識を放置して来た。筆者は昨年、本年度から使用されてゐる中学校社会教科書（公民的分野）の平和・安全保障に関する記述を点検して、その驚くべき偏向ぶりに愕然とした（本誌第二〇号参照）のであるが、今回、来年度から使用される高等学校「現代社会」教科書（全二十四冊）の関連部分を点検したところ、中学教科書と全く傾向を一にしてゐた。しかもその殆どが同一のパターンで記述されてゐるので、以下においてその内容を要約しつつ、一部を例示して批判を加へることとする。（文中

傍点は筆者)

## 一、憲法の平和主義の由来の虚構

日本国憲法の平和主義、即ち戦力不保持・交戦権否認といふ徹底的な戦争放棄条項は、前大戦において戦争の悲惨なことを初めて学んだ国民の反省から生れた、といふ。

「第二次大戦が終わったとき、人々は、もう二度と戦争をくりかえしてはならないと思った。日本国憲法における平和主義の基本原則には、このような日本国民の悲願がこめられている」  
(第一学習社)

「この戦争で、日本はアジア諸国にはかりしれない被害をあたえたと同時に国民自身もかってない惨禍をこうむった。……生き残った人びとは戦争の無意味さと平和の尊さをかみしめた。このような戦争の痛切な反省から、日本国憲法の平和主義が生まれたのである」(一橋出版)

「第二次世界大戦では、日本軍が侵略した中国やアジアの諸地域で、各国の国民に大きな被害をあたえた。また、国内でも空襲や原子力爆弾の投下によって、多くの人々の命がうばわ

れた。こうした体験を背景に、日本国憲法は徹底した平和主義をとった」（教育出版）

今次の戦争それ自体の問題についても言ふべき多くのことがあるが、それは今は措く。事は正確に記述されなければならない。戦争放棄の思想、少くともその憲法典への挿入は、日本国民が発想したものではない。当時我が政府が検討した帝国憲法改正案にも、各政党や民間で発表された憲法改正案にも、このやうな思想はどこにもなかった。現憲法前文及び第九条の条項は、占領軍司令部が起草し、これを日本政府原案として公表するやう我が政府に強要したものである。そしてそれは、「日本国が再び米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト」を「米國ノ究極ノ目的」とし、そのために「日本國ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セラルベシ」とされた「降伏後における米國の初期対日方針」（昭和二〇・九・六米國大統領承認）に基づき、マッカーサーが自らの理想主義を加味して民政局部員に指示したものであった。これを日本国民の発想であるかの如く装はしめ、かつ宣伝したのは占領政策の巧妙な戦術に過ぎない。

この点、山川出版社の「現代社会」のみは、自衛戦争をも放棄することを明記したマッカーサー三原則があったことを紹介し、立法過程において表現が緩和されて現行条文になったこ

とを正確に記述してゐるが、これは唯一の例外である。他の教科書の記述は眞実に反するものであり、「検定基準」の示す「正確性」の原則に反し、明らかに不合格とすべきものである。筆者がこの記述を重大視する所以は、日本国憲法成立の経緯を明らかにしない限り、政府の憲法解釈の変遷の理由や、現行憲法の正しい解釈が不可能であるからである。連合軍が我が国の全土を占領して内政も外交も防衛も一切を手中にしてゐた時代と、講和条約が発効して我が国が完全な独立主権を回復した時代とは全く異なることを理解しなければ、安全保障問題の本質は分らないからである。虚構は速かに打破されなければならない。

## 二、自衛隊違憲論の強調

日本国憲法の下で我が国はいかなる軍備をも持たないいはゆる平和国家として再建された。ところが、朝鮮戦争を契機として司令部は警察予備隊の創設を指令し、それはやがて自衛隊へと発展し、その後質量ともに強化されてゐる。しかし、このやうな自衛隊は憲法に違反するといふ見解も根強い、とする。そのトーンはすべて自衛隊に否定的である。

「これ（政府見解）に対しては、自衛力と戦力を区別する基準があまいで、『自衛のため」

という理由で果てしない軍備拡張競争に巻きこまれるおそれがある、とする批判がある」

(一橋出版)

「これ（政府見解）に対しては、自衛隊の存在と増強は憲法に違反するばかりでなく、東、南、ア、ジ、ア・太平、洋、地、域、の、緊、張、を、増、す、と、い、う、批、判、の、声、も、根、強、い、」（学習研究社）

「革新勢力や学界では、……自衛隊を違憲とする意見がある。また、自衛隊の増強は既成事実を積みかさねるものであり、憲法を空洞化させるものであるという強い批判もある。また、政府見解の『自衛のための必要最小限度』についても、それをどのような基準によって定めるかが問題である」（教育出版）

「日本をとり巻く国際社会の状況は大きくかわったが、武力なくして、国、の、安、全、を、守、る、こ、と、は、不、可、能、で、あ、る、の、か、ど、う、か、……第、九、条、の、原、点、に、た、ち、返、つ、て、冷、静、に、考、え、な、お、し、て、み、る、こ、と、が、必、要、で、あ、ろ、う、」（帝国書院）

(1) 自衛隊は、自衛隊法に基いて創設された。即ち、「国権の最高機関」である「国会」が制定した「法律」によって、政府は自衛隊の編成、運営を行ふことを義務づけられた。また、その規模、内容も、法律及び毎年度の予算によって国会で議決されたところに基いて決定さ

れてゐる。即ち、国会は自衛隊を合憲とし、その任務遂行のための活動を支持してゐるのである。このやうに三十年以上も前から合法的に設置運営されてゐる正規の国家機関の存在を否定し、或ひは疑問視する見解を児童生徒に教へることが、国家の教育として許されるのだろうか。それは法律の輕視と否定、ひいては議會制民主主義の否定に帰着するのではないか。

しかも、違憲審査権を持つ終審裁判所たる最高裁は、安保条約の如く「主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するもの」については、「その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない」として司法判断に原則としてなじまないとしたのである（昭和三四・一一・一六砂川事件判決）。自衛隊も同様に国家の存立に關係する重大問題であるが、最高裁ですら司法判断を控へる謙抑の姿勢をとる程の問題に対して、学校教科書が違憲論を大々的に紹介すること自体、分に過ぎたことであるのみならず、国民教育として許されないことである。一部に存する違憲論については、精々欄外の注記に止めるべきである（小、中校段階ではそれも不適當である）。

(2)教科書は自衛隊の憲法裁判について、最高裁の判例はまだない、と称してゐる。形式的



には誤りではないが、前記砂川判決には重要な憲法解釈が含まれてゐる。曰く、「これ（憲法の平和主義）によりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである」。即ち、最高裁は非武装論を明確に否定してゐる。「自衛権」とは、国家が外国の武力攻撃に対して武力によってこれを排除する権利であるから、「自衛権」を認める以上非武装論が成立しないのは当然のことである。しかし、全教科書を通じて砂川判決の自衛権解釈に触れたものは一冊もなかった。不勉強でなれば意識的偏向を示すものである。

### 三、日米安保条約に対する否定的姿勢

日米安保条約についても積極的評価を与へた教科書はない。いづれも「戦争捲き込まれ論」による批判を紹介し、さらに「事前協議制」の実効性については強い疑問を呈してゐる。

「これ（米軍の駐留）によって、逆に日本が直接責任のない戦争にまきこまれる危険がある、という批判が出されている。また安保体制を背景に、日本自身がアジア諸国に対して、軍事的な影響力を行使する危険性はないかという指摘もなされている」（実教出版）

「自衛隊や駐留アメリカ軍は、憲法第九條二項の禁止する戦力に該当するものであつて憲法に反するものであり、また、核兵器をはじめとする軍備競争が激しい現在の国際情勢のもとで、わが国の防衛に役立つとは考えにくいばかりでなく、かえつて危険でもある、という反対意見もある」(自由書房)

「しかしこの事前協議の手續きが有効にはたらいっているのかどうか問題とされている。じつさいに日本側がどれだけアメリカ軍の基地使用について情報を持ち、アメリカ軍の行動に対し発言力を持ちえているのか、問題とする余地がある」(「一橋出版」)

(1)日米安保条約による駐留米軍が憲法九條の禁止する「戦力」に該当するといふ砂川事件一審判決(伊達判決)は前記最高裁判決によつて大法院十五裁判官全員の一致を以て否定された。最高裁が否定した法律解釈を生徒に教へる必要は毛頭ないし、教科書に記述することをも以ての外である。これは最高裁の權威、司法の厳正、さらには法秩序の尊重そのものを否定するものである。

(2)「日本自身がアジア諸国に対して軍事的な影響力を行使する危険性」とは、何をいふのか。「日本」とは自分の国ではないのか。このやうな表現は日本国民に対する重大な侮辱で

はないのか。この教科書を合格させた検定当局はこの重大さを理解してゐるのか。

(3) 旧安保条約は前文に「無責任な軍国主義が、まだ世界から駆逐されていないので、前記の  
状態（武装を解除されたので自衛権行使の手段がないこと）にある日本国には危険がある」と  
締結の理由が明記され、また新安保条約も前文に「民主主義の諸原則、個人の自由及び法  
の支配を擁護する」といふ共通の価値観に基くことが明記されてゐるが、これに言及した教  
科書は一冊もない。従つて西側陣営の意義も今日の国際情勢も理解不能であらう。

(4) 日米安保体制、NATO体制などの集団安全保障体制によつて戦後の平和が保たれ、そ  
の下で我が国も経済発展と今日の繁栄を享受し得たことは国民大多数の常識である。しかし  
教科書の世界は全く異なる。日米安保体制は緊張を激化し、我が国を戦争に捲き込む恐れにあ  
る危険極まるものとして印象づけられる。仮に米国がこれらの教科書を手入し、三宅島問題  
にせよ、返子問題にせよ、東芝事件にせよ、その原因は日本政府が検定した教科書による教  
育ではないか、と抗議されたならば、政府、文部省はいかに対応するつもりだらうか。

#### 四、安全保障における軍事力の無視

力の均衡による平和、軍事力による安全保障といふ常識に対してはすべての教科書が否定的である。軍備の充実は軍備拡張競争を招き、緊張を激化させると説く。

「安全保障の問題を考へるとき、しばしば軍備の充実が論議される。しかし、ある国の軍備の充実は他国との緊張を高め、軍備拡張の競争がとどまるところなく進展することになる」  
「世界の差別や貧困の問題に積極的に取り組み、軍備の縮小にあらゆる努力をおしまない勇氣を、政府はもとより国民のすべてがふるい起こすべきときがきているといつてよい」(東京書籍)

「日本は世界に誇る平和憲法をもっている。憲法の国際協調主義は、世界の国々が軍事同盟に分かれて争うことではなく、相互理解と信頼により友好を深め、軍備を縮小していくべきことをさし示している」(二橋出版)

「とりわけ、核戦争の恐ろしさを考えれば、平和的生存権がすべての人権の前提として保障される必要がある。……日本憲法はこのような平和的生存権をまゝに学んだように、非

武装平和主義によつて保障することにした。わが国としては、平和的外交を推進し、戦争の原因となる要素を非軍事的方法でつみとるよう、努力することが望まれる」(実教出版)

(1)冒頭に述べたやうに、これらの論議は世界の常識から隔絶した空想であつて、特に批判の要もあるまい。しかもその力説する「非軍事的方法」による安全保障の具体的内容や方策について説明したものはない。それにしても、このやうな空論がすべての教科書を一色に塗り潰してゐる現状はどのように解すればよいのだらうか。

(2)昨年の中学教科書と対比して顕著な事実は、中学教科書で大きく取り上げられた反核平和運動の煽動的記述が殆ど見られないことである。一年違ひの検定で、なぜこれ程執筆姿勢が異なるのか。思ふに、本誌二〇号で述べたやうに、NATOのINF配備を阻止するため欧米で猖獗した反核運動も、一九八三年から西独、英国をはじめ続々INF配備が実行されると火が消えるやうに沈静してしまつた。この事実が、中学教科書執筆時と高校教科書執筆時の落差となつて現れたのではないか。然りとすれば、我が国の教科書の内容がモスクワの戦術によつて左右されてゐることになる。驚くべき、悲しむべき現実ではないか。

## 五、「軍」を危険視する文民統制論

「軍」は暴走する恐れのある危険な存在であるため政府や国会がこれを統制する文民統制の重要性を説く。しかしそれだけでも不十分で、国民の厳重な監視が必要だといふ。

「外国からの脅威を理由として、軍部が政治的実権をにぎり、軍国主義へのみちをあゆみ、国民の基本的人權を制限するようなことがあつては、国民は安心して生活することはできない。こうしたことがおこなわれないうにするためには、軍人に対する文民の優位が確立されていなければならない」（東京学習出版）

「しかし、こうした制度上の文民統制がほんとうに軍事優先政策を効果的におさへるか、どうか、国民はつねにきびしく監視する必要がある」（一橋出版）

「しかし、わたしたちは文民統制があるからといって安心することなく、文民自身が誤つた方向を歩まないかどうか、不斷の監視を怠つてはならない」（東京書籍）

「戦争が、国家の名において、政府によつておこなわれるものであることを考えるならば、わたしたちは平和主義の理想をつらぬくように、たえず政府に求めていかねばならない。戦

争をおこさせない力、それは、なによりも国民の力である」(第一学習社)

(1) 教科書は一致して、軍は国民を抑圧し戦争を開始する危険な存在と見てゐる。従つてそれは「監視」すべき対象であつて、感謝や尊敬の対象ではない。これは世界に例を見ない軍隊観である。軍は国家を防衛するために存在し、軍人は身命を捨てて国防の任務に挺身する集団であるから、どの国でも軍は国民の尊敬と感謝の対象である。自国軍のみならず祖国のために勇敢に戦ふ外国の軍隊も尊敬される。この教科書に見る如き軍隊観は、子供達に誤つた観念を植え付けるとともに、日夜訓練に励む二十六万の自衛隊員に対する侮辱である。教科書として許さるべきものではない

(2) 「監視」されるべき対象は、単に軍隊に止まらず政府や国会も含まれるかの如くである。詳細は避けるが、ここまで来れば議会制民主主義の否定と言つてよからう。

(3) 文民統制は軍が危険である故に必要とされるのではない。国家の防衛は政治の最優先課題であるから、これを軍事技術集団たる軍部に委ね切ることとは許されないのである。「文民統制」とは政治統制、政治優先の義であつて、軍がその本来の任務を正しく遂行し得るやうに政治がこれを指導することはいふ。教科書の説く「文民統制」はその本質を全く誤解して

あるが、その責任の一半は政府にもある。速かに正しい意味での「文民統制」の意義を確立すべきである。

## 六、「国を守る」教育を速かに実現せよ

さて、以上の如き教科書から生徒達は何を学ぶであらうか。自衛隊や日米安保条約に対する疑問視と危険視、軍や自衛隊に対する憎悪、さらには国政や裁判に対する不信等々が生れるに過ぎない。左翼革命を意図する者にとっては満点の成果であらうが、我々の祖国は存立を失ふであらう。なぜなら、教科書の教へる国家は、我々が忠誠を盡しこれを防衛する対象ではなくて、ひたすら国民の「監視」と「要求」の対象に過ぎないからである。外国からの攻撃は絶対に生起せず、平和と国際協調の念仏さへ称へてゐれば戦争は起らないといふ子供だましの空想で全篇が貫かれてゐる。このやうな国家が古来存続した例はない。これを「亡国教科書」と呼ばずして何と称すればよいか。

このやうな教科書を出現させた高校「現代社会」の「学習指導要領」を点検すると、そこでは単に記述事項のみ羅列してあつて、その内容に対する指針は全くない。これでは、学習



指導要領は高校教育の内容的指導を放棄したにひとしく、検定自由化とさしたる相違はない。高校といへども中等教育であり、かつ国民の九五％が就学する現状を考へれば、指導要領は詳しく内容的にも踏み込んだ指針を与へるべきである。特に前述の如き偏向した亡国的記述に充されてゐる現行教科書を厳しく検定するためには、指導要領の抜本的改正が早急に行はねなければならぬ。(中学校学習指導要領に対する批判は本誌二〇号参照)

それにしても、小、中、高を通じ、国家の安全を論ずるに当って、国を守る教育が指導要領のどこにも示されてゐないことは驚くべきことである。この一事を以てしても、我が国が独立主権国家であるかを疑はせるものであり、このまま放置するならば亡国の途を辿るほかないであらう。かつて灘尾文相や奥野文相が「国防教育」の必要を論ぜられたことがあったが、立ち消えになつてしまつた。また。民社党の和田耕作代議士は、昭和五十四年十二月七日の文教委員会でこの問題を取り上げてゐる。「国を大事にしなければならぬという言葉はあるけれども、国を守るという言葉がどこにもない。ぼくはあちこち全部搜したけれどもほとんどない。法律の文言にもなければ学習指導要領にもない。どういうわけでしょうか。」しかし、文部省側はこれに明確な回答を与へなかつた。

国家の存立は国民の防衛意志の強弱に懸つてゐる。国を守る教育の実施は一刻の猶予も許されない。基本的には教育基本法に明記すべきであらうが、当面は学習指導要領の改正でよい。文教当局の責任は重大である。

(教科書正常化国民会議「教育正論」昭和六十二年十一月一日号)

### 3 歪められる愛国の歴史（昭和六十三年）

——父祖の業績正しく評価を——

海外では“英雄”

日露戦争は、極東の一角に最初の近代国家として脱皮した我が日本が、その自存のために、世界最大の陸軍国であった強国ロシアを相手に、国運を賭して戦った世紀の決戦であった。そして明治三十八年五月二十七日の日本海海戦こそ、バルチック艦隊を全滅させ、我が国の勝利と安全を不動のものとしたものであった。それ故に、国民はこの日を海軍記念日として、永く祖国の栄光と父祖の偉業を偲ぶこととしたのであった。

この海戦は世界的事件であったが故に、現在でも多くの諸外国の歴史教科書が記述してゐる。一例として、ワシントン大学パイル教授の『近代日本の形成』から引用しよう。

「東郷平八郎提督がロシア艦隊を撃滅した一九〇五年の日本海海戦は全世界の注目を集めた。米国大統領セオドア・ルーズベルトは、一友人に宛てた手紙の中で、東郷の勝利につい

て次のやうに述べてゐる。「これは世界が目撃した最大の驚嘆事だ。かのトラファルガー沖海戦ですら、これに匹敵しうるものではない。第一報が届いたとき、私自身それを信ずることができなかつた。だが第二報、第三報が到るに及んで、私はまるで日本人になつてしまつたかのやうに興奮を禁じ得なくなり、公務につくことができなかつた……」。

「歴史家は通常、日露戦争を日本に大国の地位をもたらし、かつ日本に世界の賞讃を博せしめた出来事として記述する。確かにこの戦争は近代世界史における画期的事件である。アジア全域を通じ、抑圧されてゐた諸民族の指導者達は日本の実例からインスピレーションを受け、彼らもまた西洋の科学と工業を輸入して白人の支配から脱却し、独自の民族性を保持し、工業化過程を自ら監督できるものと信じた。例へば、印度のジャワハルラル・ネールはその自叙伝の中で、日本の勝利は彼の人生の初期における記念すべき出来事であり、彼をアジアのために献身させた一大原因であり、彼の民族主義と「インドのために闘はう」とする決意を燃え立たせたものだ、と記録してゐる」

アジアだけではない。帝政ロシアに圧迫され続けたトルコ、ロシアの圧政下で独立の悲願に燃えてゐたフィンランドなどを歓喜させた。フィンランドでは、今でも、東郷元帥の肖像

をラベルにした「アミラーリ（提督）」といふ名のピールが市販されてゐる。

これ程我が国民を狂喜させ、世界の耳目を聳動させた日本海海戦や東郷元帥は、現在の小学校教科書でどう取り扱はれてゐるか。驚くなかれ、これに触れたものは一冊もないのである。それでも昭和四十年代までは、日本海海戦や旅順開城の絵やポーツマス講和会議の写真などを掲載した教科書が七社中二、三社見られたが、五十年代に入るとこれらはすっかり消え、替つて日露戦争風刺画が登場する。登場人物は、三十年代後半に二社が小村寿太郎を載せたが忽ち消え、現在の教科書に記載されてゐる人物は内村鑑三、幸徳秋水、堺利彦、与謝野晶子、小暮夏右衛門（旅順攻略戦で戦死した一兵士）の五人である。一体、これらの人物が日露戦争において他の人々に優先して子供達の脳裡に刻み込むべき人名と言へるのか。

戦前戦中を通じてひたすら国家の安泰を祈念され、前線将兵と銃後国民の苦勞を軫念し給ひ、瞬時たりとも宸襟を安んじ給ふことのなかつた明治天皇の御心事はいふに及ばず、東郷、大山、乃木、奥、野津の諸将星や、遼陽、旅順の戦に壮烈な戦死を遂げた、橘、広瀬両中佐など、我々が小学校時代から憧れ親しんできた人々は悉く抹殺され、当時の国民の九牛の一毛にも足りない反戦論者、反戦詩人が採り上げられてゐる。

## 文部省は毅然と

このやうな驚くべき亡国教科書の出現と継続は、すべて米国の占領政策に由来する。それは日本が「再ビ米國ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスル」ため、日本の歴史の栄光を抹殺し、國民を過去の文化伝統から断絶せしめることによつて、精神的去勢を圖つた。彼等はまづ「修身、國史、地理」の教育を禁止し、「我が國」といふ用語の使用を禁止、次いで學問體系を無視した「社會科」といふ実験科目を強制し、正史の抹殺と占領者の史觀に基づいた歴史の全面的書き換へを強要した（漢字の全廢とローマ字國字化まで勸告してゐる）。この時以來、軍人は教科書から抹殺された。村尾次郎博士は、既に昭和三十八年に「歴史教科書から追放された明治の軍人」と題して、痛烈にこれを批判されてゐる。

それにも拘らず、占領政策の効果は徐々に浸透し、左翼勢力と結び付いてますます鞏固になつていった。その結果が前述した教科書の現状である。文部省が今回登場人物を指導要領で拘束しようとしたのは、余りの偏向ぶりを看過できなくなったからであらう。しかし、教科書は左翼勢力の牙城であるが故に、その反撃も熾烈である。朝日新聞がこのスクープを五

月十六日一面トップに掲げ、解説や社説で相継いで文部省案を批判攻撃してゐるのはその一端であらう。しかし、この問題は歴史教育正常化の天王山である。文部省は一步たりとも後退してはならない。

終りにいふ。第一。祖国防衛のために身命を捧げられた方々の榮譽と業績は末永く国民に語り伝へられなければならぬ。これを無視した歴史教育は世界に存在しない。第二。歴史を学ぶとは純粹に過去を知ること、虚心に祖先の心に接することである。無智蒙昧な現代人の慢心を以てこれを裁くなどは以ての外である。

〔世界日報〕昭和六十三年五月二十八日号

#### 4 歴史に対する誇りと確信の回復（平成六年）

——祖国の名誉を護るために——

##### 一、個人の名誉と国家の名誉

細川首相の侵略発言及び謝罪演説は内外に大きな波紋を投げたが、問題の重要性についてまだ十分に論ぜられてゐないやうであり、また首相自身これを自覚してゐないやうにみえる。以下に私見の一端を述べたい。

自己の名誉は命を賭しても守らるべきであるとする通念は、古来洋の東西を問はず共通であつた。それ故に近代国家は名誉の保護を法制化し、大陸法制を継受した我が刑法も「名誉ニ対スル罪」の一章を設け、公然事実を摘示して人の名誉を毀損する誹毀罪（二三〇条）と公然人を侮辱する侮辱罪（二二一条）を、いづれも刑の対象とした。誹毀罪の保護法益は法人や死者のそれも含まれる。また民法も同じく他人の名誉を毀損した者に対しては損害賠償と名誉回復措置の責任を規定した（七一〇条、七二三条）。名誉は人格の尊厳に關はるもの



であるから、手厚く保護すべきものとされてゐるのである。

したがつて、すべての国民がその一員である国家の名譽が保護されるべきことも当然である。戦前は、皇室の尊嚴を冒瀆する行為に対しては不敬罪が、外国の元首又は使節に対する侮辱行為に対しては侮辱罪が規定されてゐた。これは、伝統破壊政策を推進する占領軍の強要によつて削除を余儀なくされたが、「外国ニ対シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其国ノ国旗其他ノ国章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者」に対する刑罰は現在も嚴存してゐる（刑法九二条）。苟くも独立主権国家である以上、政府のみならず一国民に至るまで、国家の威信、国家の名譽の擁護に全力を傾けるべきことは自明の常識であつた。

## 二、我が国民の国家意識

我が国は、万世一系の皇統を戴き、二千年の輝かしい歴史を築いて来た誇り高き民族であつたから、とりわけ国家の名譽を守る意識は強烈であつた。それは「名を惜しむ」といふ古来の固い伝統にも由来する。大伴家持が「古ゆ清けく負ひて来にしその名ぞ」と詠んだやうに、「名」とは単なる個人の符号ではなく、遠い祖先から受け継ぎ永く子孫に伝へるべき誇り高

き家名を意味した。されば人は名に恥ぢぬやう、祖先を辱めぬやう努力したのである。それはさらに郷党の名誉、国家の名誉に及んでいく。ルース・ベネディクトが日本の文化を「恥の文化」と呼んだことは——彼女の「恥」に対する理解は余りに浅薄であるが——正しく本質を衝いてゐる。そして一旦祖国が辱められることあれば蹶然として起つ、といふのが我々の先人の心意気であつた。

吉田松陰は、黒船来航以来和親条約締結に至るまでの幕閣の対応ぶりを批判して、「癸丑、甲寅墨魯の変、皇国の大体を屈して陋夷の小醜に従ふに至る者は何ぞや」（講孟割記）と概歎したが、「皇国の大体」即ち国家の威信を辱めざらんことを幕末の志士達は肝に銘じてゐた。安政六年日米通商航海条約が仮調印され、翌年最初の遣米使節として訪米した村垣淡路守は、ブキャナン大統領に国書を捧呈した折に次の二首を詠んでゐる。

えみしらも仰ぎてぞ見よ東なる我が日の本の国の光を

愚かなる身をも忘れて今日ぞ斯く誇顔なる日の本の臣

先進国に対し気後れ一つせず、祖国の栄光を一身に担って使ひした矜恃と責任感が脈打つてゐる。

明治初年に薩摩に赴いて西郷隆盛の訓育を受けた庄内藩士達が編んだ「南洲遺訓」は言ふ。「国の凌辱せらるるに当りては、縦令国を以て斃るる共、正道を踏み、義を尽すは政府の本務也。……戦の一字を恐れ、政府の本務を墜しなば、商法支配所と申すものにて更に政府には非ざる也。」南洲は、政府の最大の任務は国家の名誉を保全することであることを的確に論述した。そして同じ頃、西洋文明の啓蒙に力を尽してゐた福澤諭吉も、全く同じことを述べてゐる。「国の恥辱とありては、日本国中の人民、一人も残らず命を棄てて国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり。」（「学問のすすめ」第一編）彼は第三編でも同じことを繰返し強調してゐる。彼にあつては、個人の独立と国の独立とは不可分であつたが、国家の独立とは何よりも「国の威光」を守ることであつた。

思へば、我が国が明治以来国運を賭して強大な諸外国と幾たびか戦を交へて来たのは、偏に国の独立を守らんがためであつた。大東亜戦争の宣戦の詔書は、「速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝国ノ光荣ヲ保全セムコトヲ期ス」と結ばれてゐるが、この「帝国ノ光荣」の保全は、日清戦争以来のすべての宣戦の詔書の結びの御言葉であつた。我が国の戦争の目的は、一言でいふならば、「国家の榮譽を守ること」であつたと言つてよい。

「帝國ノ光榮」の因つて來たるところ、それは国史に対する誇りである。国史とは、我々の祖先が古へから刻んで來た辛苦の跡であり、国史に対する誇りなき国民に祖国に対する誇りが生まれる筈はない。誇りなき国はもはや独立国家の名に値しない。明治天皇は肇国以來の歴史を回顧されて、「光輝アル國史ノ成跡」と仰せられ（憲法發布勅語）、戊申詔書でも、「我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ」と宣ひ、これを「國運發展ノ本」と仰せられてゐる。そして国民も祖国とその歴史に恥ぢぬやう精勵することによつて、諸外国も驚嘆する國運の隆昌を實現したのであつた。

### 三、歴史を謝罪した国はない

史上、いかなる国家も、自国と自国の歴史に誇りを持たぬ国民が榮えた例はない。それ故に、自国の過去の行動について謝罪した政府もないし、自国の戦争を侵略と認めた国家も嘗て存在しない。それは、国家の名誉を守ることが政府の義務である上に、一九二八年の不戦条約に関する交換公文によつて、自衛か侵略かの認定についての自己解释权が確立されてゐたからである。

また、属領から独立した国に対してかつての統治を謝罪した国も存在しない。大陸発見以来のスペインの中南米制圧やイギリスのインド統治など、その圧政の苛酷さは到底我が国の朝鮮台湾統治に比すべくもないが、一九八八年九月二十日、当時のサッチャー英首相はベルギーで次のやうに演説してゐる。「ヨーロッパ人がいかにこの世界の多くの土地を探検し、植民地化し——そして私はなんら釈明することなく申し上げます——そして文明開化したかまことにすばらしい勇氣と才覚の物語でありました。」（平川祐弘氏「諸君！」一九八八年十二月号）

我が国のマスコミがよく引合ひに出すドイツのヴァイツェッカー大統領の演説にしても、決して謝罪演説ではないし、ナチスの犯罪行為は糾弾してゐても、「民族罪過」は決して認めてゐないことは、佐瀬昌盛、西尾幹二両氏が鋭く指摘してをられる。ヴァイツェッカーは、ナチスの犯罪を「心に刻む」と言ったのであつて謝罪の語は一言も発してゐない。またナチスの犯罪は戦争犯罪ではなく刑法上の殺人犯であり、それは決して「集団的」なものではなく、「個人的」なものであると強調してゐる。「集団的犯罪」すなわち「民族罪過」を認めれば、ドイツ民族それ自体の生存を否定しなければならなくなるからである。同様にソ連崩壊

後のロシアも、スターリンの暴虐は糾弾しても、決してロシア国民の罪責は言はないのである。

#### 四、細川首相謝罪発言の重大性

細川首相は、大東亜戦争を侵略戦争と断罪し、交戦国、交戦地住民及び旧属領住民に謝罪した。この発言が国際的にいかに異常なものであるかは、以上述べて来たことから明らかであらう。首相の事実認識、歴史認識がいかに誤ってゐるか——長谷川三千子教授は細川発言は歴史認識などといふものではなく、動物生態学の対象であると言はれたが——について論ずることは本稿の目的ではない。ここでは細川発言がいかに重大な意味を持つてゐるかを述べたい。

第一に、大東亜戦争は突如として勃発したのではない。それは明治以来、我々の父祖が嘗々として積み上げて来た我が国の行為、すなはち歴史と不可分一体である。したがって、大東亜戦争の否定は明治以降の全歴史の否定とならざるを得ず、それは肇国以来の日本国史全体の否定に及ぶであらう。人間がその時代時代において精一杯努力して来た行為の累積が歴史

であるから、これを審判し裁くなどといふ傲慢極まる行為が許される筈はないが、自国の歴史、自国の伝統を否定した国家は、一体何を規範として存立を持続できるのか。文化なき保護国又は植民地に墮すほかないであらう。

第二に、我が国はドイツやソ連の如き独裁国家ではなかった。厳然たる立憲国家であり、いかなる戦争も国民の総意に基いて戦はれた。一部の政治家や軍部が独断で始めたものではないといふ点で、ドイツとは全く異なる。従って戦争の責任は、ナチスの如き特定の集団ではなく、国家そのものが、すなわち国民が負はなければならない。戦争を謝罪することは、国民が子々孫々に至るまで、その罪責を負ふことになる。換言すれば、日本国民は未来永劫に犯罪国家としての烙印を負って生きていかなければならない。このやうな国は世界史上存続した例がない。

第三に、謝罪は必ず実行が伴はなければならない。細川発言以来、果然各国から補償要求が噴出し、イギリス、オランダに至るまで手を挙げ始めた（この点、いはゆる従軍慰安婦について無実の風説を敢へて肯定した宮沢内閣の責任も重大である。）慌てた政府は、補償は決着済であると躍起になって否定したが、決着後数十年を経て改めて謝罪すれば新しく補償

要求が起ることは当然であらう。一旦燃え出した火の手は容易に収まることはない。この要求に対するツケは誰が負担するのか。

細川発言は祖国の名譽を傷つけただけではなく、これだけの重大な結果を招いてゐる。問題は、にもかかわらず首相等が事態の重大性を認識せず平然としてゐるところにある。

##### 五、自国の歴史に対する誇りを回復せよ

このやうな驚くべき発言を恬然と行ふ首相が生まれた原因は、いふまでもなく米国の対日占領政策にある。米国の占領政策は、「初期対日方針」（一九四五・九・六）に明記されてゐるやうに、日本が再び「米国の脅威」とならないことを確実にするため、徹底的に日本を無力化することを目的とした。そのため、公職追放、神道指令等による精神的伝統の徹底的破壊、米国製憲法の強要等と並んで、嚴重な言論検閲による「戦争責罪周知徹底計画」すなはち侵略戦争史観の強制（その詳細は江藤淳氏『閉された言語空間』文芸春秋）とこれに基づく東京裁判を強行した。

このやうな過去及び現在の完全否定は、共産革命を指向するマルクス主義者達と完全に一



致する。それ故に占領軍は彼等を利用し、彼等は占領政策に便乗した。その結果、言論界と教育界はマルクス主義者達の牙城となり、彼等は牢固たる地歩を築いた。このような左翼革命イデオロギーの教育を受けて育ったのが細川氏等の世代である（小堀桂一郎氏『昭和二桁世代の侵略戦争論』「諸君！」十月号）。

したがって、細川首相にとつては、戦前の日本は自国ではなく、「日本」という呼称を持った別個の国家なのではないか。ドイツ人がナチスをいかに非難しても平然としてゐるやうに細川氏にとつて戦前の「日本」をいかに否定し、謝罪しても、心に何の痛痒も感じないのではないか。

しかし、首相らがいかに断絶と新生を強調しようとも、歴史は絶え間なく流れ、継続してゐる。歴史は恣意的に廃棄できるものではないし、歴史を失った国家が独立国家として存続できないことは前述した。同時にまた、世界もかかる断絶を認めてはくれない。彼等の眼には、過去も現在も継続した日本国及び日本人であり、現在及び未来の日本国民はすべて過去の犯罪者集団の子孫であり続けるであらう。

それ故に、我々が祖国の末永き繁栄を願ふならば、道は一つしかない。我々の父祖の歴史、

「光輝アル國史ノ成跡」に對する誇りと確信を回復することである。

小林秀雄氏は言ふ（『歴史と文学』）。「歴史は人間の興味ある性格や尊敬すべき生活の事實談に満ちてゐる。」しかし「人間がゐなければ歴史はない」といふ「疑ふ余地のない真理」が忘れられてゐる。そして客觀主義と稱して、「しかとした理由もなく抱く…侮蔑の念」、「優越感」を以て「歴史を冷たい眼でジロジロと眺めてゐる。」しかし、「歴史事實とは、嘗て或る出来事が在ったといふだけでは足りぬ、今もなほその出来事が在る事が感じられなければ仕方がない。」「歴史は、常に努力して己れの鏡を磨かなければ、本当の姿は決して見えて来ない、だからこそ、歴史は古典であり、鑑なのである。」「心を開いて歴史に接するならば、尊敬するより他に、僕等には大した事は出来ぬ、言ひ代へれば、尊敬する事によって、初めて謎が解ける想ひのする人物が沢山見える筈なのだ。」

愛惜の念、尊敬の念を以て歴史に接すること、それによつてのみ歴史は蘇へり、祖国の名譽も回復できるであらう。そのために、私は二つの提案をしたい。

第一は、教科書、特に歴史、國語の教科書から「日本」の呼称を追放することである。

「日本は中国大陸を侵略しました」とか、「日本軍は村や町を破壊し中国人の生命を奪いま

した」と書いても、児童生徒達は決して自分達のこととは考へないであらう。祖国に対する卑屈な無関心、祖先に対するいはれなき軽侮の念はここから生れる。戦前の国定教科書は、一、二の例外を除いて、すべて「我が国」、「我が軍」で統一されてゐた。それは自虐的記述に慎重さを要請するとともに、歴史を自らの問題として考へる習性を養ふ一助とならう。

第二は、歴代の天皇、皇族の記述にすべて敬語を用ゐることである。敬語は我が国語の中核である。そして皇室に対しては最大級の敬語を使用すべきこと、いふまでもない。新学習指導要領は、「天皇に対する敬愛の念を深めること」を復活したが、「天皇」とは万世一系の天皇であるから、当然御歴代の天皇もすべて含まれなければならない。したがって、御歴代の事績に敬語を用ゐることは指導要領からも当然であるのみならず、国語の正しい伝統を学ばせるとともに、歴史に対する尊敬と愛情を育むためにも必須と考へられる。

〔「日本教育」平成六年一月号〕



## 五 アジア外交批判

### 1 国家存立の基盤を破壊する土下座外交（昭和六十一年）

#### 一、「幕府」化した政府

昭和二十年八月二十日未明、福岡市郊外油山において壮烈な自刃を遂げられた故寺尾博之海軍少尉の慰霊祭が、今年も八月二十四日、碑前において厳かに執り行はれたと聞く。次の歌はその時に捧げられた小柳陽太郎氏の献詠である（連作七首の内）。

自民党はつひに幕府となりはてて天つ日くらし昭和六十一年

み国の歴史正さむとするいとなみをおぞのおとどら阻まむとせし

外国の怒りおそれて靖国のみたまをまつるすべも知らなく

これを拝誦して私はハタと思ひ当った。最近の中曽根政府はまさに「幕府」ではないか。

幕府とは上聖明を蔽ひ奉り下忠誠の士を弾圧する権力者の組織をいふ。現政府も外に他国の意を迎へるに汲々とし、内に国民の正論を弾圧する。「新編日本史」不当検定事件、靖国神

社参拝中止事件、藤尾文相罷免事件とたて続けに起つた国辱的措置は、三百余議席の多数に驕り、臣子としての謙抑を忘れて権力を振ふ幕府政治そのものである。

終戦の大詔を拝して以来四十年、我々がそのことのみを祈り、願ひ、そしてそのために生きて来たのは、占領軍の圧政下に破壊蹂躪された祖国の道統の恢復といふことであつた。大正十二年一月、故河村幹雄博士が「国防の将来」と題して講演された次の言葉は、今なほ新鮮な響きを持つ。

「国防がなければ事実国家が亡びます。国家亡ぶる時失はるゝものがあります。国民の自由独立不羈なる国民精神之であります。主権は異国民の手に歸し国民はその欲せざる風俗、習慣、言語、法律を強ひられます。

国防の目的とするは土地、財宝、個人の生命、物質生活の安易ではありませぬ。国民が天地換へ難しとする風俗、習慣、言語、思想、その欲する主権の所在、その尊しとする国体であります。『国民文化』『自主的国民精神』之れ国防の主体であります。」（『名も無き民のこゝろ』）

過ぐる大東亞戦争において我々が命を捧げて護らうとしたものはこれであつた。そしてこ

の精神は、主権を奪はれてこれを根底から破壊しようとした占領圧政下においても、国民の間には脈々として生きてゐた。憲法を改正し占領諸法制を改革することは保守合同の最大の眼目であった。然るに独立回復後三十四年を経て、占領政策の国体破壊工作は遂に功を奏し他ならぬ自民党政府の手によって国家の生命が断ち切れようとしてゐるのである。

### 靖国神社参拝中止

国内に対する強権政治は、対外的には屈従外交となる。九月二十日ソウルに到着した中曽根首相は、空港から韓国国立墓地に直行、献花参拝した。それ自体は一国の首相として外国に対する礼儀であり、当然の行為である。問題は、外国戦士の墓ならば「日本国首相として」詣でる中曽根首相が、わが父祖同胞の英霊が鎮まります靖国神社の境内に、昨年の八月十六日以降、例大祭にも終戦記念日にも、一步も足を踏み入れないといふ奇怪な事実である。尊い生命を捧げて祖国に殉じた護国の神々に対して何といふ非礼であらうか。

一国の首相が戦死者に対して礼儀を尽さず、その偉業を顕彰することを拒否しながら、国民に対して「自らの国は自らで守る決意」をいかに説いたところで言行不一致の空論でしか

ない。祖国に殉じた父祖に対してかくの如き酷い仕打ちがなされるといふ事実を目のあたりに見て、国民はどうして報国心を振起できやうか。首相の行為は国家存立の基本を破壊するものである。またそれこそが外国の狙ひとしたものである。

所謂A級戦犯合祀の取下げを陰に工作して来た政府は、遂に八月十四日の官房長官談話でこれを公然と表に出した。一旦合祀した御神霊の取下げなどできる筈がないから、このことは首相が永久に靖国神社に参拝しないといふ意思表示と見るほかない。それがいかに重大な問題であるかは前述したが、A級問題を参拝中止の根拠としたのは明らかに政府の詭弁である。

去る八月二十五日のNHKテレビ「総理に聞く」の番組で、首相は靖国神社参拝中止の理由を問はれて、参拝を強行すれば、友邦の政府が反対派の攻撃によって政権の維持が危くなる恐れがあり、また昨年の参拝当時はA級戦犯合祀を知らなかったのだと答へた。私は一瞬耳を疑った。前段は外国の内政に対する潜越な発言で外交礼儀に反すると思ふが、ここでは触れない。しかしA級問題は、昨年八月九日に官房長官宛に提出された「閣僚の靖国神社参拝問題に対する懇談会報告書」に次のやうに述べられてゐる。



「討議の過程において、靖国神社に合祀される対象については、『国事に殉じた人々』とされているものの、例えば明治維新前後においていわゆる賊軍と称せられた人々が祀られていないことや、極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることなどには問題があるとの意見があった。

しかし、合祀の決定は、現在、靖国神社の自由になし得るところであり、また、合祀者の決定に仮に問題があるとしても、国家、社会、国民のために尊い生命を捧げた多くの人々をおろそかにして良いことにはならないであろう。ただし、政府は、公式参拝を実施する場合、これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう。」（傍点著者）

周知の通り、この懇談会（座長 林敬三氏）は公式参拝問題を検討するため中曽根首相の意を受けて設けられたもので、一昨年八月以来一年余に涉って熱心な討議が行はれて来た。その内容についてはここでは論じない。指摘したいのは、首相は少なくともこの報告書を熟読した上で公式参拝に踏み切った筈であるといふことである。従って首相の「知らなかった」といふ発言は国民に対する見え透いた嘘言である。A級問題は当時既に指摘されてゐたにも拘らず、首相は一部の強い反対を押し切って公式参拝を断行したのである。首相が今日になつ

てA級合祀に異論を唱へるのは、外国の批判に屈伏するための口実以外の何物でもない。因みに、A級合祀は昭和五十三年秋の例大祭で行はれ、翌年四月十九日の朝日新聞に大きく報道されたが、当時の大平首相は春の大祭に堂々と参拝し、記者団や野党の質問に対して一歩も譲らなかつた。そして以後昨年春まで各首相の参拝に対して中国から何らの異論も聞かれなかつたことを付記する。重大なことはA級問題を政府が公認した結果、占領政策の重要な柱として、全国民が全力を挙げて戦つた戦争を一部の指導者が策謀した侵略戦争だとして断罪した非道な「東京裁判」を、政府が正当化したのではないかといふ懸念である。ここでは、違法な「東京裁判」は断じて認めることはできないこと、桑港平和条約十一条はその正当性を認めたものではないこと、従つてA級戦犯なるものは存在しないこと、それらの方々は罪なくして占領軍に虐殺された（講和条約発効までは戦争状態は継続してゐる）忠良なる臣民であつたこと、この問題で一歩でも譲ればB・C級に必ず波及し延いては英霊合祀の大原則まで否定されかねないこと、即ち大東亜戦争の意義を否定し英霊を冒瀆するだけでなく、明治以来の一切の戦争を侵略と断じて靖国神社そのものの廃止にまで発展する可能性を秘めた要求であること等を指摘しておくに止める。

### 三、『新編日本史』 不当検定事件

独立国家たるの実を失ひ、神聖な国家主権を毀損した点では、教科書事件も、藤尾事件も、これと全く同質である。いづれも、教科書も雑誌も検定中や発売前で一般国民は全く見る機会を得られない間に、外国政府が抗議や申入れを行ひ、わが政府がこれに従つて検定を修正し、国務大臣を罷免したといふ奇怪極まる事件であつた。

『新編日本史』は、階級闘争史観や自虐史観から脱却した、戦後初めて生れた正しい国史教科書であつた。然るに政府は中・韓両国の申入れを受けるや、事もあらうに教育に対して何らの権限も責任も見識も持たない外務省に命じて内容の改悪を強行させた（行政秩序の紊乱であり対外屈伏である）。政府首脳や外務省はその根拠として昭和五十七年八月二十六日の宮沢官房長官談話を挙げるが、同談話に基づく措置は、同年十一月二十四日に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」といふ一項が検定基準に追加されて結了したのである。今回の文部省検定はこれに基いて行はれ、五月末までに終了したのであつて、外国からいかなる申し入れがあ

らうと外務省にこれに容喙する権限はない。もし外務省の言ふ如く、宮沢談話が永久に外国に介入の根柢を与へるのだとすれば、わが国の教科書編集に対する自主権は存在しないことになるではないか。国民に対する教育権を奪はれた国家がどうして独立国と称し得るのか。教育も神社参拝も純然たる内政事項である。国際連合憲章は、第二条に「加盟国の主権平等の原則」を謳ひ（第一項）、「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく」と内政不干渉原則を明記してゐる（第七項）。「国内管轄権内にある事項」とは、条約により国際的権利義務として明示的に規律されたもの以外の一切の事項をいふ。この原則の尊重は日韓基本条約に明記され（第四条）、日中平和友好条約においては「内政に対する相互不干渉」を二ヶ条（第一条、第三条）に繰返して強調してゐる。宮沢談話が条約に優先して永久に干渉の根柢を与へるなどといふ解釈はどこからも出る筈はないのである。

わが国が占領軍の強権独裁下に一切の言論の自由を封殺されてゐた昭和二十一年初め頃、故田岡良一博士は、占領軍がポツダム宣言及び降伏文書に何らの根柢も規定されてゐないに拘らず、わが国の外交権を停止した暴挙の違法性を痛論されつつ、次の文書を残してをられ

る。「国際法学ノ教フル解釈法則ニヨレバ、国家主権ノ制限又ハ喪失ハ、制限解釈（縮小解釈）セラルルコトヲ必要トス。即チ明白ニ主権ノ喪失ヲ認ムル条項ナキ限り、主権ハ失ハレザルモノト解スベキナリ。事ノ曖昧又ハ不明瞭ナル場合ニハ、ソノ主権ガ問題トナレル国家ノ有利ニ帰ス。」（外務省編『終戦史録』別巻、北洋社、所収）国家主権とは、他国の支配権に從属しない最高不可侵の国家権力を意味し、「独立権」と同義である。さればこそ主権に対する侵害、内政干渉は絶対に許してはならぬのである。

今回の教科書事件は、許すべからざる主権の毀損を敢てしただけではない。重大なことは、『新編日本史』に対し強要された修正が、東京裁判史観に基づき、史実を歪曲してすべて日本を罪悪視し、光輝ある祖国の歴史と父祖の名譽を冒瀆しようとしたことである。即ち国体破壊の占領政策をここでも再び強行したのである。

#### 四、藤尾文相罷免事件

藤尾文相の「文芸春秋」十月号の発言記事は、このやうな情勢の下で行はれた。それが時期として適切であったかといふ政治判断の当否、用語の当否、一部に事実誤認の問題などは

あらうが、全体を通読して同氏の発言は正論であり、文相罷免の理由に該当するやうな部分は発見できなかった。政府は藤尾発言の「一部に妥当を欠く内容が含まれ」（九・八官房長官談話）といふが、それがどこの箇所であるかは遂に国民の前に明らかにしなかつた。しかも首相は韓国外相に「陳謝」し、全大統領には「過ちを犯しました」と謝罪した。何が「過ち」であるのか国民は全く理解できないに拘らず、日韓両首脳間では意味が通じ合ふのだから。国民を愚弄するも甚しいではないか。また「中国」に対してまで、何故に「深く遺憾の意を表」しなければならぬのか。

最大の問題は外国政府の抗議によって、理由不明のままに国務大臣が罷免されたことである。一箇月前に自ら信任して任命した閣僚人事が、外国政府の意向によって左右されるといふ恐るべき悪例を残したことである。官房長官談話は言ふ、「（藤尾発言は）近隣諸国民の感情を傷つけ、厳しい反撥を招いている。」「近隣諸国との友好的かつ良好的関係の維持強化を図るとのわが国外交の基本政策について、無用の疑惑を生ぜしめたものであつて、甚だ遺憾である。」倉成外相も十月三日の衆議院予算委で、社会党川俣議員の「文相発言のどの部分が遺憾だと言つたのか」といふ質問に答へて、「どこの部分といふことでなく、発言全体とし

て不快の念を与へたのは遺憾、といふことだ」としてゐる（十・四朝日）。

藤尾発言を通読すれば明らかであるが、それは日本国民に対して自らの歴史観を述べ、政府の外交姿勢を批判したものであつて、対外的に何らかの主張を行つたものではない。（従つて原爆投下や阿片戦争について米英両国を厳しく批判してゐるが、両国から何らの抗議もない。）明白に内政事項であるに拘らず、それが「近隣諸国民の感情を傷つけ」、「不快の念を与へた」といふ理由で国務大臣を罷免されたのである。今やわが国の大臣の地位は、「近隣諸国民の感情」如何に依存する、といふことになる。これ程国政の權威、いや祖国の名誉を傷つけた事件があらうか。今井久夫氏は、首相は少なくとも外国の抗議に対しては文相を擁護すべきであつたと語られたが、正論である。しかしこのやうな正論は表面に出ない。マスコミ全紙が首相の措置を支持したが、このやうな画一的論調は決して国民の意見を代表してはゐない。国民の不満は次第に増大しつつあるのである。

##### 五、「国益」とは何か

ところでこのやうな屈辱的土下座外交をいつまで続けるのか。その目的は何か。中曾根首

相は「国益のため」といふ。「国益」とは何だらうか。或る人は言ふ。アジア・太平洋地域で強化されつつあるソ連軍事力の脅威に対抗し、さらに懸案の対ソ交渉においてわが国の立場を強化するためには、日米同盟と並んで日韓中連携強化が必要であり、その意味で日韓中提携を話題とした中曾根・全会談は歴史的な意義があると（例へば思想新聞十・五井上茂信氏）。しかし、国家間の友好親善や提携は、あくまでも相互に主権を尊重する対等の関係でなければならぬ。外国から内政に干渉され恫喝されて屈伏する姿勢を続ける限り、国民の不满は鬱積し、やがて表面的友好は瓦解するしかない。南洲遺訓に言ふ。「正道を踏み国を以て斃るるの精神なくば、外国交際は全かる可からず。彼の強大に畏縮し円滑を主として、曲げて彼の意に順従する時は、軽侮を招き、好親却て破れ、終に彼の制を受けるに至らん。」わが国の現状は世界中の軽侮の的となるに過ぎないであらう。

一体、ソ連の軍事的脅威に対処するためには、何よりも先づ物心両面及び制度面からの防衛力の強化が先決であり（教科書の改悪や靖国神社参拝中止は国防力の基盤を崩壊させてゐる）、さらには駐留米軍の増加（例へば北海道への駐留）やその活動のための支援（逗子、三宅島の解決など）に力を注ぐべきであらう。対ソ交渉のためであれば、北方領土一括返還



がすべての交渉の前提であるといふ毅然たる態度で臨むべきであり、領土解決の目途なしにゴルバチョフ訪日を要請する政治の姿勢それ自体がをかしいのではないか。いずれにせよ政府のいふ「国益」なるものは実態不明の空論に過ぎず、外国の内政干渉を安易に認め、さらには日本無力化の占領政治を定着させることこそ最大の「国益」を損ふものと断じなければならぬ。

吉田松陰は『講孟余話』の冒頭に「梁惠王上首章」を釈して次の如く説いてゐる。「惠王首として国を利することを問ふ。亦志ありと云ふべし。而して孟子是れを挫くものは何ぞや。蓋し仁義は道理のなすべき所なり。利は功效の期すべき所なり。道理を主とすれば功效は期せずしておのずか自ら至る。功效を主とすれば道理を失ふに至ること少なからず。且つ功效を主とする者は、事皆苟且こうしよにして成遂する所あること少し。假令たとひ少しく成遂する所ありとも永久を保するに足らず。永久の良図を捨てて目前の近効に従ふ。その害言ふに堪ふべからず。」（傍点筆者）まさしく政府の行為は、「永久の良図を捨てて目前の近効に従」つたものである。

〔「国民同胞」昭和六十一年十一月号〕

## 2 歴史認識の共有はあり得ない（平成二年）

——盧大統領の訪日問題について——

去る五月の盧泰愚韓国大統領の訪日に際しての所謂「お言葉」問題ほど、最近において不快かつ奇怪なものではなかった。結論的に言へば、政府は韓国側の要求の不当性を理を尽くして説得すべきであったし、その結果大統領の訪日が延期又は中止されても已むを得なかったであらう。衆知のやうな結果になったことは海部内閣及び外交当局の大失政であり、その罪は史上永く糾弾せらるべきものと考へる。

先づ第一に、国家が国家に対して「謝罪」するなどといふことは、正常な外交関係においては考へられないことである。それは例へば、一国が国際法上の違法行為を犯し、或いは一国の国家機関が故意又は過失により他国に損害を与へたやうな場合、さらには戦敗国が戦勝国に賠償するやうな場合以外にはあり得ない。日本は韓国に対する敗戦国でもなければ韓国は戦勝国でもない。また、一般に戦争当事国間であつても、講和条約が締結されればそれに

よって一切の問題は決着し、以後再びこれを蒸し返さないことが国際関係の在り方である。さもなければ条約はその意義を失ひ、正常な外交関係を維持することができないからである。

我が国は桑港平和条約によって朝鮮の独立を承認し、これに対する一切の請求権を放棄した(第二条a)。しかし独立韓国との国交開始交渉は難航し、昭和四十年漸く日韓基本関係条約が成立、国交は正常化した。この時も、明治四十三年の日韓併合条約を不法とする韓国側と、国際法上何らの瑕疵もない合法条約であり、その後の朝鮮統治も合法であるとする日本側と激しく対立し(ここにも後述する歴史認識の対立がある)、結局、旧条約の効力については、「もはや無効であることが確認される」と規定し、我が主張を譲らなかつたのである。この条約には、「両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し」(前文)で締結したと明記されてをり、これによって韓国独立以前の日韓関係の問題はすべて決着した筈である。それだけではない。この条約調印に際しての共同コミニケには、「季外務部長官は、過去のある期間に両国国民間に不幸な関係があつたために生れた、韓国国民の対日感情について説明した。椎名外務大臣は、季長官の発言に留意し、このような過去の関係は遺憾であつて、深く

反省していると述べた。」と書かれてゐる。苟くも我が国の全権である外務大臣が、国を代表して「深い反省」を表明したのである。これ以上何が不足といふのであらうか。

しかし、奇怪なことにこの問題は、条約締結後二十年近く過ぎた昭和五十九年、全斗煥大統領の訪日の際して再発した。その時の宮中晩餐会で昭和天皇は次のやうにお述べになつた。

「今世紀の一時期において兩國の間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰返されてはならないと思います。」

この御言葉に対し全大統領は、「歴史的な日韓関係の新たな幕開けに際して、陛下が過ぐる日の兩國関係史における不幸だった過去について述べられるのを、私はわが国民とともに、厳肅な気持ちで傾聴しました。」と答へた。そして訪日を終へて「全大統領が金浦空港に降り立ったときは万雷の拍手に迎へられた」（中曾根元首相談、5・26産経）といふ。要するにこれによつて過去の一切は清算されたと言つてよいと思ふ。

にも拘らず、盧泰愚氏が新大統領となり、その訪日が内定するや、三度びこの問題が蒸し返された。しかもそれは、兩國間の懸案事項について崔、中山両外相間に一応の合意（それは驚くべき日本側の一方的譲歩であつた）が四月三十日に成立して以後のことであつた。

(ここにも韓国側の不誠意が露呈されてゐる。このやうな重大問題こそ訪日内定前に提起しておくべきもので、外交上の信義に欠ける行為であるし、またこれに唯々として応じたわが政府も無定見極まると言はなければならない。)

五月一四日、盧大統領はソウルで日本人記者団と会見し、昭和天皇の御言葉について次のやうに述べた。「韓国側からいうと謝罪がはっきりしない。被害者は加害者の真心を疑わざるを得ない。」これは御言葉に対する明白な非難であるとともに、感銘を以てこれを拝聴したと答へた前大統領の言明に対する完全な否定である。前者は友好関係にある外国元首に対する外交儀礼を辨へぬ非礼の言辭であり、後者は自国の前元首を否定するといふ国家の継続性を忘れた暴言である。これに対し、我が政府は一言の抗議も発しなかったが、このやうな不当な要求に対しては、理を尽くして即座に拒否すべきであった。なぜなら、このやうな要求に応じ得ないことは勿論、それが今後とも再発しないとは保証し難く、かくては両国間の「対等関係」における真の善隣友好は望むべくもないからである。

このやうに、正常な外交関係において、韓国側の要求は常軌を逸したものであることを先づ認識しなければならない。

第二に、より基本的には、盧大統領はじめ韓国側の発想に重大な誤りがあり、それがこの問題の淵源となつてゐるに拘らず、我が政府がこれを指摘しようとしなかつたことである。

盧氏は前述の記者会見でかう言ふ。「これまでなぜパートナーになれなかつたか。何が障害になつてゐたのか。今回それを考へつつ訪日したいが、そこには歴史認識の差があつた。両国間には歴史に対する共通の認識が必要で、この差をなくさないといけない。」そして訪日後の二十五日の在京韓国記者団との会見では、「韓日両国の歴史認識をめぐるギャップを埋めることに重点を置いて訪日した。」「その結果いまや、日本でも大勢は、韓国側の歴史認識が正しいといふ方向になつた。」また二十六日の日本記者団との会見では、「日韓両国にはこれまで歴史の眞実についての認識に差異があつたのは事実だが、この訪日を機に、認識を共にできたのは喜ばしい」と評価したといふ。

盧氏の言ふ「歴史の眞実」とか「眞正な歴史認識」(宮中晩餐会における答辞)とかがどのやうな内容を意味してゐるかは明らかではないが、それが「韓国側の歴史認識」を意味してゐることは間違ひないであらう。しかし独立の主権を保有する別個の国家が「共通の」歴史認識、即ち歴史に対する共通の評価を持つといふことは不可能ではないのか。不可能なこ

とを他方に強制しようとするれば、そこに軋轢が生じ友好関係の樹立はできなくなる。不可能なことは不可能と認識してこそ事態が進展するのであり、両国が「パートナーになれなかつた」のはこのやうな韓国側の一方的誤信に基づくものではないか。序でに言へば屢次の教科書問題もこの冷徹な事実を認識しなかつたところに問題の根源があつたのである。

人間社会においては、最も親しかるべき夫婦、親子、兄弟等の間でさへもそこに誤解や対立の生ずることは我々の日夜経験するところである。まして民族、言語、宗教、風俗、習慣等すべて異なる国家間の交際においては、相互理解や意思疏通すら容易ではない。しかも主権平等の国際社会にあつては、各国は国益を求めて行動するから、そこに利害の対立が生れ、正邪の評価に差異が生ずることは避けられないのである。従つて我々になし得ることは、歴史認識を一つにすることではなく、相手国には相手国の立場がある、といふことを理解することではなければならない。

韓国は、江華島条約（明治八年）から日韓併合（同四十三年）に至るまでの歴史を、一貫して日本の計画的意図に基づく朝鮮侵略と見てゐるらしいが、このやうな史観は我々は到底容れることはできない。明治の父祖が心血を注いだのは、欧米列強の東亜進出からいかにし

て祖国の独立を守り抜くかといふことであつた。そして隣接する朝鮮とその周辺が強大国の支配下に入ることは日本の安全を脅かすものとされた。「日本自体が朝鮮へ進出すべきだといふのではなく、朝鮮が第三国の属国にならないようにする。これが『朝鮮独立』を旨指した明治前半期の外交方針だつた」(入江昭『日本の外交』中公新書)。国運を賭した日清、日露両戦役が韓国の独立保全を目的として戦はれたことは両戦役の宣戦の詔書に明らかである。

日露戦後、韓国は日韓協約により我が国の保護国とされ、伊藤博文が初代統監に就任した。この協約締結に際しての伊藤の強圧的態度は今日強く批判されてゐるが、その伊藤も本心は韓国を名実伴ふ独立国に育成することにあつた。彼は日本に留学された皇太弟英親王(故李王垠殿下)の太師として傅育の任に當つたが、殿下は伊藤を追慕されて、「伊藤は『自分は今、韓国を立派な国に建て直すために懸命の努力を払つてをりますが、殿下はやがて韓国の帝位にお即きになる方ですから、それにふさはしい御修行にお励みになりますやうに』と常々申してゐた」と語られたといふ(八木信雄『日本と韓国』日韓文化出版社)。この話が作為でないことは、学習院長も勤められた山梨勝之進大将の次の言葉からも明らかである。「韓国





を排した。(注) 事実、民法、刑法をはじめ大半の法律は内地と同一内容で施行され、各種の開發も進み、教育制度も遂次整備され、内地官民の負担も相当額に達したのであって、列強支配の植民地のやうな愚民政策、搾取政策とは様相を異にしてゐたのである。(事實、樺太は昭和十八年に「内地」に編入されてゐる。) しかし、問題はそのやうな努力にも拘らず、詔書に示された御精神が現実の統治の上はどうして実現できなかつたか、逆に多くの韓国民心に根深い反日感情を植ゑつけてしまつたのか、といふことである。そしてこの点にこそ、日本国民の反省がなければならない。

(注) 但し一般には「植民地」の語も用ゐられてゐたやうで、美濃部達吉博士の『憲法提要』は「植民地」の一節を設け、次のやうに述べてゐる。「(政府は) 所謂内地延長主義ヲ宣シテ、之ヲ植民地ト称スルコトヲ排シ、此等ノ地域モ内地ト法律上同一ノ地位ニ在リ、同一憲法ニ依リ統治セラルルモノト爲スト雖モ、是レ明ニ事實ニ反スルモノナリ。」また東大経済学部には「植民政策」の講座があつたと記憶する。

けれども、右に述べたやうな事實は、決して韓国は認めようとはしないであらう。それは已むを得ないことである。しかし、我々には我々の歴史がある。父祖が心血を注いだ光輝あ

る歴史は、我々は護り抜かなければならない。韓国に韓国の立場があるやうに、日本には日本の立場と道理がある。それを認め合ふことが友好の第一歩でなければならぬ。この外交の初歩を両国政府が忘れたこと、特にわが政府が国史の重大性と独立国家としての矜持を忘れたことが、今回の事件の最大の原因である。社共両党や朝日新聞が教科書問題に再び火を付けようとしてゐるいま、このことを政府は肝に銘ずべきである。

なほ、かつての宗主国と旧植民地との関係において、宗主国が独立した旧植民地に「謝罪」した例はないし、旧植民地がそのやうな要求を行った例もない。イギリスとインド、ミャンマー、スリランカなどとの関係、フランスとアルジェリアやインドシナ三国との関係、オランダとインドネシアとの関係などを見れば明らかであらう。逆に、英国をはじめとするヨーロッパ諸国は、その圧政にも拘らず、彼等の植民地統治の歴史を公然と誇つてゐるのである。一九八八年九月二十日、サッチャー英国首相はベルギーでヨーロッパの政治家を相手に行つた演説の中で、ヨーロッパ人が分ち持つ体験の一例として、かう述べてゐる。「ヨーロッパ人がいかにこの世界の多くの土地を探険し、植民地化し、——そして私は何ら釈明することなく (without apology) 申し上げます——そして文明開化したかはまことにすばらしい勇

氣と才覚の物語でありました。」（平川祐弘「英国で接した天皇報道」「諸君ノ」昭和六十三年十二月号）と。以ていかに日韓関係が異常であるかを知ることができよう。

さて、五月二十四日宮中晩餐会において、天皇陛下は、昭和天皇の御言葉を引用された後、次のやうにお述べになった。

「我が国によつてもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味ははれた苦しみを思ひ、私は痛惜の念を禁じえません。」

この御言葉について、盧大統領は二十五日の韓国記者団との会見において、「天皇陛下も一九八四年の全斗煥大統領の訪日の時と比べて、国内の制約をやや超えると感じられる程に明白に謝罪された」と語った。

しかし、陛下の御言葉は断じて「謝罪」ではない。もともと犯したことのない「罪」を謝するなどといふことはあり得ないし、御言葉の内容はそのやうな問題とは次元が違ふのである。盧氏は韓国大統領として国内政治上の立場もあらうから已むを得ない面もあらうが、我が政府や国民がこれに同調することは許さるべきでなく、政府は直ちにかかる解釈を否定す

べきであった。然るに、渡辺外務報道官は在京記者団に対して、「痛惜の念」を「アポロジャイズ（わびる、謝罪する）と受けとってもらってよい」と説明したといふ（5・26朝日）。このやうな暴言は、国語に対する無知といふよりは、一官僚の独断によつて御聖徳を傷け奉り、恥を世界に曝したものである。このやうな言動が放置されてゐることは海部内閣の綱紀の弛緩を示すものに他ならない。

ところで、私は大御言葉を拝聴したとき、小林秀雄氏の「歴史と文学」の一節を想ひ起した。「歴史は決して二度と繰返しはしない。だからこそ僕らは過去を惜しむのである。歴史とは、人類の巨大な恨みに似てゐる。」そして氏は、子供に死なれた母親のことを例に引き、「かけ代へのない命が、取返しがつかず失はれてしまったといふ感情がこれに伴はなければ、歴史事実としての意味を生じますまい。」「母親の愛情が、何も彼も元なのだ。死んだ子供を今なほ愛してゐるからこそ、子供が死んだといふ事実があるのだ」と言はれてゐる。

御言葉は、そのまま素直に受取るべきである。恣意を以て無用な詮議をすべきでない。小林氏が言はれたやうに過去を惜しむ心のすべての元は「愛情」である。今回の御言葉は、陛下の韓国国民に寄せ給ふ限りなき御愛情、仁慈の大御心をそのまま表現なさつたものと拝察

する。それは、昭和天皇が毎年八月十五日の全国戦没者追悼式で、「戦陣に散り、戦禍にたふれた数多くの人々やその遺族を思ひ、今もなほ胸が痛みます。」と仰せられてゐた大御心と変らない。国境を超えて、四海同胞として人々を慈しみ給ふ「一視同仁」の御精神は、今もなほわが皇室に一貫して継承されてゐることを、御言葉によつて確認させられるとともに、聖旨に沿ひ得ず宸襟を悩まし奉つたことを国民として深く反省しなければならぬと思ふ。

〔国民同胞〕平成二年七月号

### 3 天皇陛下御訪中問題について（平成四年）

#### ——官房長官への意見陳述要旨——

平成四年が日中国交正常化二十周年に当るため、その記念として天皇陛下が中華人民共和国を御訪問遊ばされるといふ計画が、前年末から浮上して来た。これに対し、国内では賛否両論が対立し激論が交わられて来たが、政府は一貫して御訪中実現を推進して来た。しかしなほ強硬な反対論があるため、八月二十五日の最終閣議決定を前にして、一応有識者の意見聴取を行ふこととし、筆者はその一員として八月十七日首相官邸に招かれた。意見陳述は加藤紘一官房長官（陪席 石原官房副長官、小和田外務次官、谷野外政審議室長）に対し、同日午後三時から約三十分間にわたって行はれた。以下は、その際、筆者がメモに基づいて陳述した内容を、帰宅直後記憶するままに書き留めたものである。従って、実際の陳述と表現語句に若干の差はあるかも知れないが、内容の記述に誤りはない。

御訪中準備に当り留意すべき事項といふ御要望の本論に入ります前に、私の考へ方につい

て若干申し述べることをお許し頂きたいと存じます。

陛下の行幸先につきましては、本来、国民の論議の対象となることは好ましくないと考へてをります。今回の御訪中問題につきましても、昨年来、たびたび新聞紙上に報道がありました。したが、私は、良識ある政府がまさかそのやうなことを認める筈がないと信じてをりました。

そもそも、一国の元首は、大統領の如く政治に携はる方は別として、国家の権威の象徴であるやうな方は、濫りに国外に出遊すべきものではないと考へます。まして我が天皇陛下は、皇室の伝統から申しても、また陛下が常々「国民と共に在る」と仰せられてゐることからも、日本国にとどまられて万機をみそなはせ給ふのが原則であり、皇族を御名代として御差遣になることはあつても、我が三権の及ばぬ外国に行幸されることは、已むを得ぬ場合に限りらるべきであり、このことは当然政府も認識してをられると思つてをりました。まして、中華人民共和国は、わが国体と全く相容れない共産主義国であり、外交上も眞の友好関係にあるとは言へない幾多の問題を抱へてゐる間柄であります。その上、昭和天皇崩御の折には、日本国民が悲しみに沈みましたが、外国でもベルギーのボードワン国王はじめ喪に服された方々も多く、特にインドでは大統領以下の全国民が三日間の喪に服するといふ異例の措置を



とつてくれました。然るに中国は、江沢民さんが言はれたやうに「一衣帯水の国」であり、常に「子々孫々までの友好」を口にしてゐながら、さらに我が国から多大の経済協力資金の供与を受けてゐる国であるに拘らず、御大喪に際し錢其琛外相の参列にとどめるといふ非礼を敢てしました。翌年の御大典に際しても呉学謙副首相の来日にとどまっております。しかも、御大喪から二カ月も経たないうちに、李鵬首相が政治用務で来日しましたが、このことは、中国がいかにも皇室を軽視してゐるか、敬意を払つてゐないかを示すものであります。このやうな国に我が天皇陛下がお出ましになることは、まさしく聖徳太子の遣隋使以来確立してゐた対等国としての立場を無にする朝貢外交となり、国民として到底考へられないことであると思つてをりました。

所が、昨年十二月、渡辺外相の国会答弁を聞いて、これは断じて黙視できないと思ひました。反対論拠は新聞雑誌で論ぜられてゐるやうに沢山ありますが、時間の関係で省略致します。その概要は、三月三十一日の国民集会で掲げた九項目、七月十七日の産経新聞意見広告で述べた三項目、八月七日の国民集会の四項目、八月十五日の戦没者追悼中央国民集会の決議等を御覧頂きたいと存じます。問題は、政府も推進論者も、これらの提起された諸問題に

対し何一つ答へることなく、宮沢総理の「全国民祝福の中でお出まし頂く」といふ言明に反して、国民的合意を得られぬままに密室の中で御訪中の方針を決定したことにあります。八月十四日の産経新聞報道によれば、西安や北京では七月初めから中国側の御訪中準備が行はれてゐたとのことで、もし事実とすれば国民を愚弄するものであります。今回の意見聴取も、時余りに遅く、茶番劇のやうな感じが致しますが、仮に政府の方針が確定してゐるとしても、「全国民祝福」といふ方針が眞実であるならば、政府は、多くの方々が挙げられた疑問点に誠実に回答する義務があると考へます。

次に、政府が陛下の御訪中を強行されると仮定して、その場合には是非とも充たされなければならぬ条件といったものを申し上げたいと思ひます。

第一は、「お言葉」の問題であります。今回の御訪中問題に関し、国民が最も懸念し心配したことは、それが朝貢と謝罪の旅になるのではないかといふ危惧であります。一部マスコミや推進論者（元駐中国大使を含めて）の論調では、これこそが御訪中の目的であり、それがないければ御訪中の意味がない、とまで言つてをります。また中国側も、来日した江沢民さんは、過去の歴史を正しく認識することが必要だ、過去を忘れるなど繰返し述べ、楊振亜中

国大使、徐敦信外務次官、孫平化中日友好協会会長等の言明も、暗に陛下の謝罪を要求してをります。さらに昨日（八月十六日）の日経記事によれば、首相周辺が「まったく謝罪の意を伝へないわけにもいかない」と洩らしたと報じてをります。このやうな言論や報道が国民の不安を増幅するわけでありませぬ。

また朝日新聞は、御訪中は、「過去の不幸な歴史にけじめをつけるために避けて通れない関門だ」といふのが外務省の考へであり、首相も同じだ、といふ解説記事を二度に亘つて出してをります。もしさうであれば以ての外の論議で、過去のけじめは日中共同声明や日中平和友好条約によつて終つた筈であります。仮に両国間に何らかのわだかまりが残つてゐるとしても、それを解決するのは外交当局の責任であり、陛下に御負担をおかけするやうなことは、国民道徳としても、憲法の規定から云つても許されぬことであります。陛下の御訪問に政治的意義が附与されてはならないのであり、あくまでも儀礼的親善目的を出るものであつてはなりません。

特に大陸中国は、日清戦争以来、我々の父祖、先輩、戦友達が人命を奉じて屍を曝した地であります。ここで明治以来の歴史問題を論ずる余裕はありませんが、どうか日清戦争以来

の詔勅、特に支那事変以後の御詔勅を熟読して頂きたい。万一、お言葉の中に戦争に対する反省や遺憾の意が盛られるやうな場合には、二百五十万の護国の英靈に顔向けができないばかりでなく、明治、大正、昭和三代の御聖業を否定する反逆行為となります。

もともと、国家の国家に対する謝罪などいふものが、対等の外交関係を有する国家間で行はれるわけがありませんが、もし我々の危惧するやうなことがあれば、もはや日中関係は対等の外交関係ではなく、日本が中国の属国になることを意味します。即ち、中国対日干渉の絶好の口実を与へることになり、日本は、もはや独立して自ら国家意思を決定する能力を喪失することになります。

よって、政府は、御訪中決定に当っては、「お言葉」はあくまでも両国親善を深めるための儀礼的内容にとどまり、過去の歴史評価の如き政治的発言は一切盛られないことを明確にし、国民の危惧を払拭することが何よりも必要と考へます。

第二に、陛下が御訪中遊ばされた際に、北京天安門広場にある人民英雄記念碑には、絶対に行幸なさってはなりません。この記念碑は、抗日戦の戦士の碑であるのみならず、先の天安門事件に際し犠牲となった兵士達もまつられてゐると聞きます。それ故に、昨春秋、海部

総理が、訪中の際ここを訪れて献花したことは、中国の人権抑圧を批判する欧米諸国から、日本は天安門事件を容認したのか、として強い非難を浴びました。

もし両陛下がここに拝礼されるやうなことがあれば、皇室の尊厳からも由々しき事態であるのみならず、欧米諸国から再び鋭い批判を浴びることになるでせう。これは、皇室の御本質についての誤解を世界から招き、皇室の将来を危険に陥れることとなります。また日本の国益上も非常なマイナスとなります。相手が独裁国家だといふことを絶対に忘れてはなりません。英雄記念碑行幸は何としても避けて頂きたい。

第三は、靖国神社参拝の問題であります。首相は、陛下の御訪中と靖国神社参拝は無関係だと言はれたとの報道がありますが、もしさうだとすれば、総理は問題の本質を理解してをられないと考へます。

一体、戦死者をいかに慰霊し顕彰するのか、また戦死者の範囲をいかに定めるかといふことは、全く一国の内政問題であって他国の容喙すべきことではありません。然るに、昭和六十年の中曽根首相の参拝以来、総理大臣は靖国神社の境内に一步も足を踏み入れてをりません。これは異常なことであって、これが対中配慮に基くものであることは、日中関係が対等

の友好関係にないことを示してゐます。

もし現状のままですと陛下が御訪中になり、来年以降に首相が靖国神社に参拝して中国からクレームがついたら、政府はどのやうに対処するのでせうか。陛下の御訪中は何であつたか、といふことになりませう。或いは首相たるものは永久に靖国神社に参拝しない積りなのでせうか。もしさうなら靖国の英霊に対する論外の冒瀆であり、党の重大な公約違反であります。従つて、この問題だけは、陛下が御訪中される前に決着をつけておかなければなりません。もともと中国側の不当な干渉でありますから、首相がこの際、靖国神社に堂々と正式参拝されることは当然の義務と考へます。それは国家としての国民に対する戦争責任であると私は考へてをります。

また、天皇陛下の靖国神社御親拝は、昭和五十年を最後に行はれてをりませんが、御訪中の前には是非行幸頂きたいと考へてをります。なぜなら、人民英雄記念碑への行幸がないとしても、陛下御到着等の場合に吹奏されると思はれる中国の国歌は抗日義勇軍の歌であります。しかし、国歌である以上は、もし吹奏されれば、陛下も相應の礼をとられなければなりません。そのやうな儀礼が行はれるとすれば、御訪中前には是非とも靖国神社に行幸を賜り、

護国の英霊に対する礼を賜りたいのです。しかしそのためには、先づ総理が正式参拝される  
ことが絶対が必要です。

なほ、宮沢総理は、適当な時期に私的参拝をされる由ですが、私にはその真意が理解できません。苟くも日本国の総理大臣であれば、総理大臣として堂々と参拝すべきであり、私人としてコソコソと云っては語弊がありますがそのやうな形で参拝するなど何ら問題の解決にならないだけでなく、靖国の神々も決してお喜びになることはないと思ひます。

第四に、日本の外交姿勢についてであります。

今回の御訪中は、我が国の外交史上に拭ふべからざる汚点を残すものと考へますが、その禍を最小限に抑へるためには、毅然たる外交姿勢が望まれます。時間の関係上、簡単に申し上げます。

①陛下の御訪中が御訪米より先になります。我が国の外交はあくまでも日米同盟が基軸であることを内外に闡明すること。これは、日中接近に対する西側諸国や東南アジア諸国の懸念と警戒を消すために絶対が必要です。

②中国の人権抑圧の改善については、ミュンヘン・サミットの議長声明に盛られた通り、一

層の努力を要すること、及び中国の突出した軍拡、とりわけ海軍力の増強には重大な懸念を持たざるを得ないこと、の二点を折にふれて明確にする必要があります。

③靖国神社参拝、教科書の歴史記述、光華寮事件の如き裁判問題は、全くの内政事項であつて他国の容喙を許さないものであることを明確にすべきであります。

④戦争損害やいはゆる従軍慰安婦等について民間賠償を求める動きがありますが、これは既に日中共同声明において解決済であり、このやうな賠償ないし補償請求は、中国政府に要求すべき中国の国内問題であることを明言すべきであります。

⑤PKO部隊への参加や掃海艇派遣等に中国が批判的姿勢をとつてゐることは、国連憲章第二十四条により国際の平和と安全に関する責任を負ひ、加盟国に代つて行動する義務を有する安全保障理事会の常任理事国の立場と全く矛盾するものであり、我が国としては、安保理常任理事国としての中国の責任を追及し、中国の非難に対しては毅然として論駁し、国連平和維持活動に対する我が国の参加を歓迎する旨を表明させることが必要であります。

⑥沖繩タイムスに報道されましたが、昨年来頻発した尖閣諸島付近における我が漁船に対す



る銃撃事件や、本年六月三日の天安門広場におけるTBSカメラマン暴行事件に対しては、事件をやむやみにすることなく、補償要求を含めて所要の措置を明確に講ずる必要があります。

⑦これも極めて重要なことですが、御訪中が実現しますと、次に御訪韓の日程がクローズアップされて来ます。しかし、日韓関係は、日中関係と別の意味で極めて微妙であり、特に両国の国民感情は友好といふには程遠い状態にあります。従って政府としては、御訪中が直ちに御訪韓に連動するものではないこと、御訪韓については、国民感情を含め今後の内外情勢の推移を見ながら慎重に検討するものであること、の二点を明確にして頂きたいと思ひます。

最後に、両陛下の中国における警備と治安の確保については、万全の態勢を整へられることを要望しておきます。

#### 4 許し難き中国政府の非礼（平成四年）

——御言葉の真義と併せて国辱外交の責任を問ふ——

天皇皇后兩陛下には、史上初の中国御訪問を終へられ、恙なく還幸遊ばされた。この間、懸念された天安門広場の人民英雄記念碑への行幸もなく、不祥事件も起らなかったことは、国民の一人として心から喜びたいと思ふ。しかし、文藝春秋十二月号の「戒嚴令下の日中友好」が描写した通り、中国側の一連の歓迎行事はすべて独裁政府によって仕組まれた演出だっただけでなく、中国政府の周到な日本マスコミ首脳懐柔と厳しい取材規制によって、我が国の報道よりは友好親善一色に塗りつぶされた。その結果、我が国では日中間に横たはるすべての問題が解消してしまったかの如き錯覚を与へ、日中外交は何よりも「友好」を大前提として論じなければならぬが如きムードが醸成された。これは、国際的に依然孤立を続ける中国外交の大成果と云はなければならぬ。兩陛下の御訪中の実現に執念を燃やし続けて来た彼等の意図は、見事に成功したと云つてよいであらう。

しかし、尖閣諸島、人権問題、靖国・教科書問題、光華寮事件等々、日中間の懸案は何一つ解決されてゐないし、自衛隊のPKO参加に対する批判的姿勢も変つてはゐない。時あたかも、米国の大統領選挙で民主党のクリントン氏が当選した。同氏は、選挙中からブッシュ大統領の妥協的な対中政策を批判し続けてゐたから、議会が対中最惠国待遇の継続に人権問題改善等の条件を付したとしても、ブッシュ氏の如く拒否権を發動することはないであらう。もし中国が「人権問題は内政事項」との自説を固持し続ければ、米中関係の緊張化は必至である。九月上旬に銭其琛外相は演説して米国の「覇権主義」による干渉の危険を説き、対抗手段としての対日関係の強化を強調し、かつ日本は中国に接近せざるを得ない、と分析したといふ（十一・十一産経）。無原則の対中友好を推進して来た我が政府はいかに対応する積りだらうか。

日米関係は我が国にとって命綱である。政治的にも軍事的にも経済的にも、米国との協調なしには我が国は存立することはできない。経済的社会的困難を抱へて苦慮する米国をアジア・太平洋につなぎとめ、我が国との同盟関係を維持させてゆくためには格段の努力を要する。両陛下の御訪中は中国の期待通り日本国民の日中友好ムードを盛上げたが、その結果と

して対中接近によって米国民の不信を買ひ、対米関係に亀裂を生む如きことがあれば、国家としての自殺行為となる。しかも問題は日米関係のみではない。パッテン総督の香港民主化計画をめぐって、英中関係が俄かに険しくなつて来た。また東南アジア諸国は中国の進出を警戒してゐるだけではなく、日本の対中投資が増加して東南アジア向けが減ることを懸念してゐる。我々は、無原則の日中友好ムードがいかにかに危険であるかを繰返し力説して来たが、その懸念は既に現実化しつつあるのである。御訪中を強行した宮沢政府は、自ら蒔いた種子を刈り取る責任があるが、それは一步誤れば国家の存立を左右する危険な種だったのである。

しかし最大の問題は、友好一色のムードによつて、陛下をお迎へした中国政府の対応ぶりについて冷静な分析批判が行はれず、重大事実が看過されようとしてゐることである。政府は今回の御訪中について、「中国政府からの度重なる丁重な招請を受けたもの」であり、「国交正常化二十周年という日中両国間の友好関係を象徴する重要な節目」に当つての御訪問は、「友好親善といふ御訪問の目的」に「誠にふさわしい」とした（八・二五宮沢首相談話）。

専ら友好親善を目的とする元首間の交歓であれば、互に相手国の歴史と文化を讃へ、両国民

間の交流を喜びあふものでなければならぬ。

ところが、十月二十三日夜人民大会堂で催された晩餐会における楊尚昆国家主席のスピーチは、かうした儀礼的交歓の域を全く逸脱した政治的発言に終始した。確かにそれは両国民間の交流と友情、将来の友好に触れてはゐるが、中国共産党の十四全大会の成功を誇示し、改革開放路線を強調し、さらには日中共同声明と平和友好条約の遵守を迫つてゐる。これらは政府が対応すべき事項であつて、政治に関与し給はぬ天皇陛下に申し上げべき言葉ではない。然るにこのことを問題にした論説は、中国政府の「天皇についての認識」を批判した産経（一〇・二八社説）一紙に止まつた。

しかし、より重大なのは楊発言の次の一節である。「遺憾なことに、近代の歴史において、中日関係に不幸な一時期があつたため、中国国民は大きな災難を被りました。前のことを忘れず、後の戒めとし、歴史の教訓を銘記することは両国民の根本的利益に合致することです。」一体、戦争による「災難」が一方の国民のみに限定されることなどあり得る筈がない。我が国は中国との戦争により忠勇の将士数十万の屍を大陸の戦野に曝し、無辜の居留民も甚大な被害を受け（通州事件や満蒙開拓団）、また明治以来血と涙で営々として築き

上げて来た莫大な資産を一朝にして悉く喪失した。苟くも一国を代表する元首を辞を低くして「友好親善」のために招待しておきながら、その挨拶において、賓客の国の被害について一言も触れず、「お前の国との戦争のために我が国民はひどい目に遇った。このことを決して忘れず、歴史の教訓として銘記せよ」と論じたのである。自ら「礼儀の国」と称しながら、これ程の非礼があるであらうか。百歩譲って、日支間の戦争が彼等の主張する如く日本の一方的侵略であったと仮定しても、このやうな言辞を招待先の元首に向って述べるとは、外交常識からは考へられない無礼極まる行為である。

まして支那事変は我が国が仕掛けた戦争ではない。コミンテルンの人民戦線戦略に基づき、昭和十一年十二月の張学良による蔣介石の西安監禁事件に際し、抗日統一戦線のための国共合作を要求させたのは中国共産党であった。翌十二年七月七日夜中国軍の不法射撃に端を発した蘆溝橋事件は、中国共産党の計画的作為と推測されてゐる。日中両軍の衝突は八日午前五時三十分であったが、共産党は当日直ちに延安から激烈な長文の通電を全国へ発して全面的抗日戦の発動を呼びかけてゐるからである。明白なことは、同党が対日全面戦を企図し、それが成功したといふ事実である。自ら招いた「不幸な一時期」の責任を棚に上げて、天皇

陛下に対し奉り「災難を与へた事実を忘れるな」とは、言語道断の非礼である。これが彼のいふ「友好親善」の実体である。

なほ二点付言しておく。一つは、彼のいふ「不幸な一時期」とは、「申午（日清）戦争から抗日戦争勝利までの約五十年間」（錢其琛外相）、「十九世紀末期から半世紀」（四・七江沢民総書記の来日記念講演）を意味し、決して所謂「十五年戦争」や支那事変以降のことではないのである。第二は、楊主席のスピーチが政治的発言に終始したに拘らず、我が国がこれまでに膨大な経済援助（低利円借款一兆六千億円、輸銀エネルギー借款一兆七千億円、無償援助七百億円等）を供与して来たこと、天安門事件以後世界的に孤立した中国に対し我が国が率先して交流を復活し借款供与を再開したこと、に対して一言の謝意の表明もなかったことである。かつて昭和天皇が御訪米された折に、戦前戦後の米国の反日政策に対して一言もお咎めにならずに、戦後の米国の経済的援助に深い謝意を表明し給うたことを想起し、改めて中国といふ国の非礼を憤らずにはゐられない。

思ふに、彼等のいふ「礼儀」なるものは、決して近代国際関係における対等国間の礼儀、即ち独立主権国家同士の礼儀ではないのではないか。中国はあくまでもその名の通り中華で

あり「無謬」であるが、日本は侵略といふ罪科を犯した前科国であり、永久に反省を続けなければならぬ。犯罪国が犯罪の結果、損害を被るのは罰として当然であり、経済協力は当然の贖罪である。友好とはこの大前提に立つての友好であるから、対等の関係となり得ないのは当然である。彼等の行動はかかる思考に基づくと考へない限り理解できない。

問題は、このやうな非礼のスピーチを許容した政府、とりわけ外交当局の責任である。正餐会における元首間の挨拶は、当然事前にすり合せが行はれる筈である。右のやうな前代未聞の非礼の言辞を我が天皇陛下に言上させることを認めた彼等の責任は、断じて許すことができない。「君辱めらるれば臣死す」といふが、「大臣」の名は形骸化して臣の道は全く廢れ果てた。彼等は皇室の尊嚴と国家の威信とを傷つけ、国史に拭ふべからざる汚点を残したのである。

ところが産経新聞を除く我が国のマスコミは、中国政府の非礼について一言も言及することなく、また後述する陛下の御言葉の本質的な部分を解説することもなく、専ら過去の戦争に言及された御言葉の一節のみを問題とする。即ち、「この両国の永きにわたる歴史において、



我が国が中国国民に対し多大の苦難を与えた不幸な一時期がありました。しかしこれは私の深く悲しみとするところであります。」と述べられた部分について、「これは楊主席の被害者としての中国を代表したスピーチに対応して、主語を明示して我が国が加害者であることを明確にした表現だ」(NHKテレビ上谷記者)とか、「日本の責任と遺憾の気持ちを表現された」(二〇・二八朝日社説)などの論評を行つてゐる。果して御言葉は、我が国の加害者としての責任をお述べになつたものであらうか。断じて然らずと思ふ。

支那事変が本格化した昭和十二年九月四日、昭和天皇は第七十二議會開院式に勅語を賜ひ、事変の経緯と征戦の目的を宣はせ給うた。即ち、「帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依り東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ実ヲ挙クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ真意ヲ解セス濫<sup>ミダリ</sup>ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事変ヲ見ルニ至ル……是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス」。さらに同十六年十二月八日「米英兩國ニ対スル宣戰ノ詔書」でも繰返し仰せられた。「中華民國政府曩<sup>サキ</sup>ニ帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪乱シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼<sup>ヨシキ</sup>ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ残存ス

ル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相闘クヲ悛メス」。そして我々国民は大詔を奉じ総力を挙げて征戦に従事したのである。もし御言葉がマスコミの解する如くならば、御言葉は昭和天皇の御詔勅を否定されたことになる。

しかし、多くの報道が無視した次の嚴肅な事実を忘れてはならない。即ち、両陛下には、御訪中に先立ち、昭和天皇山陵（武藏野御陵）に御参拝あらせられ、伊勢神宮及び神武天皇山陵に御代拝、宮中三殿に御拝礼遊ばされ、御帰国後も宮中三殿に御拝礼、伊勢神宮、神武天皇山陵、昭和天皇山陵に御代拝遊ばされた。今回の行幸がどれ程御宸襟を悩まし奉ったか、拝察するだに畏れ多いが、皇祖皇宗の御神靈に祈念し給ひ、また格別に孝心篤き今上陛下が、昭和天皇の御詔勅や歴代の御聖業を否定遊ばすやうな「お言葉」をお述べになる筈がないではないか。

我々は、陛下御親ら「中国の人々に対する気持を率直に述べました。」と記者団に語られたことをそのまま信ずればよい。戦争では、敗者の苦難が勝者のそれを遙かに上廻る。大東亜戦争は痛恨の敗戦となったが、大陸戦線では我が軍が優勢を保ち続けたから、戦場となった中国人民は多大の苦難を味はった。しかも敗戦によって、我が戦争目的は達成されず、こ

れを修復することもできなかつた。陛下はこのことについて、深い悲しみを表明されたのであつて、戦争の因果関係や責任問題に触れた政治的御発言と解することが許されないことは、政治に関与し給はぬ天皇の憲法上の御地位からも明白ではないか。

御言葉の中で特筆すべき部分は、マスコミは無視してゐるが、高森明勅氏（「文武新論」第一七号）や村尾次郎氏（「祖国と青年」十二月号）が指摘されたやうに、陛下が遣隋使、遣唐使を日中交流史の最初に取り上げ給うたこと、今世紀に入ってから中国の留学生や志士が多く来日して交流を深めた事実と言及し給うたことにある。前者は我が国がアジアで支那と対等の外交を行つた唯一の国であることを含意し、後者は中国の近代化に対する我が国民の多大の援助と尽力を想起させられたのである。戦争に触れられた部分は、これらの長い文化交流史の回顧の中での一節であるから、当然その文脈の中で解釈されねばならない。御言葉が「災難」（楊尚昆）の語を避けて「苦難」と仰せられたことも留意すべき点である（村尾氏）。従つてそれは、中国人民に対する同情仁愛の大御心を示し給うたものであつて、それ以外ではない。

しかし、御言葉がマスコミ一般が流布するやうな誤解を招きやすい表現になつてゐること

も否定できない。「綸言汗の如し」といふ。御言葉の表現には慎重の上にも慎重でなければならぬにも拘はらず、かかる解釈の余地を残した点についての政府及び宮内庁の責任は大である。もともと、友好親善を目的としての元首の訪問であれば、一九八六年に訪中された英国エリザベス女王の如く、過去の戦争に触れないのが通例である。互ひに名分を譲らぬ戦争を論ずることは親善目的に反するからであり、もし触れる場合には相互に交戦将兵の武勇を讃へ、困苦欠乏に耐へた国民の偉大さを賞讃するものでなければならぬ。さればこそ私は、去る八月に首相官邸で意見開陳を求められた際に、御言葉に戦争評価の如き政治的発言は一切盛つてはならないこと、日清戦争以後、特に支那事変以来の御詔勅を熟読すべきことを強調しておいたのである。

驚くべきことに、その最大の責任者である加藤官房長官は、「楊主席のスピーチは陛下の認識と近いものだと思ふ」と語ったのである。(一〇・二六朝日夕刊)。これは、楊尚昆の非礼極まる発言を問題にしないどころか、全く次元の異なる陛下の御言葉を同列に扱ってマスキに同調した不当な政治的意義づけを行ふといふ、二重、三重の不敬を犯した上に、御言葉の權威を借りて御詔勅の否定と東京裁判史観の盲信を公言した許すべからざる暴言である。

心ある国民の圧倒的反対の声を無視して両陛下の御訪中を強行した宮沢内閣は、かくして皇室の尊厳と国家の威信を地に墮すといふ汚点を国史に記録し、かつ拡大しようとしてゐるのである。我々は、御言葉の真義を正しく解しまつるべきことを強調するとともに、国家の威信の回復と政府に巢喰ふ東京裁判史観の払拭を実現しなければ、祖国の独立は永久に不可能であることを痛感する次第である。

〔国民同胞〕平成四年十二月号



Ⅲ 「論文」二篇





## 一 戦争責任論に対する疑問（平成元年）

——国民は自国の戦争を裁くことができるか——

### （一）「戦争責任論」の不可思議

昨年九月昭和天皇の御容態が急変せられて以来、全国民悲しみの裡に御大喪の儀が終了するまでの間、奇怪にも「天皇の戦争責任」の問題をめぐって所謂「戦争責任論」がかまびすしくマスコミを賑はせました。某有力紙の如きはわざわざ特集を組んでこのための一大キャンペーンを展開した程です。これらの記事の多くは読むに耐へない粗雑かつ不快極まるものでしたが、次の二点はとりわけ不思議に感ぜられました。

第一は、これらの論者が「戦争責任」といふ言葉を安易に使ひながら、その概念内容を明確にしないことです。同じことは、関連して多用される「侵略」といふ言葉についても指摘しなければなりません（佐藤和男青学大教授の所論や「諸君！」平成元年五月号の小山房二氏の論説等参照）が、「戦争責任」についても、用語の意味内容を曖昧にしたままで議論し

問答無用の非難を浴せるといふマスコミの悪癖が露呈されてゐます。「戦争責任」と言つても、開戦の責任か、戦争遂行や戦闘行為の責任か、終戦の責任か、敗戦の責任か、明確でありませんし、誰に対する責任か、何に対する責任か、責任追求の具体的要求即ち責任者の果すべき行為の内容は何か、等も明らかではありません。また小堀桂一郎氏の指摘されるやうに、「責任」とは「罪責」Schuldの意か、または「責務」Verantwortungの意か、も曖昧です。論者は先づ、自らの使用する「戦争責任」の定義を明確にすべきでせう。

第二は、戦後既に四十余年を経ながら、なぜ未だに「戦争責任」が論議されるのか、そしてなぜ日本の「戦争責任」だけが問はれるのか、また国民が自国の「戦争責任」を問ふとはどういふ意味なのか、といふ疑問です。戦争は複数の国家によって行はれるもので、日本だけで単独に行ふことはできません。大東亜戦争について言へば、我が国が宣戦した米英両国があり、対日宣戦布告を行ったオランダや中華民国（重慶政府）等があります。これらの国の「戦争責任」をなぜ同時に論じないのでせうか。ソ連に至っては、日ソ中立条約が有効であつたに拘らずこれを一方的に破棄して侵入し、無辜の人民に対してまで暴虐の限りを盡した上、ポツダム宣言に違反して六十万の我が将兵を酷寒のシベリアに抑留して長期間酷使し、

今なほ我が国固有の北方領土を不法占領してゐます。欧州に於ても、ソ連はポーランドをナチス・ドイツと分割し、バルト三国を併呑し、フィンランドに侵攻してカレリア地峡を割譲させ、ルーマニアからベツサラビア地方を奪ひました。その「戦争責任」はどうなるのでせうか。

戦後についても同様です。終戦直後に発効した国際連合憲章は、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならぬ。」(第二条第三項)とした上に、「武力による威嚇又は武力の行使」を「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」(同条第四項)と規定して、自衛権(第五一条)に基く以外の武力行使を全面的に禁止し、これに違反した行為に対しては、安全保障理事会が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在」(第三九条)を決定し、勧告・制裁等の措置を採ることとしました。ところが、以後今日に至るまでに、世界に七十余の武力紛争が発生してゐるのです。

主なものを挙げれば、インドネシア・ベトナム・イスラエル等の独立戦争は別としても、朝鮮戦争、スエズ動乱、ハンガリー事件、三次にわたる印パ戦争、三次・四次の中東戦争、

ベトナム戦争、チェコ事件、コンゴ紛争等々があり、最近十年間でも、ソ連のアフガニスタン侵入、イラン・イラク戦争、中越紛争、アンゴラ内戦、フォークランド戦争、イスラエルのイラク原子炉爆撃やレバノン侵攻、ニカラグア内戦、米国のグレナダ侵攻やリビア爆撃等々、記憶に新しいところです。不思議なことに、これらの武力紛争について「戦争責任」を云々する声は、当該国の国内からは勿論、国際的にも全く聞こえて来ないのです。

これらの武力紛争のうち、憲章第三九条が発動されたのは朝鮮戦争の時だけです。即ち、一九五〇年六月二五日、安保理事会は北鮮軍の韓国侵入の報を受けてこれを「平和の破壊」と認定し、一九五一年二月一日の国連総会は、「侵略者」たる北鮮軍を支援した中華人民共和国の行為を「侵略行為」と決議しました。しかしかうして国連によって「侵略者」と認定された北鮮、中国の両国に対しても、その「戦争責任」を論ずる者はありません。

ひとり第二次大戦当時の日本についてだけ、未だに「戦争責任論」が、しかも自国民の間で闘はされてゐる現象は、奇々怪々といふべきではないでせうか。そこには必ず何らかの政治的意図が潜在してゐると考へないわけには行きません。

(二) 「戦争責任論」は何を要求してゐるのか

論者が「敗戦責任」や「戦争中の諸行為に対する責任」ではなく、「戦争責任」といふ用語を使用する以上、それは「戦争を行ったことに対する責任」といふ意味に解する外ないでせう。ところで、「戦争」にはさまざまな定義がありますが、明確なことは、それが国家の国家に対する行為である、といふことです。即ち、個人は、一般国民として、或は国家機関の一員として、国家意志の決定に参画し、また国家の命令に従って戦争に従事するに過ぎず、戦争の主体はあくまでも国家であります。「責任は行為者に帰属する」のが近代社会の鉄則ですから、戦争の責任を負ふものは国家でなければならぬ筈です。

国際社会には、戦争の原因となつた国家間の意志の対立についてその当否を判定する超国家的権威は存在しませんから、その結着は戦争の勝敗によって決せられます。戦勝国は敗戦国に対し、自らの国家意志を強制するとともに、戦争によって自国の法益を侵害されたことに対する責任を追求します。その内容は講和条約によって確定されますが、通常は領土の割譲や賠償金の支払が課されます。そしてその履行は敗戦国の責任、即ち国民全体の責任とな

ります。この場合、戦争の勝敗を決するものは交戦国間の武力の優劣（より正確に言へば、政治力、経済力、国民の士気、謀略活動等を含めた総合的戦力の優劣）ですから、それは正邪善悪といふ倫理的問題とは次元を異にするものです。いかに非道な戦争であらうとも、戦勝国に対して「戦争責任」が問はれた例は世界史上未だ嘗てありません。このことは、「戦争責任」の性格を示すものとして銘記すべきでせう。

以上が「戦争責任」といふ概念についての伝統的な解釈であり、私は今日に於てもこれが正しいと考へてをります。しかし、巷間唱へられてゐる「戦争責任」は、これと大いに異つてゐるやうです。第二次大戦後、連合国は、ニュルンベルク裁判及び東京裁判において、「戦争犯罪」の概念中に新たに「平和に対する罪」といふ範疇を創設し、「侵略戦争」を計画し、開始し遂行した「個人」を「戦争犯罪人」として処刑しました。そして現在唱へられてゐる「戦争責任論」は、「犯罪」の語こそ使はないものの、我が国の戦争が「不正の戦争」であつたこと、これを開始した個人には「戦争責任」があること、を主張する点においてほぼ共通してをり、しかもこの二点は東京裁判の主張と軌を一にしてゐます。

東京裁判を批判し、天皇の戦争責任を否定する著名な保守派の論客の中にも、この論に同

調して我が国の戦争を強く批判する方があります。それによれば国際紛争を解決する手段として国家の合法的権利とされて来た「戦争」の概念は、第一次大戦後の国際協調の理念によって修正され、「締約国ハ、国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」(第一条)と規定した一九二八年の不戦条約によって、所謂「侵略戦争」(先制攻撃による戦争)は違法であり悪いことである、とされるやうになった、従つて今日の「戦争責任」とは、第一次大戦以前のやうな「戦争の結果生じた損害に対する責任」ではなく、そのやうな「不正な戦争を起したことに對する責任」であり、それは、さうした「戦争をひき起した当事者」たる個人が負ふべきものである、とされるのです。

この立論が正しいか否か、大東亜戦争がこのやうな意味で「不正の戦争」であつたか否かについては後程論じますが、その前に、それは誰に對する責任か、またその「責任を問ふ」とはいかなる具体的要求を意味するのか、といふ問題について触れておきます。

大東亜戦争を「不正の戦争」とする根拠が不戦条約違反といふことであるとすれば、その責任は明らかに交戦國に對するものと考へられます。何となれば、大東亜戦争の宣戰大権の

発動は憲法に基き法令に定める手続を正しく踏んで行はれたのであって、国内的には全く違法不当の問題は存在しません。また国際条約との関係については、外務省を中心とする政府の有権解釈に基づき条約違反でないことを確信して国家意思を決定したものだからです。もともと、一国の行為について、国際条約違反であるか否かを判定し得る超国家的権威は存在しませんから、開戦行為を条約違反として問責できるのは、条約違反行為によって自国の法益を侵害されたとする交戦国（敵国）だけ、といふことになります。

それにも拘らず、「戦争責任論」者は日本国民としての資格において「戦争を起した当事者の責任を問ふ」と言ふのです。ここで「戦争責任」とは「罪責」の意で用ゐられてゐますから、「責任を問ふ」とはこれに対する「償ひ」の要求に外ならないでせう。それでは責任「当事者」に対して、いかなる具体的行為を要求してゐるのでせうか。これが「戦争責任論」に対する私の最大の疑問点です。

本島長崎市長にせよ、土井社会党委員長にせよ、マスコミの一般論調にせよ、戦争責任を論じこれを問責しながら、具体的な結論を何一つ示さうとしないのです。「責任」があるといふ、それでは誰が、何を、どうしたらよいのかといふことに触れようとしません。



「果すべき行為」の要求を含まない責任論などといふものがあり得るのでせうか。この点、天皇制廃止を旗幟鮮明に掲げてゐる共産党はまだ正直です。目的を曖昧にし或いは秘匿しながら、それに応じた政治的効果を狙ふ程陰湿なことはないと言つてよいでせう。

### (三) 所謂「戦争責任」は国民全部のものではないのか

ポツダム宣言は次のやうに言ひます。「日本国民ヲ欺瞞シ、之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」(第六項)。

当時の日本は、ナチスドイツと同類の軍部による独裁政治国家で、これら一握りの指導者が無知な国民を欺いて世界征服戦に駆り立てた、といふのが帝国憲法も日本の伝統も知らない連合国指導者達の妄信でした。占領政策の中心として推進されたウォー・ギルト・インフォームーション・プログラムや東京裁判は、すべてこの筋書に沿つたものです。それは、江藤淳氏が指摘されるやうに、日本対米英の戦争であつた大東亜戦争を、日本国内の指導者対国民といふ仮空の対立の図式にすり替へました。そこでは国民の憎むべき敵は、敵国として戦つた米英等ではなくて、国民を欺瞞した戦争指導者である、といふことになります。そ

れは「日本国が再び米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト」を最大の目的とする占領政策を成功させるためには最も効果的な方策でした。そして、占領軍が嚴重な言論統制下に宣伝したこの筋書は、これに迎合する日本の知識人や言論人達によって、己れの免罪符として盛んに唱導されたのです。現在の「戦争責任」論者達も、占領軍が作り出したこの虚構を、今なほ後生大事に信奉してゐるやうに思はれます。

およそ戦争は国家の大事です。まして大東亞戦争のやうに国家の存亡を賭して行はれる戦争は、国家の総力を挙げて遂行されなければその目的を達成することはできません。それ故に、このやうな戦争は国民の圧倒的支持なくして決断できるものではなく、またそれだけの大義名分なくして実行できるものでもありません。当時の政府や統帥部が国民輿論の動向を無視し、国民の意志に反して開戦を決意する、などといふことはあり得なかつたのです。

我が国は当時も大日本帝国憲法の下に法体系の整備された法治国家であり、すべての法律も予算も帝国議会の協賛を得なければ成立しないといふ立憲国家でした（敗色濃き昭和二十年に入つても憲法第三一条の非常大権は遂に発動されることなく、最後まで議会政治が整然と行はれました）。もともと萬機公論に決するといふ憲法の精神は、明治元年の五箇条の御

誓文に明記され、さらに遡れば聖徳太子の十七条憲法以来、衆議を盡すことが我が国古へからの伝統でした。かうした事実には無知な占領軍ならいざ知らず、戦時中を生きて来た人々或いはその子弟が、戦前戦中をナチスドイツやスターリンソ連に等しい独裁時代、暗黒時代の如く宣伝するのは、為にする作為か知的怠惰といふほかないでせう。

難航する日米交渉を妥結させるため、政府が野村駐米大使に加へて新たに來栖大使を特派するといふ異例の措置まで採つて必至の努力を続けてゐた昭和十六年十一月十八日、衆議院は「国策完遂ニ関スル決議案」を本会議に上程して全会一致で可決しました。

「世界ノ動乱愈々拡大ス敵性諸国ハ帝国ノ眞意ヲ曲解シ其ノ言動倍々激越ヲ加フ隱忍度アリ自重限アリ我ガ国是夙ニ定マリ国民ノ用意亦既ニ成ル政府ハ宜シク不動ノ国是ニ則リ不拔ノ民意ニ信頼シ敢然起ツテ帝国ノ存立ト權威トヲ保持シ以テ大東亞共栄圈ヲ建設シ進ンデ世界永遠ノ平和ヲ確立スベシ」

ここでは既に米英兩國を「敵性諸国」と断じ、政府は「不拔ノ民意ニ信頼シ」て「敢然起ツ」べしと政府を督励してゐます。この決議は政府が使喚したのも軍部が画策したのもありません。寧ろ日米交渉の妥結に精魂を傾けてゐた政府にとっては迷惑だったやうです。

そしてこれを提案可決した衆議院は、林銑十郎内閣の所謂「喰ひ逃げ解散」により昭和十二年四月三十日の総選挙で当選した代議士で構成されてゐました（近衛内閣が昭和十六年四月に選挙法を改正して任期を一年延長してゐました）。この選挙で林内閣唯一の与党であつた昭和会が敗北し、民政党、政友会、社会大衆党の野党が大勝して内閣を総辞職させてゐます。従つて当時の衆議院は、翌年行はれた翼賛選挙のそれとは異り、正直に民意を代表してゐたものと言へますし、全会一致の決議は国民の決意の表明と看做すべきでせう。

またこの時期における新聞がすべて筆鋒鋭く米国の言動を批判し、政府を叱咤督励してゐたことは、当時の新聞を見れば一目瞭然です。政府は、衆議院の決議の如く、国民の支持を確信したが故に苦渋の決断を下したのです。従つて、所謂「戦争責任」なるものがあるとするれば、それは全国民が負ふべきものではありませんか。一切の責任を一部の指導者に転嫁して涼しい顔をしてゐる「戦争責任」論者は、先づ自らの責任を反省するべきでせう。

なほ、満州事変・支那事変においても、事変費は帝国議会が全会一致で可決して内閣とともにその責任を明確にしてゐること、マスコミも軍用機献納運動に示されるやうに一致して戦争を支持しその遂行に協力して来たこと、を付言しておきます。

(四) 戦争をしかけたのはアメリカではないか

それでは大東亜戦争は我が国が一方的に挑戦した「攻撃的戦争」だったでせうか。歴史の検証は本稿の目的ではありませんから、不戦条約との関係において必要な事実だけの指摘に止めます。

米国が日本に対して戦争を決意したのは、昭和十六年七月の日本軍の南部仏印進駐に対抗して本格的対日制裁に踏切った時からと推測されます。七月二十二日日仏（ヴィシー政府）間で合意、二十三日現地細目協定成立、二十八日平穩裡に我が軍の南部仏印上陸開始といふのが当時の経緯ですが、これに対し米国は二十五日在米日本資産凍結（次で英・蘭これにならふ）、八月一日対日石油輸出全面禁止、といふ制裁を課したのです。日本側としては南部仏印進駐がこれ程の大事であるとは全く予想せず、單に日蘭石油交渉の不調に対する圧力といふ程度の認識であったやうですが、米国はこれを日本の東南アジア全域に対する侵攻の第一歩とみなし、「フィリッピン群島を含めた他の太平洋地域の安全を危険に曝し」、「我が国の安全保障に重大なる影響を及ぼすもの」と声明しました。國務次官ウエルズは、これによつ

て日米間の話し合ひの基礎はなくなつた、と告げたと言ひます（須藤眞志『日米開戦外交の研究』慶応通信）。従つてこれ以後の日米交渉は、ウエルズが回想するやうに、米国の戦争準備のための時間稼ぎの様相を濃くして来ます。

しかしそれは日本側にとって全く予想外のことでした。駐日大使だったグルーは、「豊田提督（外相）も多くの日本人官吏と同じく、米国は報復手段に出ぬものと信じてゐた。それで米国が日本の仏印進駐の報復として資産凍結を行ったことは、彼らにとっては寝耳に水だったのである。」と日記に記してゐます。日本側としては、平和進駐により、かつ仏印に止まる限り、米国は對抗措置に出ないだらうと予想してゐたやうです（原四郎『大戦略なき開戦』原書房）。その情勢判断の甘さは責められねばなりません、米国の報復を予知した上での行動ではなかつたのです。

のみならず、日本政府は、漸く難航の様相を示し始めた日米交渉打開のために、米側からその障碍と見られてゐた松岡外相を排除するため内閣総辞職まで行ひ、新たに第三次近衛内閣を発足（七月十八日）させたばかりの時でした。にも拘らず米国は突如として日本の糧道を断つたのです。石油輸入が杜絶すれば我が国の政治、経済、軍事の運営が不可能になるこ

とは、かの昭和四十八年の石油ショックの経験によっても想像できるでせう。かくして日本は、近衛首相のルーズベルトとの首脳会談申入れも拒否され、匕首を突付けられたまま、ハル・ノートを手交されることになります。しかしその時まで、必至の和平努力を続けたのです。

米国政府が、日本に最初の一弾を撃たせ、それによって国民に参戦を納得させようとしたのは紛れもない事実で、ハル・ノート手交前日の十一月二十五日正午からホワイトハウスで開かれた首脳会談では専ら対日問題が討議され、「問題は我々が大きな危険に曝されることなしに、いかにして日本に攻撃の火蓋を切らせるやうな立場に追ひ込むかといふことであつた。」とスチムソン日記は記してゐます。そしてハル・ノート手交後、ハルはスチムソンに、「私はそれから手を引いた。問題は今や君とノックスの、つまり陸海軍の掌中にある。」と語りました。明らかにアメリカは日本に戦争をしかけようとしたのです。

ハルが我が乙案に近い暫定協定案を捨ててその附属文書であつたハル・ノートを正式の覚書にした経緯は、前掲須藤氏の研究によれば、主戦論者スチムソンが日本の上陸船団が南下中といふ情報を誇大にハルに提供し、ハルはそれによって開戦決意を固めた、と推測してを

られます。しかし我が船団の南下が仮に事実であったとしても、それはあくまでも準備行動であつて開戦意志の決定を示すものではありません。我が政府が開戦を決意したのは、十二月一日の御前会議に於てであつて、それまでは全力を盡して和平を模索してゐました。

ハル・ノートの内容は、從來全く議題に上らなかつた要求まで含まれてゐますが、特に支那及び仏印からの全面撤兵、重慶政府以外の中国の政府否認、三国同盟の死文化の三項目が重要です。一体、一年前に締結した条約（三国同盟）を公文書により死文化する（弾力的対応を行ふことは口頭で表明済でした）やうなことが国際信義上可能でせうか。中国からの撤兵要求が仮に満州を含まなかつたとしても、平和の目算のないまま実行すれば大混乱に陥るでせう。この二項目が仮に交渉によつて何らかの妥協が図られ得たと仮定しても、既に基本条約を締結して対等の外交関係を結んでゐた中華民国政府（南京）や、国際聯盟脱退といふ大きな犠牲を払つて承認し、建国以来十年近く着々と内政を整備して来た満州帝国を否認する如き、東亜の安定を国是とし道義外交を標榜して来た日本として許されることではせうか。

かくの如き要求に屈することは、日本の信を東亜のみならず世界に失ふことになるでせう。「日本は今や長年の犠牲の結果を総べて放棄するのみならず、極東における大国の一たる国



際的地位をも棄てることを求められたのである。我々はこの地位を放棄する事は全く国家的自殺に等しいと考へたのである。此の挑戦に対抗し、我々自らを護る唯一の残された途は戦争であつた。」との東郷外相の悲痛な告白は、当時の全国民の偽らざる感想であつたと思はれます。

このやうな覚書が、その形式は何であれ、事実上の「最後通牒」であつたことは疑問の余地がありません。米国の代表的孤立主義者でありながら真珠湾攻撃に憤激して下院で対日宣戦布告の最初の賛成演説を行ったハミルトン・フイツシュは、戦後ハル・ノートの存在を初めて知り、その著書（『日米開戦の悲劇』PHP）においてルーズベルトの陰謀を攻撃するとともに、ハル・ノートを「戦争を挑発した有名な最後通牒」「恥づべき最後通牒」などと繰返し呼称してをります。ハル・ノートこそ、日本に最初の一弾を撃たせるための挑発だつたのです。

#### (五) 国際協調主義と後進国のナシヨナリズムの矛盾

第一次大戦後、世界は二つの潮流を持った新しい時代に入ったと言はれます。一つは不戦

条約に見られる国際協調主義であり、一つは民族の独立を求める後進地域のナショナリズムです。そして日本は、この二つの潮流のいづれにも背を向けたが故に、世界から独立し不義の戦争に突入したのだと説かれます。

しかし、この二つの潮流は必ずしも整合的なものではなく、互に矛盾する要素を含んでゐるのです。他民族の植民地として抑圧されて来た民族が独立を求めるナショナリズムは、アイルランド、エジプト、インドなどの例のやうに一国内（例示の場合は英国）の内政問題である場合は、国際協調主義と直接の関係はありません。しかし、中華民國のやうに歴とした独立国たることを主張してゐる国が、自国の領土内にある先進国の既得権（例へば軍隊の駐兵権）に対し、それが条約による合法的なものであるに拘らず実力によつてこれを排除しようとすることは、明らかに国際協調主義の違反となります。そのやうな行為は、少なくとも不戦条約第二条「締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス」といふ規定に違反します。たとへ後進国のナショナリズムであつても、条約遵守の義務がある以上これに違反する行為は許されない筈です。

もともと後進国、特にアジア地域のナショナリズム自体が、明治以後の我が国の発展と西  
 欧勢力の侵入阻止といふ成果に触発されたものでした。そしてその我が国は、欧米との不平  
 等条約を粒々辛苦の末に平和裡に先づ外国軍隊を撤退させ、次で治外法権を撤廃させ、最後  
 に関税自主権を回復するといふ、五十余年に渉る苦闘の歴史を経験して来たのです。

大正・昭和の日本が、中国のナショナリズムに対する対応に適切さを欠いたと言はれるこ  
 とは否定できないでせう。しかし、中国側の責任を無視することも許されないので。国際  
 協調主義を忠実に遵奉した幣原外交が遂に退かざるを得なかったのも、中国自身が国際協調  
 を遵守しなかったことに原因があります。さらに言へば、第一次大戦後の国際協調主義と言っ  
 ても、それは表面的ムードに過ぎず、国際社会を貫徹するものは今日と同じくパワー・ポリ  
 テイクスの世界だったのです。にも拘らず、国際協調主義の制約中で中国をはじめとするナ  
 ショナリズムに対応して行かなければならなかったところに、昭和の日本の苦悩があったと  
 言へるのではないでせうか。後進国のナショナリズムなるが故に正しく、これと力で対決す  
 ることは不義であると一面的に断定することはできないのです。

## (六) 大東亜戦争と不戦条約

大東亜戦争の「戦争責任」を追及する人々の理論的根拠は、詰まるところ、東京裁判のそれと同じく不戦条約違反といふことに盡きるやうです。

一九二八年に成立した不戦条約は、前述したやうに国際紛争解決のための戦争を放棄することを義務づけたものですが、このやうな戦争放棄を担保するために、一九二四年のジュネーブ議定書では、国際紛争の国際司法裁判所への付託を義務づける規定を置いてみました。が、英国はじめ各国の反対で実現しませんでした。そして不戦の義務付けだけが条約化されることになったため、「不戦条約の実行不能性は条約成立のはじめから内在する本質的なものであった」(田岡良一『国際法Ⅲ』有斐閣)とされてゐます。

さらに不戦条約批准に当って、米国は一九二八年六月二十三日ケロツク國務長官の各国宛公文を發し、「各国民ハ如何ナル時に於テモ亦条約ノ規定如何ニ拘ラス攻撃又ハ侵入 (Attack or Invasion) ニ対シテ其ノ領土ヲ防衛スルノ自由ヲ有シ且右国民ノミガ自衛ノ為戦争ニ訴フル情勢ニアリヤ否ヤヲ決定スルノ権能ヲ有ス」としました。各国もまたそれぞれ米国にならつ

て自衛権の留保を行つてゐます。

この公文の後段が自衛権に関する「自己解釈権」と呼ばれるものですが、ケロッグ長官はさらに上院外交委員会で次のやうに言明してゐます。「自衛権は関係国の主権下にある領土の防衛だけに限られてゐない。自衛権がどんな行為を含むかについては、各国自ら判断する特権を有する。」また、東京裁判でも、かつて国務省極東部長だったバラントイン証人は、米国が欧州戦争に参加するのは「自衛の爲である」が、「自衛といふ問題に付ては、各国は自ら其の何が自衛であるかと云ふことを決定することに関しましては、……（日米間の）相違はなかつたのであります。」と証言してゐます。

これらの事実や多数の学説を踏まへて、パール判決書は、「法の規制といふものは、……諸国家の意思に拘らずこれを拘束するものでなければならぬが、パリ条約が、自衛権とはいかなる内容を含むか、またなぜそれを行使するかといふことを、各国自ら判断し決定すべき問題として残してゐるといふ事實は、同条約を『法の範疇』から除外するに充分である。」と断じ、さらに「パリ条約は戦争の性格に影響を与へなかつたのであり、どのやうな種類の戦争に關しても、なんらの刑事上の責任をも国際生活に導入することに成功しなかつたので

ある。戦争そのものは従前通り法の領域外に止まって、単に戦争遂行の方法だけが法的規律の下に置かれたに過ぎない。」と述べてゐます。即ち不戦条約はその違反を法的に問責し得る実定法規範としての本質を欠いてゐるもので、一種の政治宣言、政治的義務付けと解すべきだ、といふことになります。

これに対し、田岡良一博士は、「不戦条約に付せられた留保としての自衛権は、武力攻撃に対して自国を護るために武力を行使する権利に過ぎない」(「国際法上の自衛権」勁草書房)それは「自己救済権」として伝統的国際法上認められて来た自衛権概念とは異なるもの、とされます。この解釈によれば、米国の武力行使以前に眞珠湾を攻撃した日本は、不戦条約違反といふことになりません。

ところでこの新自衛権概念は、現在も国連憲章上の自衛権(第五一条)に引継がれてゐますが、この結果、武力攻撃を伴はない外国の違法行為によって不当に権利を侵害された場合の救済方法が失はれてしまひました。しかしそれは、「違法行為の判定、阻止または排除、事後の救済を社会の手によってなす機構を欠いている社会では不合理なものとなり、また実行性なきもの」となります。このことは、ケルゼンはじめ多くの国際法学者の批判するとこ

ろですが、このやうな「欠陥」自衛権概念が生れたのは、第一次大戦後の政治家が、「当時世界を風靡した戦争忌避の感情に迎合」したことに原因がある、と博士は指摘されてゐます。

現に、一九五六年のスエズ動乱に際し、米国のアイゼンハウアー大統領は、英仏両国の武力行使が正当化されるのは、すべての平和的な紛争解決方法が悉く盡されたこと、及びエジプトがそれでもスエズ運河の自由航行を侵害してゐること、の二条件が充たされたことが明らかになつた場合である、と声明しました。これはエジプト側の武力攻撃を前提としてゐませんから、明らかに国連憲章の自衛権概念を逸脱してゐます。しかし、国際政治の現実に即して見れば、極めて常識的な判断と言へるのではないでせうか。

それ故に田岡博士は結論されます。「不戦条約及び国連憲章は、武力全禁を謳い、各国がその意志によつて強制行動をとることは、武力攻撃を受けた場合に限られると規定しているが、これは国際社会の法的機構の現在における姿と調和しない理想を宣言したものに外ならぬものである」。従つて、第一次大戦前に認められてゐた自己救済権、即ち「外国の違法行為によつて自己の法益を侵害された国が、この侵害を阻止し、または既になされた侵害について償いを求めるために、他に手段がない場合に、自ら外国に向つて強制行動に訴ふる権利」

を、今日でも「自衛権」として「認められるものと解せざるを得ない」。即ち、博士は不戦条約による自衛権概念は不十分であり、伝統的自衛権概念が今日も認められるべきだ、とされてゐます。

昭和十六年当時、米国は中立国であつたに拘らず、武器貸与法を制定して我が国と事実上交戦中であつた重慶政府に公然と武器援助を行い、八月には石油全面禁輸によつて対日経済封鎖を断行しました。しかも他方で国際信義上許されない条約破棄まで要求しました。これは不戦条約第二条に言ふ「平和的手段」から遙かに遠い公然たる挑戦でした。宣戦の詔書に、「帝国ハ今ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」と仰せられた通り、我が国は国家の存立と名誉を護るために己むなく実力行使に出たのであつて、それは当然の自衛行動と言はなければなりません。

しかもそれが自衛か否かといふ判定は当該国のみ委ねられてゐる（自己解釈権）のが国際間の通説でしたから、何人も我が国を不戦条約違反として問ふことはできない筈です。また条約上の自衛権を厳密に狭く解釈する場合に於ても、自衛権の本質はこれに盡きるものではないこと、前述の通りです。冒頭に述べた第二次大戦後の多くの武力紛争と比較して見れ



ば、我が国がいかに戦争回避のために努力したか、いかに己むを得ざる自衛の戦ひであったかは一目瞭然でせう。これを不戦条約違反と断じ、またその故に不正の戦であると非難することがどうしてできるのでせうか。

(七) 国民が自国の「戦争責任」を問ふことは許されるのか

しかし私が何よりも疑問とするところは、国民が自国の戦争に対して、その正不正を問題とし、その判断に基いて国家（或いは国家機関）に対し「戦争責任」を問ふ、といふことが可能かどうか、許されるかどうか、といふ問題です。

国際社会は多数の国家によつて構成され、それぞれの国家が平等の主権（国連憲章第二条）を保有して自国の国益を求めて活動してゐます。しかも諸国家は人種、民族、言語、習俗、宗教、歴史等々が異つてゐますから、そこでは同一の事象に対しても意見の対立が生じ、各種の摩擦が起つて来ます。しかし国内社会と違つてこれを裁くことはもとより、各国家の存立自体すら保障し得る超国家的權威も超国家的な警察権や司法権を行使する機関も存在しません。従つて国家はその存立を全うするためには「自助」の権利に頼るほかないのです。そ

れ故に国連憲章も国家の「自衛権」を「国家固有の (inherent) 権利」(第五一条) 即ち国家の基本権として認めてゐます。

この「自衛権」とは外敵の侵攻を武力を以て排除する権利であり、これを行使する国家機関は「軍」ですから、国家は国民に命令して軍を編成する権利を有し、国民もまたこれに従ふ義務(祖国防衛義務)があります。地球上に国籍なき個人は存在せず、いかなる人間も国民としていづれかの国家に所属してゐますから、国民としての国家に対する忠誠義務を免れることはできないのです。

国際関係の事象に接する場合、何人もこの国民としての義務、国民としての立場を離れることは許されません。特に「戦争」は、国家がその存立と威信を護るために国運を賭して行ふ嚴肅な行為ですから、国家に対する忠誠義務を負ふ国民が自国の戦争の正不正を論ずるといふことは可能でせうか。またその判断の基準は何でせうか。それが個人の主観的恣意でないとするれば、唯一つ考へられるのは国際法上の適法性の問題でせう。しかし、国際法の解釈は必ずしも一義的でない上に解釈権者たる自国の責任当局は適法なりとの有権解釈を下してゐること、また前述したやうに実定国際法規が合理的でない場合もあり得ること、等を考へ

れば、一個人の主観的解釈によって国家の重大事の正邪を論ずるのは不遜の業と言へませう。ましてそれを根拠に自国の「戦争責任」を問ふとすれば、それは国民としての立場、国民としての資格から明らかに逸脱したものです。第二節で論じたやうに、条約違反といふ「責任」を問ひ得るものは敵国だけだからです。

さて、個人が自国の戦争を不義非道なものと判定したとします。もし彼が自己の所信に忠実であるならば、戦争への協力を拒否するとともに、自国の敗戦を祈るほかないでせう（現に、「不服従の論理」を以て戦争への非協力を鼓吹する大学教授もあります）。しかし敗戦は祖国の滅亡を招来し同胞に悲惨な禍害を与えることになるでせう。それは、国民として祖国に生を享け国家から絶大の庇護と恩恵を受けてゐながら、その義務に背いて国家の解体を望むといふ非人間的自殺行為となります。そしてこのやうな矛盾を犯させたものは、自己の浅薄な個人的主観を以て国家の存亡を賭けた「戦争」の正邪を裁く資格があるといふ、傲慢極まる思ひ上りに他ならないのです。

過去の歴史についての問題はさらに明白です。歴史は二度と繰返すことはありません。歴史上の事件はその時代に生きた人々でなければ眞に理解することはできないのです。なぜな

らば、その時代や事件に責任を負った人間はその時代の人々であつて現代の我々ではないからです。現代の価値基準や考へ方によつて過去を律することは歴史の冒瀆に外なりません。我々は心を空しくして謙虚に過去の人々の心情に思ひを馳せつつ歴史を学ぶのでなければ歴史の眞実に接することはできないのです。

対立抗争の歴史は双方にそれぞれの立場があります。その正邪を判断することは不可能に近いでせう。戊辰の役も西南の役も、官軍には官軍の、賊軍には賊軍の立場があり、いづれも勤皇愛国の志に貫かれてゐました。まして国際関係の対立については、それぞれの国にそれぞれ歴史があります。これを一つの史観に統一するなどといふことは不可能でありまた許されるべきことでもありません。「戦争」は、当時の国民が、またその衝に當つた責任者が、全霊を傾けて決断したものです。我々はその時々々の政府や個々人の行為なり言動なりを国民の立場において批判することはできませんが、国民の立場を離れて戦争の正邪を論ずる資格はありません。そのやうな価値判断の基準は存在しないし、自己の浅はかな恣意的主観に基づいて過去を否定しこれを裁くといふ傲慢な行為は国民としての自己の否定に他ならないこと前述の通りです。自分がその時代に生きたならばいかに行動したかを考へれば答は明らかに

なる筈です。

政府や個人の言動が批判できると言っても、非常の段階の決断は凡庸な我々の批判の外にあります。大東亜戦争の開戦は、進むも死、退くも死といふ関頭で、進む方がまだしも活路ありとして決断されました。何れが正解だったか、結果論からしても判定困難です。終戦時における阿南陸相の見通しは今から見れば東郷外相よりも正確でした。しかし陸相の意見に従つてゐたらどうなつたでせうか。それも我々の判断の外です。また鈴木首相が御聖断を煩はしたことに對し、深井英五枢密顧問官は輔弼の任を全うしなかつたとして厳しく批判してをられます。これも正々の論ですが私には批判できる力がありません。終戦の歴史を顧みて我々が知るべきことは、当時の要路者が一身を捨ててひたすら祖国の安全と皇統の護持を祈り続けた誠忠心と、畏くも「斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ」と仰せられた先帝陛下の想像を絶する御責任感と国民に対する無限の御慈愛を仰ぐことに盡きると思はれます。

(八) 正しい意味の「戦争責任」について

最後に、私が「戦争責任」の内容について考へてゐることを簡単に述べておきます。

第一に、第二節で述べたやうに、戦争は国家が国家に対して行ふものですから、その責任は戦争行為の主体たる国家が交戦国に対して負ふものであつて、国家機関（個人）は無関係です。それは戦争の勝敗即ち戦力の優劣によつて決せられますから正邪善悪等の倫理的判断とは別次元のもので、敗戦の結果として戦勝国から課せられるものです。

第二に、我が国の戦争責任は、サンフランシスコ平和条約はじめ一部諸国との賠償協定、日ソ共同宣言、日中平和友好条約等によつて具体化され、旧植民地はじめ一部領土の放棄、賠償、莫大な在外財産及び対外請求権の放棄等が行はれました。これらの債務は既に完全に履行されて現在全く残つてゐません。従つて、我が国の戦争責任はすべて完了し、今日問題となるものはない筈です。（注）

（注）但し、戦争による債務ではないが、まだ未解決のものとして台湾及び北朝鮮の請求権問題がある。台湾については、昭和二十七年に締結された日華平和条約第三条により、財

産及び請求権問題を両国間の特別取極の主題とすることとされたが、特別取極がまだ結ばれてゐないので、未処理となつてゐる。北朝鮮についてはまだ我が国と国交がないので、その処理は今後の課題である。しかし、いづれも戦争責任の問題ではない。

第三に、国家は国民に対して戦争したのではありませんし、国民は総力を挙げて戦争遂行に協力する義務がありますから、国家が国民に対して法的「戦争責任」を負ふことはありません。

しかし、本来国民の福祉向上を責務とする国家が、戦争に際しては多大の犠牲を国民に強ひなければなりませんから、戦勝国たると敗戦国たるとを問はず、犠牲を受けた国民を手厚く保護、処遇することは、戦争に伴ふ国家の政治的責任でなければなりません。即ち、護国の英霊に対する祭祀、顕彰、遺族に対する救恤、戦傷者・戦災者に対する保護厚生、勲功者の名誉の顕彰等々で、これらは国家の国民に対する当然の義務と言ってよいでせう。

これらの制度は我が国では完備してゐたのですが、不幸にして敵軍の占領下に置かれたため、一切のこれらの援護措置を停止されたのみならず、占領軍は、軍人恩給停止、公職・教職追放、戦犯裁判等、祖国のために心身を捧げた人々に対し、戦争中にも増して犠牲を加重

するといふ暴挙を強制しました。このため、国民に対する国家の戦争責任は殆ど果されることなく終ったのです。

その上、今日でさへも、靖国神社の公的祭祀はおろか公式参拝すら実行されず、金鷄勲章受賞者の名誉も回復されず、数次の戦争における陸海将兵の鬼神も哭く勇戦敢闘や銃後国民の献身的活動などがすべて検定教科書から姿を消してしまひ、歴史の眞実は次代の国民の眼から蔽ひ隠されてしまつてゐます。国家は今や、單に昭和の戦争のみならず、日清・日露の戦役に対する戦争の責任すら果してゐないのです。

（本稿は、平成元年秋に某誌に寄稿する目的で執筆したものであるが、紙面の都合により掲載されなかつたものである。従つて初出と言つてよい。）



## 二 今上陛下の御聖徳を仰ぐ（昭和六十三年）

### ——皇室と日本——

聖上陛下には、今春宝算八十八歳のめでたい米寿の御年を迎へさせられた。二年前の御在位六十年に続いて国民こぞってお祝申し上げたい年であったが、九月十九日、突如として陛下御重患のニュースが全国土を震撼した。現在、陛下におかせられては、絶対安静の御状態で懸命の御闘病を続けてをられる。しかもその中で、今年の天候不順による稲の作柄や台風通過による沖縄の被害状況を御軫念遊ばされたと洩れ承り、恐懼に堪へない。民草の一人としてひたすら御平癒を祈念しまつるのみである。坂下門前には、国民の赤誠を表す記帳者の列が今日も絶え間なく続いてゐる。

陛下の御治世は今年で満六十二年といふ世界に稀な長さとなったが、摂政宮に御就任遊ばした大正十年から数へれば実に六十七年の長きにわたる。このやうな長期の御治世は世界に例がないのみならず、この間に大東亜戦争、敗戦、異民族による国土の占領統治といふ、有

史以来未曾有の苦難の時代を過して来られたのである。古来、国の敗戦は亡国、退位、革命などの結果が一般であることを思へば、今上陛下の御聖徳と皇位の尊厳がいかに偉大であるかを知ることができよう。

### 終戦の御聖断

御一代を通じて、陛下が何にもまして御心痛遊ばされたのはこの苦難の時代であらう。

大東亜戦争はまさに悲劇の戦であった。昭和十二年に勃発した支那事変は、輔弼の任に当る時の政府がその処理を誤り、長期戦の泥沼に引きずり込まれたまま、征戦四年を経るも解決の曙光すら見えぬといふ苦境に陥ってしまった。しかも独ソのポーランド分割に端を發した欧州大戦の余波は極東に及び、A B C D包囲陣が対日経済断交を敢てするに至って、我が国の存立自体が危殆に瀕する。ここに我が国は自存自衛のため干戈に訴へるほかなきに至つたのである。最後まで平和裡の交渉妥結を祈らせ給ふた陛下の御心痛は、宣戦の詔書の「豈朕立志ナラムヤ」の一句に窺ひ知ることができる。

大命一下、皇軍將兵の勇戦敢闘は世界史にその比類を見ず、特に特別攻撃隊の忠烈は全世

界を震撼した。銃後の国民また熾烈な空襲下によく困苦欠乏に耐へて戦意の衰へを見せなかつた。しかし彼我国力の差は如何ともし難く、戦勢は日を逐つて非に転じ、遂に硫黄島、沖繩の失陥を見るに至り、本土もまた空襲によつて焦土と化した。和平工作のための近衛特使のソ連派遣申入れも拒否され、原爆投下、ソ連参戦を経て遂に終戦の日を迎へるのである。バーンズ回答をめぐつて吹上御所の地下で開催された八月十四日の御前会議において、鈴木首相は和戦両論の対立したまま陛下に御聖断を乞ひ奉つた。その情景を当時の情報局総裁下村海南國務相が誌してゐる（『終戦秘史』講談社、昭和二十五年）。

「御詔を承っているうちに頭は次第に下つておもてを上げる者もない。忍び泣く声がかしこに聞えてくる。御言葉のふしぶしに胸を打たれる。たとえ我が一身はいかにあろうとも、国土は焦土と化し、国民を戦火に失い、何として祖宗の靈にこたえんやという御心を拝して、涕泣の声は次第に高まつてくる。さらに為すべきことはいとわかない、マイクの前に立つてもよいと仰せらるるに至り、忍び声を止めもあえず声をあげた。ここにもそこにもせき上げしゃくりあげる声が次第に高くなる。陛下の白い手袋の指はしばしば眼鏡を拭われ、ほおをなでられたが、私たちはとても正視するに堪えない。涙に眼鏡もくもつてしまった。御詔

が終りて満室ただすすり泣く声ばかりである。しゃくり上げる声ばかりである。……

陛下は席を立たれた。一同は涙の中にお見送りのした。泣きしゃくり泣きしゃくり一人一人椅子を離れた。長い長い地下壕をすぐる間も、車中の人となつても、首相官邸へ引き上げて、たまりの間にも閣議の席にも、思い出してはしゃくり上げ、涙は止め処もなく流れる。記者団を前にしても私はせき上ぐる涙をとどめあえず、問う者も答える者もついに涙をのんで不覚の涙にくれたのであった。」

お言葉は翌十五日正午、終戦の詔書として全国民に放送された。戸山ヶ原に整列して玉音放送を拝聴したこの時の感激を私は永久に忘れることができない。各紙は全国の情景を翌日の紙面で忠実に報道し、高村光太郎は疎開先で絶唱「一億の号泣」を書いた。占領軍の言論統制によって抹殺されてしまったが、九月五日に、衆議院が全会一致を以て「承諾必謹決議」を議決した事実を忘れることは許されない。

当時の侍従木下道雄氏の「宮中見聞録」(新小説社)に、次の四首が終戦時の御製として掲げられてゐる。

爆撃にたふれゆく民の上をおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく民をおもひて

国がらをただ守らんといばら道すすみゆくともいくさとめけり

外国と離れ小島にのこる民のうへやすかれとただいのるなり

連合国はポツダム宣言を發して終戦の条件を示してはゐたが、それが守られる保証はどこにもなかった。降伏して武装が解除されてしまへば、占領軍に抵抗する手段は皆無となり、彼等は生殺与奪の權を握ってしまふ。陛下の御一身すら、何人も保証する力はなかった。

「身はいかならむとも」の御言葉は、そのやうな緊迫した情勢を考へなければ理解できない。事実、当時の米国、欧州、中国、豪州等には「天皇戦犯処刑論」が猖獗してゐたのである。それにも拘らず、陛下は御一身を捨てて國民を救はんと御決断せられたのであった。陛下の捨身の御決断によつて、祖国も日本國民も救はれたのである。

### 陛下のマッカーサー御訪問

かうして我が国は辛くも亡国を免れ、また米ソによる分断を免れ得たのであるが、国土は荒廢し、戦災を受けた國民は住むに家なく、食糧は不足して飢餓線上にあつた。数百万の在

外將兵、同胞の復員、引揚は焦眉の急であつたが、運ぶべき船腹は足りなかつた。そして何よりも占領軍がどのやうな政策を進めようとするのか全く不明であつた。政府も国民もかうした混乱と不安の中にあつた時、陛下は九月二十七日御親ら占領軍司令部に敵將マッカーサー司令官を御訪問遊ばされたのである。

この時の御会見の様子は、その十年後にマッカーサーが重光外相に明らかにしたが、陛下の捨身無私の御態度が敵將を心底から感動せしめ、始めは横柄に構へて敗戦国の元首をお出迎へもしなかつたマッカーサーが、終りには鞠躬如として一臣下の如く陛下をお見送り申し上げたといふ。彼は加瀬俊一国連大使に対しても、「日本を今日の繁栄に至らしめた最大の功績は天皇陛下にある。日本国民はこのことを決して忘れてはならない。」と繰返し語つたといふ。ひとへに陛下の御聖徳の然らしめるところである。

### 毅然たる御信念の吐露

しかし、占領によつて絶対権力を握つた連合軍司令部の占領政策は峻烈を極めた。戦犯裁判と称して有力者や元軍人を一方的に拘引するとともに、日本を無力化するため、ポツダム

宣言を無視して伝統、文化、教育を破壊し、憲法改正までも強要するといふ暴挙を敢てした。逼塞してゐた左翼分子は時を得顔に跳梁し始め、マスコミもまた占領軍の銃剣に阿諛迎合して光輝ある祖国の伝統を攻撃破壊する無節操な言論が横行した。心ある国民は切齒しつつ暗澹たる毎日を送つてゐたが、昭和二十一年新春の歌会始に詠まれた御製「松上雪」ほど有難く勇気づけられたものはない。

ふりつもるみ雪にたへていろかへぬ松ぞををしき人もかくあれ

終戦の詔書に「道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ発揚シ」とお諭し遊ばされた御信念は微動もされなかつたのである。夜久正雄氏は、「敗戦後の思想的動揺と困窮の生活とに苦闘してゐた頃、いく度この御歌をくちずさんで勇気をえたことであらう」（『歌人今上天皇』日本教文社）と記してをられる。有難いことであつた。

### 全国御巡幸と国民への御励まし

占領下の峻厳な強圧政治の下にあつても、皇室を思ふ国民の心を抑へることはできなかつた。宮城県の青年有志によつて始められた皇居清掃の勤勞奉仕活動は、次第に全国へ拡がっ

て行つた。陛下は国民の誠心をどんなにお喜びになつたことか。奉仕の人々にねぎらひのお言葉を賜り、次の御製を詠まれた。

をちこちの民もまるきてうれしくぞ宮居のうちに今日もまたあふ  
戦にやぶれし後の今もなほ民のより来てここに草とる

さらに陛下は、敗戦に打ちひしがれた国民を直接に御親ら慰め励まさうと決意され、全国御巡幸の大事業を開始されたのであつた。

戦のわざはひうけし国民をおもふ心にいでたちて来ぬ

わざはひをわすれてわれを出むかふる民の心をうれしとぞ思ふ

この御巡幸は昭和二十一年二月の神奈川県から二十九年の北海道まで足かけ九年にわたり、お立寄りになられた箇所は千四百一十一箇所、総行程三万三千キロに及んでゐる。交通事情も宿泊施設も食糧も、すべて不自由な時代であつたから、その御苦勞は並大抵のものではなく、粗末な役場の一室にお泊りになつたり、地下の炭坑に作業服を召して下りられて産業戦士を直接励まされたり、或ひは遺族、引揚者、戦災者を慰問激励される等、超人的な御活動が続けられた。しかも陛下は、相つぐ強行軍にも拘らず、「皆に会ふのがうれしいので疲



れも覚えない」とまで仰せられてゐる。

行幸をお迎へする各地では、戦禍と生活難にも拘らず、全国至る処で熱狂的な奉迎を申し上げた。この情景は、皇室を敵視しあはよくばその廃止を期待してゐた司令部内の左翼分子にとつて、意想外なものであった。戦後の御巡幸こそ、君民一体の我が伝統を事実として顕示したものであつて、戦後日本の復興のまさしく原動力となつたのである。

ただ、陛下にとつて最大のお心残りは昨年の沖繩行幸が実現できなかったことであらう。御入院、御手術といふ不慮の事態は、沖繩国体への御臨席を中止するの已むなきに至つた。

思はざる病となりぬ沖繩をたづねて果さむつとめありしを

今春発表された御製であるが、「つとめ」といふお言葉に、最大の戦禍を受けた沖繩県民に対する無量の大御心が拝察されるのである。御快癒されて沖繩行幸が実現される日の来ることを祈らずには居られない。

### 主権回復のお喜び

あの陰鬱極まる占領時代も遂に終るときが来た。昭和二十七年四月二十八日、サンフラン

シスコ平和条約が発効して遂に我が国は独立を回復し得た。陛下はこのことをどれだけお喜びになったことか。

風さゆるみ冬は過ぎてまちにまちし八重桜咲く春となりけり

国の春と今こそはなれ霜こほる冬にたへこし民のちからに

「まちにまちし」といふ平易なお言葉の中に、たとへん方なき陛下のお喜びを偲びまつることができる。あの占領下にどれだけの精神的屈辱と苦痛をお堪へ遊ばされたことか。しかもなほ「民の力」を讃へさせ給ふ大御心に感泣するほかはない。そしてこの日は一億国民も待ち焦れた希望の日であった。主権が回復した今こそ、我々は我々同胞だけですべてを自由に処理できる権利を手中にしたのであり、占領下に歪められた祖国が正しく復活する期待に胸が膨らんだのであった。

しかし、不幸にして希望は裏切られた。確かに経済的には当時の予想を遥かに超える繁栄を享受し得た。しかし、民族の魂は未だに衰退混迷したまま復活し得ないである現状を、我々は陛下に何とお詫びすればよいのだらうか。

## 国民と共に生き給ふ御精神

平和がうち続いて、陛下は瞬時も戦禍にたふれた国民のことを忘れられたことはない。本年八月十五日、御体調すぐれさせ給はず、側近が御静養をお勧めしたのを押し、戦没者追悼式に御臨席賜った。そして「今なほ胸が痛みます」と仰せられたお言葉は、国民の耳朶にまだ残つてゐよう。終戦の詔書に、「帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク」と仰せられた痛切な大御心は寸毫も動くことがないのである。戦後も靖国神社の例大祭には必ず勅使を差遣し給ひ、たびたび行幸御親拝もしてをられる。これに対し、最近の政府の英霊に対する非礼の態度は強く糾弾されなければならぬ。

國のため命ささげし人々のことを思へば胸せまりくる（昭和三十四年）

戦死者や遺族だけでなく、すべての国民のことを陛下は常に心にかけてさせられてゐる。古希の御齡を数へさせられた昭和四十五年に、「七十歳になりて」といふ御製がある。

ななそぢを迎へたりけるこの朝も祈るはただに國のたひらぎ

よろこびもかなしみも民と共にして年はすぎゆき今はななそぢ

この御製には多端であつた時代を顧みての無量の御感慨がこめられてゐる。それは、終戦の詔書の、「朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」との大御言葉を瞬時もたがはず実践して来られたのである。そして「國體」、「国がら」とはこのやうな大御心そのものなのであり、またこの大御心を仰いで忠誠を尽さうとする国民の心なのである。それは、ひとり今上陛下にとどまらず、歴代御列聖の一貫した大御心であつた。例へば

澄ましえぬ水にわが身は沈むともにごしはせじなよろづ国民（孝明天皇）

国民のうへやすかれと思ふのみわが世にたえぬ思なりけり（明治天皇）

従つて陛下は、皇祖皇宗に対しまつる祭祀の儀を決して怠られることがなかつた。またそれこそが皇室の尊い伝統なのである。

わが庭の宮居に祭る神々に世の平らぎをいのる朝々（昭和五十年）

遠つおやのしろしめしたる大和路の歴史をしのびけふも旅ゆく（昭和六十年）

## 皇室と日本

我々の祖国日本はこのやうな世界に比類なき皇室を戴く日本である。我々は、天皇陛下を仰ぐことによつて悠久二千年の存在を実感することができる。かつて田中内閣の末期、政界混乱のさ中にフォード米国大統領が来日したとき、皇室の御存在によつて辛うじて我が国は国家の体面を保ち得た。今でも離日する外国の大公使が、陛下に拝謁できなくなることが何よりも悲しいと感想を述べるとは、入江相政氏が繰返し語つたことである。政界がいかに腐敗混乱しようと、上に天皇陛下下まします限り、祖国は永久に光輝ある日本である。祖国の尊厳は、皇室の御存在と陛下の御聖徳によつて支へられてゐるのである。

(昭和六三・一〇・三二記「向上」平成元年二月号)

# 資料

## 開戦の詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕ガ百僚有司ハ勳精職務ヲ奉行シ朕ガ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ゲテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕ガ拳々措カザル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國ガ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬩端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得ザルモノアリ豈朕ガ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セズ濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ

兄弟けいてい尚未なほ夕牆やまニ相閱あひあめグヲ悛あまたメズ米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂かふらんヲ助長シ平和ノ美名  
ニ匿かくレテ東洋制覇ノ非望ヲ違たぐウセムトス剩あまつへ與國ヲ誘いざなヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ  
挑戰シ更ニ帝國ノ平和の通商ニ有あラユル妨害ヲ與あたへ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナ  
ル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍いんにん久シキニ彌わたリタルモ彼ハ  
毫ごうモ交讓ノ精神ナク從いなニ時局ノ解決ヲ遷延せんえんセシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増  
大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關かんスル帝國積年ノ努力ハ  
悉ことごとク水泡ニ帰シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕ひんセリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然たふけつぜん起  
ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖すんそ皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シ  
テ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御 名 御 璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署

## 資料

### 終戦の詔書

朕ちん深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑かんミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル  
爾臣民ニ告グ

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カザル

所曩ニ米英二國ニ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主

權ヲ排シ領土ヲ侵スガ如キハ固ヨリ朕ガ志ニアラズ然ルニ交戰已ニ四歲ヲ閱シ朕ガ陸海將兵ノ

勇戰朕ガ百僚有司ノ勵精朕ガ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ盡セルニ拘ラズ戰局必ズシモ好轉セズ

世界ノ大勢亦我ニ利アラズ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及ブ

所眞ニ測ルベカラザルニ至ル而モ尚交戰ヲ繼續セムカ終ニ我方民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラ

ズ延テ人類ノ文明ヲモ破却スベシ斯ノ如クムバ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈



ニ謝セムヤ是レ朕ガ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應ゼシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得ズ帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職域ニ殉ジ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セバ五内爲ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深く軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラズ爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レドモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ亂リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フガ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク舉國一家子孫相傳ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信ジ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ將來ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レザラムコトヲ期スベシ爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ

御 名 御 璽

昭和二十年八月十四日

各國務大臣副署



## 著者略歴

大正12年東京生まれ。

昭和22年東京帝国大学法学部卒業、同年

大蔵省入省。主計局主計官、同法規課長、

大臣官房調査企画課長、名古屋国税局長

を経て、昭和46年内閣官房内閣審議室長。

昭和47年防衛庁経理局長、49年日本銀行

政策委員会大蔵省代表委員、同年行政管

理庁行政管理局長。51年行政管理事務次

官、53年退官。

昭和53年農林漁業金融公庫副総裁、60年

退任。

昭和60年日本銀行監事、平成5年退任。

現在、東京短資(株)顧問。

## 克服の遺症後占

—祖国の真の独立のために—

国文研叢書 No35

平成七年一月三十一日 発行  
平成七年五月一日 (第二刷)

頒価 九五〇円

著者 小田村四郎

発行所 社団法人 国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

〒104 東京都中央区銀座七―〇―一八

(柳瀬ビル)

TEL(〇三)三五七二―一五二六(代)

FAX(〇三)三五七二―一五二七

振替 東京 七―六〇五〇七番

印刷所 松井ピ・テ・オ・印刷

宇都宮市平出町四二八七―七  
TEL(〇二八六)六二二二五二一

(既刊) 国文研叢書 (新書判)

No. 1	久原 正雄	古事記のいのち (改訂版)	(原) 昭和41年・(改) 昭和48年	316頁
No. 2	森尚一	日本精神史鈔 興衰と王朝の系譜	昭和42年	279頁
No. 3	小田田 文蔵	日本思想の系譜	昭和42年	241頁
No. 4	小田田 文蔵	文蔵資料集・上巻 (古代・中世)	昭和42年	309頁
No. 5	小田田 文蔵	文蔵資料集・中巻その1 (近世I)	昭和43年	317頁
No. 6	小田田 文蔵	文蔵資料集・下巻その1 (近世II)	昭和43年	403頁
No. 7	小田田 文蔵	文蔵資料集・下巻その2 (近世I)	昭和44年	403頁
No. 8	小田田 文蔵	文蔵資料集・下巻その2 (近世II)	昭和44年	381頁
No. 9	小川 修治	歴史と人生観—マルクス主義の超克	昭和43年	283頁
No. 10	小田田 文蔵	欧米名著批判 (明治) 集 文蔵資料集	昭和45年	483頁
No. 11	原 隆	日本精神史鈔 花山院とその系譜	昭和45年	310頁
No. 12	夜久正雄・山田輝彦共著	短歌のすずめ 創作と鑑賞	昭和46年	309頁
No. 13	夜久正雄	短歌のあゆみ (続 短歌のすずめ)	昭和46年	316頁
No. 14	桑 隆	白村江の戦—7世紀・軍ヲリアの動乱	昭和48年	324頁
No. 15	久原 正雄	ヨロヅルにおける「マルクス主義批判論集	昭和49年	338頁
No. 16	桑 隆	国史の地誌—聖徳太子と橘氏の精神	昭和49年	293頁
No. 17	三浦 義一	日本における「マルクス主義批判論集	昭和51年	320頁
No. 18	三浦 義一	明治天皇御集研究 (復刊)	昭和52年	354頁
No. 19	国民文化研究会編	いのち ささげて—戦中学徒・遺跡遺文抄	昭和53年	450頁
No. 20	国民文化研究会編	社会主義理論との戦い (山本勘市博士論文選集)	昭和55年	421頁
No. 21	加新祐五・三浦貞藏編	「とちやん」先生の国語教室	昭和56年	172頁
No. 22	桑原暎一・遺稿から—	戦後教育の中で	昭和56年	298頁
No. 23	小田田 文蔵	明治の精神—近代文学小論	昭和57年	335頁
No. 24	山田 輝彦	米委思想研究抄	昭和58年	320頁
No. 25	松本 正彦	「しきしまの道」研究	昭和59年	270頁
No. 26	夜久正雄	学問・人生・祖国—小田田文蔵二師追憶	昭和60年	320頁
No. 27	久原 正雄	戦後世代からの発言	昭和61年	357頁
No. 28	国民文化研究会編	戦後世代からの発言	昭和62年	350頁
No. 29	国民文化研究会編	戦後世代からの発言	昭和62年	279頁
No. 30	桑 隆	戦後世代からの発言	昭和63年	279頁
No. 31	納 祐	Belief that and Belief in	昭和63年	328頁
No. 32	藤 義三	和歌と日本文化	平成2年	276頁
No. 33	藤 義三	和歌と人類的悲劇	平成3年	326頁
No. 34	戸 啓	祖国と人類的悲劇	平成5年	336頁
		ソ連初版と日本初版	平成5年	338頁







